

第三部 中世關係史料

中世關係史料（古文書）一

1 〔入道西念讓狀案〕
入道西念讓渡

比志島（旧記前一）
氏文書（一三二号）

薩摩国満家院内、限四至、字八郎大蔵義平処分事

四至 東限由須乃木乃中尾大路、南限立土呂木限満家迫

西限面松并浩松行元頂乃藤山、北限千加尾峯頂

右件所領田畠、入道西念之相伝譜第私領也、然而其内子息

等三人、令処分之内、自立土呂木上限四至阡陌、限永代可

領掌之由、大蔵義平所讓与也、以此手次讓狀、調備公驗、

無他人之妨、可領知也、子息等各一味同心、任処分帳、可

領作之狀、所讓渡如件、

承安二年十二月八日

本領主入道西念在判

2 〔源頼朝下文〕島津氏（旧記前一）
文書（一五〇号）

（源頼朝）
（花押）

日向大隅薩摩三箇国惣名也

下 島津御庄官

可早任領家大夫三位家下文狀、以左兵衛少尉惟宗忠久、

為下司職、令致庄務事、

右件庄下司職、任領家下文、以忠久為彼職、可令致庄務之
狀如件、庄官宜承知、勿違失、以下、

元曆二年八月十七日

3 〔島津莊領家下文案〕島津氏（旧記前一）
文書（一五一号）

下 島津御庄官等

可早任鎌倉御下文狀、以左兵衛尉惟宗忠久、為下司職、

致其沙汰事、

右件人、任鎌倉御下知之旨、宜為下司職、可令致庄務沙汰

之狀、所仰如件、故下、

文治元年十一月十八日

在御判 領家大夫三位家下文

4 〔源頼朝下文〕島津氏（旧記前一）
文書（一五三号）

（源頼朝）
（花押）

下 島津御庄

可令早停止旁濫行、從地頭惟宗忠久下知、安堵庄民、致

御年貢已下沙汰事、

右諸国諸庄地頭成敗之条者、鎌倉進止也、仍件職、先日以
彼忠久令補任畢、而今殿下依令相替給、雖無領家之定、至

于忠久地頭之職者、全不可有相違、慥令安堵士民、無懈怠可令致御年貢之沙汰也、兼又、為武士并國人等、恣致自由之濫行、或打妨御年貢物、或背忠久之下知、每事令对捍之由、有其聞、所行之旨、尤以不当也、自今以後、停止彼等之濫行、令安堵住人、不可違背忠久沙汰之状如件、以下、

文治二年四月三日

5〔源賴朝加判平盛時奉書案〕
島津氏（旧記前一）
文書（一六〇号）

（賴朝）
在御判

自近衛殿被仰下島津庄官訴申、為宰府背先例、今年始以押取唐船着岸物事、解状遣之、早停止新儀、如元可令付庄家也、適為被仰下事之上、如状者、道理有限事也、仰旨如此、仍執達如件、

文治三年力

五月十四日

（平）
盛時奉

伊豆藤内殿
（天野遠志）

6〔源賴朝下文〕
島津氏（旧記前一）
文書（一六一号）

（賴朝）
（花押）

下 嶋津庄

（天野）

可早停止藤内遠景使入部、以庄目代忠久為押領使、致沙

汰事

（惟宗）

中世關係史料（古文書）一

右号惣追補使遠景之下知、放入使者、冤凌庄家之由、有其聞、事実者、甚以無道也、自今以後、停止遠景使之入部、以彼忠久為押領使、可令致其沙汰之状如件、以下、

文治三年九月九日

7〔源賴朝下文〕
島津氏（旧記前一）
文書（一六六号）

（賴朝）

（花押）

下 島津庄地頭忠久

（惟宗）

可令早召進庄官等事

右件庄官之中、足武器之輩、帶兵杖、來七月十日以前、可參着關東也、且為入見參、各可存忠節之状如件

文治五年二月九日

8〔關東御教書〕
島津氏（旧記前一）
文書（一六七号）

（賴朝）

島津庄々官等、不随惣地頭忠久下知之状、庄官等之企、尤以奇怪、有对捍之輩者、可令注申給者、前右大将殿仰如此、仍執達如件、

七月十日

（盛時）
平（花押）

9〔北条時氏書状案〕
国分寺（旧記前二）
文書（一五六号）

一二七

修理亮御書

(惟宗康友)

薩摩国御家人鹿兒島馬丞令在京候、為申上在京子細候、罷

入見參候なハ、給暇可令在京之由、令申候、以此旨可令在京之由、令申候、以此旨可令申入給候、時氏恐惶謹言、

『年記』九月廿三日 時氏在裏御判

(北季)

進上平兵衛尉殿

10 〔関東御教書案〕

国分寺 (旧記前二一) 文書 (一五五号)

頼朝公 御袖判

(惟宗)

薩摩国かこしまの藤内康友ハ、奥州へ御共して給暇て、所令帰国也、かつハかこしまの郡司職もとより知行さうるなきよし申、可存其旨趣、仰旨如此、仍執達如件、

(文治五年)

十一月廿四日

盛時奉

伊豆藤内殿

(天野遠志)

11 〔関東御教書案〕

島津家文書一 一八九号

追仰

又件領於他領 件所領内老所者、

相交者、不能知行者、可宛給僧覚弁者、

薩摩国住人阿多四郎宣澄所領谷山郡・伊佐郡・日置南郷・同比郷・新御領名田等事、彼宣澄者、平家謀反之時、張本其一也、仍令停止件職了、早可令知行地頭職者、依仰執達

如件、

建久三年十月廿二日

平在判

(薩堂行政) 民部丞在判

宗兵衛尉殿

(忠久)

12 〔薩摩国凶田帳写〕

島津家文書一 一六四号

薩摩国

注進

事

合肆仟拾町柴段内

掃部頭八十町

(忠久)

右衛門

兵衛尉式千五百九十一丁六

千葉介四百一十町二段

佐女嶋四郎二百十町四段

一円国領二百一十町

幸府本無二字

方々権門領神社五百六町五段

神社領六百五十五町内

安楽寺御領百五十四町四段内領家即別当

国分寺百四町五段 郡々散在下司僧安静

天満宮七町五段 宮里郷内下司在序道友

老松庄廿四町四段 山門院内

温田浦十八町 高城郡内没官御領地頭千葉介

弥勒寺御領百九十六町一段内 領家即別当

五大院九十一町一段 郡々散在下司僧安慶

八幡新田宮三十五町 郡々在散（マツ）下司僧經宗

同宮領市比野十五町 入来院内没官領地頭千葉介御下司在序種明府本

日置庄三十町 同北郷内下司小野太郡家綱

益山庄二十五町 加世田別府内下司塩田太郎光澄

大隅正八幡宮御領二百二十五町内

一円御領荒田庄八十町 麿嶋郡内地頭掃部頭

万得御領百四十五町三段内 郡々在散五十七町五段 嶋津御庄論

此外没官御領内 阿多久吉内八段二十二町五段 伊作御庄内 但、正宮注進定

府領社三箇所五十三町七段内 正八幡論下司見郡

開門宮領四十二町 加地（木） 智覽社注進定

新田宮領十町 河野辺郡内

中嶋宮領老町七段 薩摩郡内

府領社二ヶ所二十五町五段内 五ヶ社内 地頭右衛門兵衛尉

伊作知佐十八町 谷山郡内

郡本社七町五段 麿嶋郡内地頭右衛門兵衛尉

嶋津御庄一円御領六百三十五町内 右衛門兵衛尉

没官御領二百八十五町内

伊作郡二百町 正八幡宮論田 地頭右衛門兵衛尉

日置北郷七十町 本郡司小藤太貞隆無府本

同南郷内外小野十五町 地頭右衛門兵衛尉無府本

無本
和泉郡三百五十町 下司小大夫兼保

残田二千七百廿町七段内

御庄寄郡内没官御領六百十町二段内

三百七十八町三段 地頭千葉介

二百三十二町 地頭右衛門兵衛尉

阿多久吉二百十町四段 地頭佐女嶋四郎

市来院百五十町嶋津御庄寄郡 院司僧相印 地頭右衛門兵衛尉

満家院百三十町同御庄寄郡 院司業平府本無 地頭右衛門兵衛尉

河辺郡二百二十町内同御庄寄郡地頭右衛門兵衛尉

府領社十町 下司平太道綱

公領二百十町 郡司道綱

阿多郡二百五十町

寺領四十四丁八段弥勒寺 下司僧安慶

社領四町弥勒寺 下司僧經宗

寺領五町安樂寺 下司僧安靜

社領八段正八幡宮論一宮、府本無

公領百九十五町四段内 没官御領地頭佐女嶋四郎

久吉百四十五丁四段 本名主在序種明

高橋五十丁 同地頭佐女嶋四郎

已上四ヶ郡、就被符領、有国司訴訟、

高城郡二百五十五丁内

嶋津御庄寄郡

寺領五十三丁安楽寺

下司僧安靜

温田浦十八町

没官御領地頭千葉介下司在序師高

社領三十町弥勒寺

下司僧経宗

寺領三十町弥勒寺

下司僧安慶

公領百四十二町

没官御領地頭千葉介

若吉三十六町

本郡司菓師丸

時吉十八町

名主在序道友

得末二町

名主肥後国住人江田太郎実秀

吉枝十九町

名主在序師高

武光三十三町五段

名主同師高

三郎丸十町

名主在序種明

万得十五町

名主在序師高

草道万得十五町嶋津御庄論

名主紀大夫正家

大河三町五段嶋津同御庄論

万得押紙

東郷別府五十三町二段内

老

寺領八町五段弥勒寺

下司僧安慶

社領二町正八幡宮マカ

下司在序道友

公領四十二町七段内一字無府本 没官御領地頭千葉介

時吉十五町

郷司名主在序道友

得末四町

名主肥後国住人江田太郎実秀

吉枝七町嶋津御庄寄郡

名主在序師高

若末六町同御庄寄郡

名主小大夫兼保

時吉十町七段同御庄寄郡

郷司在序道友

薩摩郡三百五十一町三段内

寺領二十六町八段安楽時

下司僧安靜

寺領五町八段弥勒寺

下司僧安慶

社領一町七段府領五ヶ社内

下司郡司忠友

公領三百十七町内

郡司忠友

成枝八十六町

郡司忠友

光富四十九町内廿町万得

名主荒河太郎種房

是枝九町

名主在序家弘

時吉六十九町嶋津御庄寄郡

名主在序道友
地頭右衛門兵衛尉

若松五十町

名主在序種明
地頭同前

永利十八町同御庄寄郡

名主在序種明
地頭同前

吉永十二町同御庄寄郡

名主当国拒捍使崎田五町
地頭同前

火同丸十四町同御庄寄郡

嶋津御庄方 弁濟使
寄郡

都浦十町

万得

宫里郷七十町内

社領七町五段安楽時

下司在序道友

社領一町弥勒寺

下司僧経宗

公領六十一町五段 嶋津御庄寄郡司紀大夫正家
地頭右衛門兵衛尉

入来院九十二町二段内

没官御領地頭千葉介

寺領二段安樂寺

下司僧安静

寺領二町弥勒寺

下司僧安慶

社領十五町弥勒寺

下司在庁種明

公領七十五町内嶋津御庄寄郡

弁濟使分五十五丁

本地頭在庁種明

郡名分二十町

本郡司在庁道友

邪答院百十二町内嶋津御庄寄郡 没官御領地頭千葉介

富光五十四町

本郡司熊同丸

倉丸三十町

本名主在庁道友
本主滝間太郎道房

時吉十五町

得末十三町

本主肥後国住人江田太郎実秀

牛屎院三百六十町内嶋津御庄寄郡 右衛門兵衛尉

永松二百四十町内

院司元光

幸万五十五町

嶋津御庄方弁濟使

木崎十五町

名主前内舍人康友

光武五十町

名主九郎大夫国吉

山門院二百町内嶋津同庄寄郡

老松庄二十四町四段安樂寺

公領百七十五町六段

地頭右衛門兵衛尉

光則百三十三町六段

院司秀忠

弁濟使分二十七町

名主嶋津御庄領家沙汰
本名主是兼入道死去後

高橋十五町

地頭右衛門兵衛尉

莫祢院四十町嶋津同御庄寄郡

延武三十五町

院司成光

土師浦五町

名主小大夫兼保

甕嶋四十町内嶋津御庄寄郡

上村二十町

本地頭在庁道友

下村二十町

本地頭薬師丸

日置庄三十町北郷内弥勒寺

同南郷三十六町

没官御領地頭右衛門兵衛尉

加世田別符百町内

下司塩田太郎光澄

社領二十五町弥勒寺

地頭右衛門兵衛尉

公領七十五町内

名主肥前国住人石居入道

山田村二十町

郷司弥平五信忠

千与富四十町

没官御領地頭佐女嶋四郎

村原十五町

智覽院四十町内嶋津御庄同寄郡

府領社九町七段正八幡宮論下司忠答

公領三十町三段 郡司忠答 地頭右衛門兵衛尉

穎娃郡五十七町内嶋津同御庄寄郡

府領社二十三町 下司穎娃次郎忠康

公領三十四町内七段 本郡司在序種明 地頭右衛門兵衛尉

揖宿郡四十七町内嶋津同御庄寄郡

府領社九町三段正八幡宮論下司思元

公領三十七町七段 下司平三忠秀 地頭右衛門兵衛尉

給黎院四十町嶋津同御庄寄郡 郡司小大夫兼保

谷山郡二百町内嶋津同御庄寄郡 没官御領地頭右衛門兵衛尉

府領社十八町

公領百八十二町

麿嶋郡三百二十二町内嶋津同御庄寄郡

寺領三十七町五段安樂寺 下司僧安靜

社領八十町正八幡宮領

府領社七町五段 下司前内舍人康友

公領百九十七町 郡司前内舍人康友 地頭右衛門兵衛尉 但本郡司平忠純

伊集院百八十町内

上神殿十八町 万得

下神殿十六町 万得

桑羽田五町 万得

野田六町嶋津御庄論 本主在序道友

大田十五町同御庄論 本主在序道友

寺脇八町同御庄論 万得

時吉二十五町 名主同前

末永二十五町 院司八郎清景

続飯田八町 名主權太郎兼直

土橋十三町 名主紀四郎時綱

河俣十町 名主僧忠覚

谷口十四町 没官御領地頭右衛門兵衛尉

十万六町 名主紀平二元信

飯牟礼三町 万得

松本十八町 万得

右件凶田注文、去文治年中之比、依豊後冠者謀叛、彼乱逆之間、被引失畢、仍大略如件、

建久八年六月 日 權掾藤原朝臣在判

權掾伴 在判

大目大蔵 在判

權大前 在判

目代右馬允藤原在判

建武元年八月廿四日已時許書寫了、
於京都綾小路烏丸面西煩宿、同交点了、

筆者沙弥光裕

13〔弥勒寺喜多院所領注進〕
石清水文書二
一四三二号

注進 弥勒寺喜多院所領庄園名田末寺末宮別保等事

合

豊前国

位登庄六十町 糸田庄百三十丁 金国八町 大野庄五十丁
葛野庄 六十丁大摘也 宇原(ママ)田名田庄田十町 島原庄八町
名田 大野井庄 庄田冊町 山田庄并佐留尾 百廿町
八丁 庄田三十丁 名田八十丁 田井田庄六町 長命丸
黒土庄 名田冊町 広山庄八十町 田井田庄六町 別府
八町 永用名田廿丁 日足塚地廿五丁 向野塚地廿町 山
下別符廿丁 麻生名田并石丸合五十丁 篠崎庄八十丁 津
布佐庄八十丁 伝法寺 伊田別符百卅町 乙見別符二十五
丁 護澤名田卅町 吉成八町 川島名六町 時成五町 豆
勝国三十町 貴勝国六丁 菊丸名田七丁 打々別符六丁
荒津別符卅町 上松別符十八丁 日奈土別符卅丁 池尻別
符卅五丁 記多良野別符十三丁 夏焼名田六十丁 中觀寺
三丁 入学寺五十丁 流末絹富冊町 同益枝 本三十丁成房
末八丁永意
全丸六丁 同香丸十丁 三郎丸五丁 少犬丸七丁 今男丸

中世關係史料(古文書) 一

十丁 法師丸三丁 菩提院八丁 尾山福丸七丁 沖臣今男
六丁 澤光清永二百丁 光国八丁 延永名田十丁 富河内
二十丁 今任冊丁

已上豊前国五十五箇所

豊後国

竈門庄七十丁 八坂庄百三十丁 日出庄五十丁 真玉庄五
十丁 伊美庄并岐部浦合七十丁成印 大神庄并乃木井合冊
町 都甲庄九十丁 姫島島 香地庄三十五丁 草地庄二十
五丁 榎隈別符島 白野行久波禰八十丁 竹田津庄十四丁
妙覺寺八丁 法滿寺三丁 永興妙法寺十九丁 藤尾寺三丁
六段 由原宮

已上十八箇所

筑前国

少倉庄二十五丁 秋月庄五丁 依井庄三十丁 大分宮六十
丁内御佃五丁 薦田別符六十丁 忠隈二十丁 吉隈 加毛
馬 稲田 五郎丸 三郎丸 大円寺三十町 自在丸 時松
已上十四箇所

筑後国

限上庄七十丁 護皇院御佃五丁 上妻庄十五丁 河合庄三十丁
原田庄五十丁 會利島 清安

已上七箇所

肥前国

島崎庄別院成道寺八十丁 綾部庄三十丁 奈良田庄百丁

上養父庄二十丁 千栗宮御佃五丁 惠利青木合七十丁

已上六箇所

日向国

船曳庄五十丁 富高庄廿丁 塩見庄二十丁

已上三箇所

薩摩国

日置庄 荒田庄 新田庄 五大院

已上四箇所

肥後国

泉庄 野原庄七百丁实在八百余丁 守山庄 藤崎宮

已上四箇所

大隅国

正八幡宮 同東俣庄 国分寺薩摩国鹿兒島庄

已上三箇所

惣都合百四箇所

14 (將軍家源 賴朝 政所下文) (旧記前一 一八二号)

前右大將家政所下 左兵衛尉惟宗忠久

可早為大隅薩摩兩国家人奉行人、致沙汰条条事、

一、可令催勤内裏大番事、

右、催彼国家人等、可令勤仕矣、

一、可令停止売買人事、

右件条、可禁遏之由、宣下稠疊、而辺境之輩、違犯之由、

有其聞、早可停止、若有違背之輩者、可処重科矣、

一、可令停止殺害已下狼藉事、

右、殺害狼藉禁制殊甚、宜守護國中可令停止矣、

以前条々、所仰如件、抑忠久寄事於左右、不冤凌無咎之輩、

而又家人等誇優恕之余、不可对捍奉行人之下知、惣不慮事

出来之時、各可致勤節矣、以下、

建久八年十二月三日 (案) 安主清原

令大藏丞藤原 (花押) 知家事中原

别当前因幡守中原朝臣 (大江庄元)

散位藤原朝臣 (花押) (一階堂行政)

15 (島津忠久内裏大番役支配注文案) 江田氏 (旧記前一 一八三号)

内裏大番之事任被仰下旨可令參勤人 (文書 脱力)

川辺平二郎 别府五郎 鹿兒島郡司

穎娃平太 伊佐平四郎 薩摩太郎

知覽郡司 益山太郎 高城郡司

在国司 牟木太郎 江田四郎

莫祢郡司 山門郡司 給黎郡司

指宿五郎 南郷万楊房 小野太郎

市来郡司 滿家郡司 宮里八郎

萩崎三郎 伊集院郡司 和泉太郎

右各守注文之旨、明春三月中令参上、可令見知役所給也、
(源頼朝)且鎌倉殿仰旨如此、早可被存其旨之状、如件、

建久八年十二月廿四日

(島津忠久)左衛門尉在判

薩摩国地頭家人御中
(御脱力)

16〔島津忠久内裏大番役支配注文案〕

長谷場(旧記前一
|八四号)氏文書

内裏大番事(被脱力)任仰下之旨、可令賞勤人々

鹿兒嶋郡司 河辺平次郎 別府五郎

穎娃平太 伊作平四郎 薩摩太郎

智覽郡司 益山太郎 高城郡司

在国司 牟木太郎 莫祢郡司

山門郡司 給黎郡司 指宿五郎

市来郡司 滿家郡司 小野太郎

宮里八郎 萩崎三郎 伊集院郡司

和泉小太夫

右各守注文之旨、明春三月中令参洛、可令見知役所給也、
(源頼朝)且鎌倉殿仰旨如此、早可被存其旨之状如件、

建久八年十二月十四日 (島津忠久)右衛門兵衛尉在判
薩摩国御家人御中

17〔島津忠久内裏大番役支配注文〕
市来氏(旧記前一
|八五号)文書

内裏大番事(被脱力)任仰下之旨、可令賞勤人々(参九)

市来郡司 別府五郎 鹿兒嶋郡司

河辺平次郎 伊作平四郎 薩摩太郎

穎娃平太 益山太郎 高城郡司

智覽郡司 牟木太郎 江田四郎

在国司 山門郡司 給黎郡司

莫祢郡司 南郷万楊房 小野太郎

指宿五郎 滿家郡司 宮里八郎

萩崎三郎 伊集院郡司(本マ) 和泉小太夫

右各守注文之旨、明春三月中企参洛、可令見知役所給也、

且鎌倉殿仰旨如此、早可被存其旨之状如件、
(源頼朝)

建久八年十二月廿四日 右兵衛尉在判
(島津忠久)

薩摩国御家人御中

真幸院郡司名田

満家院郡司名田

穆佐院郡司名田

南郷弁濟使名田

宮里郡司名田

右件名田等、早可令知行、兼又前掃部頭知行惟澄所領、同
(中原親能)

可令知行給者、依前右大将殿仰、執達如件、
(頼朝)

建久九年二月廿二日 平在判
(盛時)

島津左衛門尉殿
(忠久)

18 〔関東御教書案〕 比志島(旧記前一)
氏文書(一八七号)

鹿屋院弁濟使名田

真幸院郡司名田

満家院郡司名田

穆佐郡司名田

南郷弁濟使名田

宮里郡司名田

右件名田等、早可令知行、兼又前掃部頭知行、惟澄所領、
(中原親能)

同可令知行給者、依右大将家仰、執達如件、
(前統)

建久九年二月廿二日
(平盛時)

島津左衛門尉殿
(忠久)

20 〔関東御教書案〕 下甌島長浜(旧記前一)
村惣兵衛藏(一九一号)

久米乃次郎家願(かじ)きハ
(僞)

ツキ、其跡をハ子息あらハ相伝すへきに、一人の子もなき
によりて、舍弟忠重にたふへきなり、奉公の物のあとをハ、

御いとをしミあるへき事にてあるうゑ、証文を以て
たふへきなり、いまたわかき物にて、ものに心えぬところ

やあるらんとおほしめせとも、ほうこうてゆのゆかりなれハ、
(の物)

ハ、かくおほせつかはすなり、当時者藤内康友知行のよし
申なれハ、他所をもとらせて、家願か跡をハ、このたゝし
(惟宗)

御下文をもなしたふへけれども、忠久かさたの所也、

19 〔関東御教書案〕 雑(旧記前一)
抄(一八九号)

島津庄内郡司弁濟使等名田事、

飢肥南郷郡司名田

鹿屋院弁濟使名田

家願ニも御教書をつかはしてたひたりしかハ、かくおほせ
つかハすなりと、おほせことなり、仍執達如件、

建久九年九月(愚)

散位平

嶋津左衛門尉(忠久)

以執達如件、

建仁三年十二月九日

景成奉

長沢左衛門尉殿

当国守護所

21 〔関東御教書案（中欠）〕（旧記前四―三六一号）

嶋津庄内鹿兒島郡司、弁濟使両職事、(惟宗)康友与忠重召問両方、

任文書理、可沙汰付之由、先日令下知之処、件忠重不待裁

許、令逃脱庄内之上、剩私用御米之条、罪科不輕之由在庁

并代官所申也、如聞者、忠重所行甚以

……………（紙継目）（旧記前二―九二号）

薩摩国御家人鹿兒嶋中務次郎康邦与矢上左衛門尉盛澄後家

相論、当国

……………（紙継目）……………

建仁元年十一月廿二日

(北条時政) 遠江守

在御判
北条殿

22 〔北条時政御教書案〕執印氏(旧記前二―)
(時政) 文書(一〇三号)

北条殿在御判

(惟宗) 藤内康友訴申、嶋津庄内鹿兒嶋郡司并弁濟使職事、召問両

方理非於庄官等、付文書道理、可令致沙汰給之由所候也、仍

23 〔惟宗康友所領目録〕（旧記二―
一〇二号）

薩摩国牛屎院之内

木崎十五町名田主前内舍人康友

同国鹿兒嶋之内

府領社七町五段、下司前内舍人康友(惟宗)

公領百九十七町、郡司前内舍人康友

右文治ヨリ建久之比為領主、

24 〔將軍家政所下文〕島津氏(旧記前二―)
(端裏書) 文書(一二二号)

「さつまかたの御下文」

將軍家政所下 島津庄内薩摩方住人

補任 地頭職事

左衛門尉惟宗忠久

右人如本為彼職、任先例可令致沙汰之状、所仰如件、以下、

建曆三年七月十日

(景盛) 案主菅野（花押）

令凶書少允清原(清定)(花押)

知家事惟宗

別当相模守平朝臣(北条義時)(花押)

遠江守源朝臣(親広)(花押)

武藏守平朝臣(北条時房)(花押)

書博士中原朝臣(仲章)

25 (建部清忠解狀斷簡) 祢寢文書一
| 二二二号

(○前欠)

高保・高平等身并子息郎從等、令掠領祢寢南俣由事云々

略之、

一通正 鎮西守護人千葉介外題元曆二年五月日

狀云、如解狀者証文等明白也、任相伝令領掌之云々、

一通正 大宰府下文同年六月五日

狀云、下大隅国雜掌、可任相伝領掌藤原重弘・重信訴申

祢寢院南俣田畠山野等事、副下先証文等、右彼解狀僞、

右件南俣者、重信之伯父藤原高平以相伝文書、令領知之

間、為在庁清房・近清等、巧無道、彼高平并舍兄重妙

重弘(賜力)等、令殺害畢、爰重弘勒由緒令訴申之日、任道理可

領掌之由、重野御下文、令領知之处、伺重弘・重信京上

之隙、件清房指不蒙上宣、令押領知、彼清房者、平家之

与力之人、甕嶋郡司有平止同意天宣旨之御使時遠於散々

止射動、又其從類等切頸畢、仍時遠・清房於搦取天切頸

畢、重信者源家之御方也、雖無縱文書、蓋无差別乎、於

于今者指无相論輩、何況有証文限、重賜御下文之者・弥

存正理之貴、猶仰旧理之直事、仍勒狀言上如件、以解者、

如解狀者、証文等明白也、任相伝上領掌狀如件云々、

一通正 国施行同年六月日

狀云、大隅国雜掌、可任相伝領掌藤原重弘・重信等

上如重能申者、清貞依方々負物自領家不知其名被召彼所

領之日、高平光基妹夫也相副証文伝取畢由申之、而如

殿下政所下文者、頼清貞親字有憚、死去之後、嫡男近助令

領知之程、頼清貞伯父負累蒙方々苛責之間、頼清清貞父弁件

負物等、相副本券、沽与頼清之由、被載之、然者重能申

狀首尾相違歟、仍清忠所申、非無証拠歟是一、

次為清貞誅高平清貞由事、如重能申者、為清貞被打殺聲

高平天、被取彼証文所領畢、仍平家之時訴申之日、被仰

不便之由、重弘重能重信重能給知行之云々、如清忠陳者、

高平以無道為業之間、祢寢院内水田式町玖段大之外、可

令惣領一院之由、巧謀叛差遣重妙高平舍弟依令押領矣、

清房清忠親清親高一家各存不安之由、令討高平并重妙等事、既及五十箇年事也、此平家御時事也、更無御沙汰、

隨又故大將殿御時師重重能伯父雖訴申之、御成敗云、既平家時事不及訴申云々、如狀者、非清忠之所行之上、云平家時、云故大將家御時、無其沙汰者、今更難被成敗歟、兼又調度文書等相伝事重能申云、高平光忠妹夫□之父聲父伝取彼証文之處、清貞清忠曾祖父打殺高平取彼証文云々、又申云、清房等打殺高平天証文等越毛押取候也云々者、兩様申詞涉不審之上、如重能所進大府宣并夜打張本注文等者、清房等打殺

高平之旨(○後欠)

26 (関東御教書案) 島津氏 (旧記前二一) (二階堂行政) 文書 (一二四号)

散位藤原朝臣在御判

逐仰

若背先例、对捍輩出来者、可令注申交名給候、

明年内裏大番事、自五月至于七月上旬十五日、以薩摩国御

家人等可令勤仕之、兼又日向・大隅并老岐嶋可寄合也、可

令此旨下知給之状、依鎌倉殿仰、執達如件、

建保三年十月四日 凶書允清原在判

謹上 嶋津左衛門尉殿

中世関係史料 (古文書) 一

27 (檢校祐清 (?) 讓状) | 石清水文書一 | 一六九号

讓与

処分庄々并屋地等目錄

一 東山母尼

大日寺弥勒寺領 平世正宮領

一 壇殿女房

八坂下庄弥勒寺領 新田宮并□□院 塩見富高年貢絹

拾疋別進布伍段 撰津国三津寺 畠三段在八幡河合

一 權別当僧都

弥勒寺正八幡宮檢校執行事

不書置証文之外、可令返付寺家庄々、

豊前国

津布佐庄 向野庄 山下保 永用保

豊後国

伊美庄

肥前国

綾部庄 成道寺 養父庄

一 金剛法眼

篠崎庄弥勒寺領 小倉庄同領 桑東西郷正宮領

田中東房宇等

一三九

一 長寿法眼

(長清)

荒津庄弥勒寺領 乙見 石丸両保

延命律師

(性清)

絹富保弥勒寺領

一 女々御前

草野庄弥勒寺領 糸田庄同 能蓮母尼寢殿侍等

一 寿持姫

草地庄弥勒寺領 護得寿多良野同領

一 龜姫

日奈土庄弥勒寺領 家田屋々敷幸定進

(幸清乙)

一 田中女房字万歳

奈良田庄肥前国弥勒寺領 秋月依井庄同領筑前国 荒田

庄正宮領 廻村同 散在田島等在山城国所々
注文在別紙

駿河少路屋地 山崎宝積寺西谷保

(宝清)

一 修理別当法眼

弥勒寺正八幡宮領庄々

泉本庄 弥勒寺領

肥後国

大野井庄 同領

豊前国

苜田庄 同領

同国

山香庄豊後国

正八幡宮領

三躰堂 上小河 栗野南北両村

私領鎮西

三箇庄

一 因幡国

滝房庄

一 摂津国

木代庄領家并預所職

宮原田參町内

一丁丈六堂寺用料、一丁海住山本堂二
令寄進了、一丁南善法院持仏堂仏聖料

所々房舍 八幡内

家田房宇同敷地 田中房宇同敷地

喜田善法院房地 付南馬場屋

北泉屋地等

御山上西谷房

寢殿以下具房并同地

一 京

三条高倉屋地 三条坊門富小路地老主余參拾伍丈

一 仁和寺

紙屋河房地同窪屋地 菖蒲谷山領 散在田島 在山城国

一 曼珠法眼

(明清)

平山村正宮領

一 薬師姫

大神庄弥勒寺領

一 日光姫

野原庄弥勒寺領

一 綾姫

黒土庄弥勒寺領

一 福王子姫

祈禱院弥勒寺領

井上庄大和国

南善法院下堂房等同地

一 南殿、甲斐局也、同女子得寿姫令讓所々

大分宮庄弥勒寺領 隅上庄同領 木代庄内小松谷田式

町畠屋敷山林等 八幡角屋地 御山西谷房 故尊榮民部房居住、当时入道覺王

大畠式丁在本券文等 美豆領田畠 内大臣通光御寄進当宮領也 京三条

西洞院地三戸主 紀伊国 小川 柴目 七重山 鉢立

長谷村等

一 八幡善法院地藏堂寺用等事

供田老丁六段 不断念仏衆拾口各式段可宛之也

仏性并僧供料等

日向国船曳庄年貢米内參拾斛京定本斗

一 千手 因幡局也

田中屋地

南田井友窓進田柒段

承久二年十二月 日

28 (北条泰時書状案) 島津氏 (旧記前二一)

しまつ出雲の三郎兵衛尉忠時と軍のいくさ、てんのきや御上仕て候に、

人々出雲いつもへ有難したいを申候ところに、いつもへ出雲もまかり下

候也、ありかたく、きうくしくみへ候しにて候也、便宜

の時有難は、可令人見參給候、しさいはをりかみに見えて候也、

恐々謹言、

承久三年七月十二日 武蔵守在判 「泰時」

藤内左衛門尉殿

29 (薩摩国序下文) 權執印 (旧記前二一) 氏文書 (一四九号)

序下 諸郡郷院

可早任先例、令勤仕八幡新田宮御放生雜事

高城郡

宝樹二本 騎兵一人 出馬一疋 競馬一疋 松百把 相

撲二人 菩薩料一人 浜梯除庁屋七間 私方 東郷三間 時吉一 延武一

若吉一 二立一前 次三十前

薩摩郡

宝樹二本 騎兵一人 出馬一疋 競馬一疋 松百把 相撲二人 菩薩料一人 持夫一人 浮七丈 (私力) 浜梯除僧坊一
入來院 二立一前 次三十前 流鏑馬二番 郡司一番 荒河一番

道造 自御館御門 至于原中 出馬一疋 競馬一疋五十把 相撲二人
持夫一人 樂所屋一字三間 二立一前 次十二前騎兵一人

祁答院

道造 自御館御門 至于原中 騎兵一人 競馬一疋 出馬一疋 相撲

牛屎院

道六段卅 騎兵一人 出馬一疋 競馬一疋 松百把 相撲一人 菩薩料一人 持夫一人 浮六丈 (浮力) 家子屋三立一
次三十

山門院

道 自橋本至 于宮原中 騎兵一人 出馬一疋 松百把 相撲二人
菩薩料一人 持夫一人 御庁三間シレス 屋形浮四丈
二立一前 次三十前

莫弥院

道 自橋本至 于鳥居 騎兵一人 出馬一人 松四十把 相撲二人

菩薩料一人 浮三丈 相撲屋二間 二立一前 次十五前
不田百把 鉄二廷 御藥修理 流鏑一番
伊集院 道六段 騎兵一人 出馬一疋 相撲二人 松百把 浮三

丈 持夫一人
指宿院 道二段 騎兵一人 出馬一疋 松五把 相撲一人 桴三

丈 持夫一人

穎娃院

道二段 騎兵一人 松五十把 出馬一疋 浮三丈 相撲二人

智覽院

道一段卅 騎兵一人 松五十把 出馬一疋 浮三丈 相撲二人 藥一連 御箒二間 広四尺 長八尺

河辺郡

道五段 騎兵一人 出馬一疋 松五十把 相撲二人 持夫一人 藥一連 御箒三間 広六尺 長八尺

阿多郡

道八段 騎兵一人 出馬一疋 松百把 相撲二人 浮六丈 持夫二人 竜頭船一艘 安幕一間 持夫一人 菩薩

料一人 浮七丈 御目代屋三間 二立一前 次二十騎流
鏑二番 郡司一番 余名一番

市来院

道五段卅 騎兵一人 出馬一疋 松五十把 相撲二人

菩薩料一人 持夫一人 小舎所屋三 浮四丈 二立一前

流鏑一番

満家院

道三段 騎兵一人 出馬一疋 松五十把 相撲二人 浮

三丈 持夫一人 小舎人所三間 二立一前 次十五前

鹿兒島郡

道六段卅 騎兵一人 出馬一疋 松百把 相撲二人 持

夫一人 浮七丈 持屋三間家子方 鼓打一人 笛吹一人

拍子打一人 殖女一人 苗引一人 二立一前 次三十前

谷山郡

道六段廿 出馬一人 松百把 相撲一人 持夫一人 浮

五丈 鼓打一人 笛吹一人 拍子打一人 殖女一人 高

足一人 安幕二間 騎兵一人 二立一前 次二十前

給黎院

道二段 騎兵一人 出馬一疋 松五十把 相撲二人 二

日置南郷

道三段廿 騎兵一人 出馬一疋 松五十把 相撲二人

持夫一人 浮三人 雞首船一艘 家子屋三間

同北郷

道三段廿 騎兵一人 出馬一疋 相撲二(八脱九)持夫一人 松

五十把 浮三丈 御厩副屋三間 二立一前 次十五前

流鏑一番

右色々雜事等、任先例守式目、可令勤仕之状如件、

承久三年八月廿一日

—— 在判

—— 在判

大目——判

掾——大前在判

30 (北条泰時書状案) 国分寺 (旧記前二丁) (一五七号)

(惟宗康父)

文書

薩摩国御家人賀兒島馬丞之子息右近将監友尚・四郎康忠令

参上候、馬丞者、阿シレズ 召人西面衆預候而、下遣薩摩国

候也、入洛之後、件輩最前罷上候、以此旨入見参候なハ、

急々申暇可令帰国給候、恐々謹言、

(北条泰時)

武蔵守御判

『年記 不評』九月廿九日

壹岐前司殿

嘉禄三年十月十日

31 〔島津忠久讓状〕 島津氏 (旧記前二一) 一八八号

33 〔関東御教書案〕 執印氏 (旧記前二一) 九二号

讓渡

薩摩国御家人鹿兒嶋小太郎康弘申御郡司職事、訴状遣之、如状者、論人忠重・忠光等承久合戦之時、為京方云々、為被糺明実否、可令召進彼兩人也、明年四月以前、可参着関東、若過其期者、就訴状可有御成敗也者、依鎌倉殿仰、執達如件、

薩摩国地頭守護職事

武藏守(泰時)在御判(時房)相模守(時房)在御判

左衛門尉惟宗忠義 (忠時)

大隅前司入道殿

伊作庄

かわのへの郡 指宿郡 (川辺)

嘉禄三年十二月廿四日

この三ヶ所外ハ、可被致沙汰也、

武藏守(泰時)在御判(時房)相模守(時房)在御判

右、限永代可致其沙汰之状如件、

嘉禄三年六月十八日

嘉禄三年六月十八日

豊後守(忠久) (花押)

32 〔将軍家 藤原 頼経 安堵下文〕 島津氏 (旧記前二一) 一九一号

34 〔関東御教書案〕 執印氏 (旧記前二一) 二〇一号

下 左衛門尉惟宗忠義 (忠時)

鹿兒嶋中務丞康兼訴状如此、郡司職事、為対決、可被召進矢上三郎盛澄之状、依仰執達如件、

可早領知越前国守護職、嶋津庄内薩摩方地頭守護職并十二島地頭職 但、除河辺郡指宿郡伊作庄定、此外泉庄、後家 給御下文畢、後家一期後者、忠義可令伝領之、

貞永元年閏九月八日

信濃国太田庄内小嶋・神代・石村南・津乃 已上四地頭職事 箇郷

武藏守(泰時)在御判(時房)相模守(時房)在御判

右人、任亡父豊後守忠久朝臣讓状、可安堵彼職之状、所仰如件、以下、

豊後三郎左衛門尉殿 (島津忠義)

如件、以下、

豊後三郎左衛門尉殿

35〔財久吉請文案〕山田文書四号

請申 谷山郡地頭檢非違所兩職同事

合

御得分米百式拾斛 国津定

右件於御米者、加麦所当并野畠地子一色所申請也、

唐綾染端

右件於綾者、為申請檢非違所御沙汰、所同申請也、

桑代布老段 但六丈

苧百五拾兩内 七十五兩代布參端各六丈
残七十五兩者苧苧可令進候

色革拾枚 (マメ) 移花拾枚

右件於革者、為止廻狩并藍茜等弁所申請也、以前色々御

年貢等、為百姓安堵、所申請也、然者有請所定者、追年

無懈怠可令弁濟候、仍請文之状如件、

貞永二年三月日

財久吉在判

36〔關東御教書案〕執印氏
(進志) 文書 (二〇四号)

薩摩国御家人中務丞康兼申鹿兒嶋郡司職事、矢上三郎盛澄

請文令披露畢、而康兼重訴状如此、盛澄遲参之条、何様事哉、

康兼令発向之時、盛澄可参会也、今度若及遲怠者、就康兼

訴状、可有御成敗也者、依仰執達如件、

天福元年六月廿八日 (泰時) 武藏守 在御判

(時房) 相模守 在御判

豊後三郎左衛門尉殿 (忠義)

37〔關東御教書案〕比志嶋
(島津) 氏文書 (二〇五号)

薩摩国豊後三郎左衛門尉忠義領荒野事、為地頭沙汰、開発

常々荒野、減斗代、可令弁勤年貢之由、所申請也、宜為公

平歟、可被申達本所之状、依鎌倉殿仰、執達如件、

天福元年九月廿二日 (泰時) 武藏守 在御判

(時房) 相模守 在御判

(重時) 駿河守殿 掃部助殿 (時盛)

38〔僧智弘等三人契約状〕比志嶋
氏文書 (二〇六号)

満家院内比志嶋・西俣・城前田・上原菌、但八郎入、
道屋敷也於此所

々者、先日大御前被奉付候了、而今上総殿依有被仰旨、為

存公平、又河田村ヲハ上総殿可奉付給之由、智弘・実範・

道房三人同心シテ入道殿并女房兵衛太郎殿各奉向、及心程

者、教訓可申候也、而彼人々背各之教訓、件河田村ヲ上総

殿不奉付給者、於自今以後者、至此三人者、(反脱力)令兵衛太郎殿

事ニモ、入道殿事モ雖何所領所職、敵人也、相向一口之間
答不可申候之状、如件、

天福元年十月二日

僧智弘 (花押)

僧実範 (花押)

紀道房 (花押)

為証人執筆大中臣資用 (花押)

をのくをせ候ニよて、かわたのむらにをいてハ、又か
つさとのにまいらせ候了、

(税所義也)
ふちはら

よしすけ (花押)

39 〔関東御教書案〕 執印氏 (旧記前二一)
文書 (二二三三号)

薩摩国鹿兒嶋郡司職事、論人矢上三郎盛澄参上之時、被召

決両方、可有御成敗之状、依仰執達如件、

文暦二年九月十六日 武藏守在御判

(時男)
相模守在御判

(執印康兼)
中務大夫殿故康兼

40 〔某書下〕 比志島 (旧記前二一)
氏文書 (二三三六号)

(花押)

上総房榮尊申、比志嶋・河田両村農料之間事、件農料者、
日吉社上分稻伍拾束十合七升法定云云、而去年為大輔房淨尊沙汰、
所蒞取、於蒞田跡農料者、任国例壹段別参束、為淨尊之沙
汰、可令返与之状如件、

嘉禎二年九月十五日

41 〔北条泰時書状案〕 執印氏 (旧記前二一)
文書 (二四三三号)

薩摩国御家人覺嶋小太郎康弘申御郡司職越訴事、申状具書

如此、尋究子細、可被申沙汰候、謹言、

仁治元年七月三日 泰時在御判

撰津前司殿

実名師員

42 〔家田宝清处分状〕 石清水文書
(端裏書) 一宝清处分状

譲与

处分 弟子権別当権少僧都宮清事等

弥勒寺領

泉本庄肥後国

大野井庄豊前国

八田庄同国 山香庄豊後国

秋月依井庄 筑前国
自母堂手讓得之

正八幡宮領

三躰堂 上小河

栗野南北両村 荒田庄自母堂手讓得之

私領鎮西

三箇社在文書

因幡国

滝房庄在文書殊経奏聞、令立券

撰津国

木代庄領家并預所職

山城国

藤和田藪故明円之後家并任明寄進之

所々房舍

八幡内

家田房宇同敷地具屋等

北善法院房同敷地具屋等

田中以下所々屋敷等

御山西谷房敷地具屋等

報恩寺并西証寺敷地等

中世關係史料（古文書）一

散在御菜田島參町

京

三条高倉敷地具屋等

仁和寺菖蒲谷領

右庄々并敷地房宇等、先師讓給之、此内母堂二箇所讓給之、各可伝于子々孫々之由、具于御讓狀也、而相副次第証文等、所讓与于宮清也、将来敢不可有他妨、此庄々内木代庄并荒田庄者、女房一期之間讓与之、不可致其妨也、仍為後日記文、書此狀、讓与之狀如件、

仁治三年九月廿五日

石清水八幡宮寺別当前權大僧都法印大和尚位（花押）
（宝清）

43〔税所義祐書狀〕比志島（旧記前三一）
氏文書（二五九号）

満家院内比志嶋・西俣・河田・城前田・上原藪 但八郎入
道屋敷也、

此所々、任和与之儀、互無相違御知行候上者、別令賜安堵御下文給候事、不及左右候、但公事配分之事者、如先例、可有御沙汰候也、恐々、

寛元二年七月十五日 （税所）
藤原義祐（花押）

上総法橋御房御返事

『比志島家元租榮尊也』

44〔北条経時書状〕比志島(旧記前三一)氏文書(二六三号)

上総法橋指申安堵御下文事、申状并証文等如此候、相尋子

細、可令申御沙汰給候、謹言、

寛元二年十一月廿五日

(北条) 経時在御判

出羽前司殿

45〔関東御教書案〕比志島(旧記前三一)氏文書(二六四号)

薩摩国満家院内比志嶋・西俣・河田・城前田・上原菌已上

伍箇所事、雖不帶本御下文、進覽度々御教書案上、如守護

人嶋津大隅前司書状者、当知行無相違云々、此上不及異儀

敷者、依仰執達如件、

寛元二年十二月十一日

(泰時) 武蔵守在御判

上総法橋御房

46〔六波羅探題施行状案〕比志島(旧記前三一)氏文書(二六七号)

薩摩国満家院内比志嶋・西俣・河田・城前田・三原菌以上

伍ヶ所事、去年十二月十一日関東御教書披見畢、仍執達如

件、

寛元三年十二月廿三日

(北条重時) 相模守在御判

上総法橋御房

47〔菩薩房讓状〕比志島(旧記前三一)氏文書(二七四号)

比丘尼菩薩房謹辞

讓渡嫡子上総法橋榮尊薩摩国満家院内比志嶋・河田・西

俣・城前田・上原菌已上五箇所名主職事、

右件五箇所名主職者、任相伝菩薩房当知行也、其子細兵衛

太郎義佐之契状明白哉、仍為嫡子法橋榮尊之沙汰、捧調度

文書、賜関東御教書・同六波羅殿御施行者也、於于今者、

讓与彼五箇所之名主職田島等於榮尊畢、永代無相違可令知

行之状如件、

寛元五年三月十一日

菩薩房(花押)

48〔榮尊起請文〕比志島(旧記前三一)氏文書(二七五号)

(端惠) 一、大隅殿へ進書状案

満家院内榮尊知行名田等に付て、関東の御教書を申給(候事)、

惣領主兵衛太郎若ハ末葉にいたり候ても、自然(力不思議出力)

来て候はん時、其咎ニひきまとはされ、候はしのために、(刻)

申給候ところ也、且当院没収の地と候しきさミ御得分米五

十石惣領ニ打はふきてまいらせ候し、其内配分の名々に随

てまいらせ候事、いまに無対捍候、而没収のとこ(三)を、別

御教書を申給ハ、地頭守護をひきはなちまいらせて、別納

二申たてんするかのよし、御とかめをかふり候事、尤其謂候之間、不然之由の起請文を書進候ところ也、加様に御教書を給ハリ候へハとて、しかのこときの御召物をもまいらせ候ハすして、御方を忽緒しまいらせ候事あるましく候、す多くにいたり候ても、或別納二申なし、或ハきんたちの御よにも忽緒しまいらせ候事候ましく候、若此条偽申候は、

日本鎮守八幡大菩薩くまの、権現の御罰を榮尊可罷蒙候之状如件、

宝治元年六月廿二日 法橋榮尊

49〔島津忠時書下案〕比志島（旧記前三一）氏文書（二七八号）

薩摩国満家院内比志嶋・河田・西俣・城前田・上原菌已上五ヶ所名主職事、任去三月十一日比丘尼菩薩之讓状、法橋榮尊可為彼職之状如件、

宝治元年八月十一日

（島津忠時）

前大隅守藤原在判

50〔榮尊申状〕比志島（旧記前三一）氏文書（二七九号）

所申之堀内以下菌々万雑公事地利物并算失田事、先下

知之状等明白也、更不可有相違之状如件、

（花押）

法橋榮尊謹言上、

欲且依年来免行実、且任完御下知等旨、賜重御外題、河田・堀内・中原・上原・城菌・比志嶋・西俣・名主菌同算失田等事、

副進 彼御下知状三通 在惣地頭御代官故大輔房施行

右、件堀内已下菌等万雑公事地利物、任先例蒙御免事、所令進上之御下知状等明白也、而地頭代去年所申給条々御下知之間仁、不申分加様之色目之故、若被掠事モ候ハム歟卜存候天、為御不審捧件御下知之状、為賜重御外題、恐々言上如件、

宝治元年九月 日 法橋榮尊

51〔関東御教書案〕比志島（旧記前三一）氏文書（二八二号）

『三答具書四通』

薩摩国満家院内比志嶋・西俣・河田・城前田・上原菌以上伍箇所名主職事、右任母尼菩薩房今年三月十一日讓状、可令領知之状、依鎌倉殿仰、執達如件、

宝治元年十月廿九日

左近将監在御判
(北条時頼)

相模守 在御判
(北条重時)

上総法橋御房
(栄尊)

52 [左近丞某奉書] 比志島 (旧記前三一)
氏文書 (二八五号)

(花押)

為満家院地頭後家尼・可弁済由・上総法橋訴申日吉上分稲
(栄尊)

元五十束事、具書等遣之、子細具于状、所詮如後家陳申者、
(豊)

為大輔房沙汰、所令勸濃之作毛法橋取上者・不能弁済云
々、件作毛茹取実否、両方被糺明、可令注進申状給之状、
如件、

宝治元年十一月廿二日 左近丞政〇

惣地頭紀二郎左衛門尉殿

53 [税所義祐請文案] 比志島 (旧記前三一)
氏文書 (二八四号)

さいそひやうゑのこけくほたのあまうへ、まよく〇んま
(税所兵衛 後家 尼上)

いり候て、よしすけにそたいのもんそハ〇ほうそたるよし、
(所帯 文書 謀書)

さんそう申候によて、よしすけめしふを給ハりてまいりて、
(論奏 尼上 起 請 文)

あきらめ申候うへ、あまうへのきしやうもんをけさんにい
(見参)

れ候き、さ〇きこしめしひらかれ候あひた、あんとを申候
(安 堵)

を、それによて、みつゑのあひた、ことにせんれいをそむ
(満家)

き、御はうをこんそしまいらする事あるましく候、かきり
(法 忽 諾)

候五十石のよねいまたけたい候ハぬうへ、するさまにも
(懈怠)

たいかん申こと候ましく候、状如件、
(対捍)

ほうちくわんねん十二月十九日 ふしはらのよしすけ
(税所義祐)

在判

54 [六波羅探題施行状案] 比志島 (旧記前三一)
氏文書 (二八五号)

薩摩国満家院内比志嶋・西俣・河田・城前田・上原菌以上
伍箇所名主職事、

右任去年十月廿九日関東御教書、可被領知之状如件、

宝治二年正月十七日

左近将監在御判
(長時)

上総法橋御房
(栄尊)

55 [某寄進状案] 比志島 (旧記前三一)
氏文書 (二八九号)

『口キレナシ』之間代々地頭領家御代官等、令
致方々御祈祷之 証文面依直〇至地頭得分并検断職
者、任先例奉寄進也、但於大犯 〇其身計於力可被
召渡状、所仰如件、
云

免

召渡状、所仰如件、

宝治二年十月三日

56 「采尊置文案」比志島(旧記前四一)氏文書(三一三號)

一又おなし代くわんといへとも、またくあにの心さしにて
ハなし、おやのはからひにてこそあれなんと、いうてか
きりあらぬする事をそむき、やうはいの心あらぬものハ
その代くわんしきをミなくとるへし、

建長五年七月十日 法橋采尊在判

57 「采尊讓状案」比志島(旧記前四一)氏文書(三一四號)

ゆつりわたすちやくし比志島太郎祐範、さつまの国満家
院内比志島・河田・西俣・城前田・上原その以上五ヶ所
の事

右件の田はく、山野ハ、(采尊)やうそんちうたいさうてん、たう
ちきやうさをいなきあひた、(聞東)くわんとう御くたしふミいけ
調度もんしよ等、いしものこさす、祐範ニゆつりわたす事
実也、但於方々くうしならひニ御ねんく等ハ、せんれいに
まかせて(勤仕)きんしせしむへきなり、此旨をもて、永代さとい
なくちきやうせしむへきなり、依ゆつり状如件、

建長五年七月十日 法橋采尊在判

中世関係史料(古文書)一

58 「采尊讓状」比志島(旧記前四一)氏文書(三一五號)

讓渡太郎佐範所々

薩摩国満家院西俣内八世井浦田畠山野平原居屋敷并河田
内柿本一町菌一ヶ所、小山田内上原菌一ヶ所、為佐範五
ヶ所惣領職、讓渡所也、可為無相違知行状、如件、

建長五年七月十日 法橋采尊(花押)

59 「関東御教書案」比志島(旧記前四一)氏文書(三一六號)

薩摩国満家院内比志嶋・河田・西俣・城前田・上原菌已上
五ヶ所名主職事、任去建長五年七月十日法橋采尊讓状、太
郎佐範可為彼職、但不帶采尊讓状正文之間、所相貽御不審
也、舍弟中有申旨之時者、可有改御沙汰『末紙切レテナシ』

60 「采尊所領配分状」比志島(旧記前四一)氏文書(三三二號)

比志島・河田・西俣・城前田・上原菌已上五ヶ所之惣領職者
太郎祐範仁讓渡、但其内弟共仁代官職□可宛事、
一、河田名代官宮次郎、但此内孫江田三反、又元明か居屋
敷者、乙二郎可領知、
一、西俣名代官者、弥三郎守忠、但此内辺牟木之木場山口
田五反者、乙方可領知、

一五一

一、城前田并河田内孫江田元明か居屋敷之代官職者、乙次郎又同代官と謂共、全非兄之志、親之志計にてこそあれなど、いゝて、限有むする事お背キ、向背之心有ん物は、其代官職お皆々取へし、

61〔薩摩国守護島津忠時書下〕比志島(旧記前四一)氏文書(三三三三号)

薩摩国満家院比志嶋・河田・西俣・城前田・上原菌五ヶ所事、

任去建長五年七月十日法橋榮尊讓状、関東御下知御教書、

太郎祐範当知行之上者、不及異儀状、如件、

正寿元年八月廿二日(島津忠時)前大隅守(祐範)(花押)

比志島太郎殿

62〔六波羅御教書〕執印氏(旧記前四一)文書(三四三三号)

薩摩国御家人麿嶋中務次郎康邦与矢上左衛門尉盛澄後家相論、当国麿嶋郡司并弁濟使両職事、散状披見了、此事去二月中可召進彼後家之由、被下関東御教書之間、相触之処、

于今不参之条、太自由也、不日可被催『是ヨリ奥切レテナシ』

弘長元年四月五(北条時茂)左近将監

大隅式部丞殿(山田忠繼)

63〔山田忠繼請文〕執印氏(旧記前四一)文書(三四四四号)

薩摩国御家人中務次郎康邦与矢上左衛門尉盛澄後家相論、麿嶋郡司并弁濟使両職事、去四月五日重御教書、同七月四日到来、謹以拜見仕候了、任被仰下之旨、不日可令参上之由、令催促候之処、後家尼状進上之、以此趣可有御披露候、恐惶謹言、

七月十二日(山田)式務丞藤原忠繼請文(裏花押)進上 佐治左衛門尉殿

64〔関東御経書案〕国分氏(旧記前四一)文書(三四八号)

京都大番事、催具薩摩国御家人等、自明年七月一日到同十二月晦日、可令勤仕之状、依仰執達如件、

弘長二年七月十日(長時)武藏守御判(北条政村)相模守御判

島津大隅前司入道殿(忠時)

65〔山田忠繼請文案(前欠)〕新田神社文書(七二号)

郡司矢上左(不之)月中可催上(不之)九日到来、謹以拜見仕候了、任被仰(不之)旨、相触候之処、是阿状、進上之、以此趣可有御披露候、恐惶謹言、

十二月廿二日
式部丞藤原忠繼請文

進上 佐治左衛門尉殿

66 〔關東御經書案〕 比志島(山田)氏文書(舊記前六一)〔四七五号〕
(二日ナラフ)

京都大番事、催具□□御家人□自□七月□□同十二月晦日、可令勤仕之状、依仰執達如件、

弘長二年七月□□
(北条長時)武藏守在御判
(北条政村)相模守在御判

嶋津大隅前司入道殿

67 〔島津忠時書下〕 比志島(忠時)氏文書(舊記前六一)〔四七六号〕

京都大番勤仕事、御教書案文遣之、早任被仰下之旨、可被參勤候、但寄事於老耄、於差立代官事、御諷候、可被存其旨之状、如件、

弘長二年八月十一日(忠時)沙弥(花押)
(北)滿家非志嶋太郎殿(祐範)

68 〔關東御經書案〕 執印氏(舊記前四一)氏文書(三六〇号)
(惟宗)

甕嶋中務次郎康邦申薩摩国甕嶋郡司并弁濟使兩職事、為有其沙汰、可令召進矢上左衛門尉盛澄後家之由、被仰下之處、

注進状披露了、所詮其身為所勞者、来月十日以前、差進代官可□□之由、可令下知也者、依仰執達如件、

弘長三年九月三日
(北条長時)武藏守(北条政村)在御判
依御勞無御判
相模守

陸奥左近大夫將監殿
(北条時茂)
以上卷紙拾枚也(花押) ○繼目裏花押二同ジ

69 〔北条時政奉書案〕 執印氏(舊記前四一)氏文書(三六一号)

島津庄内鹿兒島郡司・弁濟使兩職事、康友与忠重召問兩方、任文書理可沙汰付之由、先日令下知之処、件忠重不待裁許、令逃脱庄内之上、到私用御米之条、罪科不輕之由在庁并代官所申也、如聞者、忠重所行甚以『是ヨリ奥切テナシ』

70 〔島津忠時書状案〕 執印氏(舊記前四一)氏文書(三六二号)
(惟宗)

薩摩国御家人甕嶋太郎康村、上可罷入見參之由、歎申候、且折紙令進覽候、便宜之時、可令披露給候、恐々謹言、十一月四日
(島津忠時)左衛門尉在判

進上 後藤左衛門尉殿『摺テ見ヘス』
大隅前司入道殿

(花押)

71 〔島津忠時京都大番役覆勘状〕比志島(旧記前五―)氏文書(三六五号)

京都大番役事、六箇月勤仕事終畢、於帰国者可被任意候状如件、

弘長四年正月二日

(島津忠時)
道仏 (花押)

比志嶋太郎殿(補鮑)

72 〔島津道仏時讓状〕藤野氏(旧記前五―)文書(三九〇号)

しなのゝくに太田庄内コレヨリロキル

こしまのかう(長久)

一 おほいのすけのふん

さつまのくに

いすゐん

きいれのゐん

えのこをり

いつミの庄

みつゐのゐん たゝしはゝ一このゝちちきやうすへし

しなのゝくに太田庄

いしむらのミなミかう

(津乃)
つゝ三郎丸二給田屋敷

いつみのくに

上てうのかうの内五か里 子細見讓状

一 こけふん (伊達念性妹忍西尼ノ御事カ)

さつまのくに

みつゐのゐん 一このゝちハおほいのすけ(長久)

しなのゝくに

かしろのかう 一このゝちハすりのすけ(修理亮) (久経)

さぬきのくにくしなしのほうの内

(光成)
ミつなり名

給米百石 一この後ハすりのすけ

一 女しいかのあまのふん(三浦家村)

いかのくに

なかたの庄 一このゝちハ四郎六郎ニゆつるへし(家村ノ子カ)

一 同女しミなミの女はうのふん

さつまのくに

たにやまのこをり

いつミのくに

みきたの中条

同けてう

しなのゝくに太田庄内

かしろのかう給田屋敷 子細見讓状

一 まこもんす (久慈) すりのすけの女

いつミのくに

上てうのかうの内

ちんたの里

右ゆつり状もくろくかくのことし、このむねをまほりてりやうちすへし、たゞしゆつり状をたいせすして、しそくといふハかりをかうにして、しゝそんくゝにてきたいをなさ^{永不孝}んともからニをいてハ、またくしそんのきにあらすして、なかうふけうのものなり、たとい上ニ申上といふとも、またく御しむようあるへからさる状、如件、

文永四年十二月三日

(島津忠時) 沙弥道仏

(花押)

73 (関東下知状案) 比志島(旧記前五) 氏文書 (三九一号) (島津)

可令早大炊助長久領知和泉国上条郷五箇里、信濃国大田

庄内石村南郷津野次郎丸給田屋敷、薩摩国伊集院・給黎

院・頼娃郡・泉庄・満家院等地頭職事、

右任親父前大隅守忠時法師 法名 道仏 文永二年六月二日、同三年

十月十日今月三日讓状需 〔藤野氏文書又伝ハレリ〕 〔満家力〕 院者母一期之後、可令領掌之状、依仰下知如件、

文永四年十二月十九日

(北条時宗) 相模守平朝臣御判

(北条政村) 左京権大夫平朝臣御判

74 (関東下知状) 島津氏(旧記前五) 文書 (四〇〇号)

可令早修理亮久時、(久慈) 領知薩摩国甕嶋郡地頭職事、

右、任親父前大隅守忠時法師 法名 道仏 去年十二月十三日讓状、

可令領掌之状、依鎌倉殿仰、下知如件、

文永六年十月廿三日

(時宗) 相模守平朝臣 (花押)

(政村) 左京権大夫平朝臣 (花押)

75 (島津道仏忠讓状案) 山田氏(旧記前五) 文書 (四一四号)

ゆつりわたすさつまのくにたにやまのこをりのちとうしき

の事、

みきのちとうしきハ、しきふのたらうたゝさねニゆつりあ

たふる所しち也、はやくちきやうすへき状如件、

文永九年四月十七日 (島津忠時) 道仏在判

76〔谷山郡内神田并寺田注文〕 山田文書 一三号

谷山郡

注進 文永九年分水田神田寺田取帳事

合

三月十八日

ひしや門一丁あまり

上る院三反ハカリ あまか上五反ハカリ

上る院七反ハカリ 注田四段ハカリ

カシハ原三反ハカリ 上立院あまた二丁ハカリ

ひしや門田八段ハカリ ゆ田一丁あまり

すミよし二丁アマリ 門田いまたつくらす

三月廿七日

住田四段

寺主田一丁ヲチミ田

寺主田五段

国分寺一反

上立院一段卅

後迫国領七段ハカリ

こんげ宝田五段

同菌卅

上立院五段ハカリ

収納使菌四段

うすく

国領一段廿ハカリ

寺田三段ハカリ

五月九日

薬師堂一丁一段卅

以上廿一丁廿

右ノ口裏ニアリ

谷山郡内神田并寺田注文

寺主田二丁

住田二段

如見三段ハカリ

うすくの国領五段ハカリ

77〔後善法寺宮清処分帳〕

〔端裏書〕 〔処分帳〕 文永十一一七

処分目録事

権别当尚清

弥勒寺正八幡宮喜多院檢校職

弥勒寺領

山香庄 大野井庄

苧田庄

正宮領

石清水文書 六一三一号

栗野南北

荒田庄 母堂一期之後、長清可知行之由、雖書遺狀、不孝之上者勿論也、母堂一期之後者、尚清可領知也、

別神領

滝房庄 同宮永保

木代庄 母堂一期之後、長清可知行之由、雖書遺狀、不孝之上者勿論也、母堂一期之後者、尚清可領知也、

三箇社 大交野 雖寄附善法寺、所詮尚清可相計也、

藤和田園 野御供田

阿波国三野田保

所々屋々敷田畠等

山上南谷坊敷 彼坊燒失畢

北谷八角愛染王堂

同北坊敷地等 當時照真居住地也

西谷八角堂

俊寛坊敷 西谷十四坊ノ坊敷尔所被替也

家田地 本龜御前地也

同地 龜御前地ノ東也

仁和寺近衛紙屋河堂坊并敷地

善法寺ノ寺并敷地

同本坊敷地 此内睿覚地在之

同地北屋敷 応清法眼并景貞地在之

同東畠 俊源法眼進之

同馬場末地

同宗三兵衛尉地

同南屋敷 政秋進之

同東田

此外、善法寺散在田畠屋敷等、同可領掌之、

志手原林 子細見于証文

嵯峨昌蒲谷林

山城国散在菜料領參町

山城御菜田等 坪付証文等、在于別紙、又見于景忠注進狀、

山崎修成寺 安井大武尼ヨリ相伝之、

同山同

同山城畠 同

文永十一年七月 日 法印(富清) (花押)

78 (忠実讓狀案) 山田氏(旧記前五) 文書(四二七号)

ゆつりわたすさつまのくに谷山のこほりハとよくまさたた(土与態)

るへし、こ大隅の入道殿より給ハる本そうもんをくしてゆ(証文)

つる所也、たのさまたけあるへからず、後日のためにそう

もん如件、

文永十二年二月十七日 (島津) 忠実在判

『土用熊丸 山田氏二代忠真ノ嫡子也』

とよくま殿ニ

かさねて申、たゞしこのうちむら二所ハ二郎と三即と二
たひ候也、御そんちあるへく候、

二月十七日 在判

79 〔源佐範申状〕 比志島(旧記前五)
氏文書(四三〇号)

申され候ひし、まのほりのうち以下そのく、はたけら
の事、かつハせんれいにより、かつハはうれい(傍例)にまか
せて、申状のごとく免(めんカ)ち候おハぬ、

収納使法橋(花押)

源佐範言上

欲且依年来免行実、任先例等下知旨、給当御外題、備向

後龜鏡、比志嶋堀内以下藪々島等事、

四至 東限河 西限久米山田尻
北限山 南限井尻田端

同平狩倉

田平

菖蒲谷

件堀内藪々島等、万雑公事、任先例給当任之御外題、為備

後代証文、勒状言上如件、

文永十二年四月十一日

80 〔源佐範申状〕 比志島(旧記前五)
氏文書(四三一号)

堀内藪島等事、如申状□有御下知之由所被進也、然
者、於彼地利物付公事者令免除畢、地頭代(花押)

源佐範言上、

欲且依年来免行実、且任先下知等旨、賜当御外題、備向

後龜鏡、比志嶋堀内已下藪島等事、

四至 東限河 西限久米山田尻
北限小山 南限井尻田端

同平狩倉

田平

菖蒲谷

副進

四通 (島津忠時) 大隅殿御下知等案

一通 薩摩国惣地頭大輔君淨尊施行案

一通 同惣地頭紀左衛門尉下知案

件堀内万雑公事地利物、任先例蒙御免事、所進之御下知状
等明白也、仍当御任之時、給重御外題、為備後代証文、勒
状如件、

文永十二年四月廿六日

81 〔忠真讓狀案〕 山田氏 (旧記前五—)
文書 (四五〇号) (宇宿郷)

ゆつりわたすたにやまのこほりのうちうすくのこうにおきてハ、三郎二えいたいをかきてゆつりわたすところしち也、
たしせいちやうのほとハ、こけのさたゝるへし、よてこ
日ののために、そうもんくたんのことし、
けんち二年九月十三日 (山田家二代大隅守忠真)
忠真在判

三郎二

『山田式部若三郎直久事也初三郎ト云』

ゆつり状案文三郎殿 谷山のうすくむらの事、

82 〔島津久時築地役覆勘状〕 比志島 (旧記前五—)
氏文書 (四五二号)

管崎役所築地事、満家院内比志嶋・西俣・河田・前田以上

四ヶ名分、伍丈老尺肆寸被勤仕了、仍之状如件、

建治三年

正月廿七日

(島津) 久時 (花押)
比志嶋太郎殿 『三代久経公ノ初御名也』

83 〔関東御教書案〕 比志島 (旧記前五—)
氏文書 (四五九号)

中世関係史料 (古文書) 一

走湯山造営事、莫称兵衛入道・市来入道・谷山郡司等致対
捍云々、早可令催沙汰、依仰執達如件、
建治三年九月七日 (北条時宗)
相模守御判

大隅修理亮殿

『三代久経公ナラン』

84 〔関東御教書案〕 山田氏 (旧記前六一—)
文書 (四六四号)

走湯山造営事対捍之間、雖被成御教書不叙用云々、甚自由
也、不日随惣領支配、可致沙汰、若猶及難泐者、可有其咎
之状、依仰執達如件、

弘安元年七月卅日 (北条時宗)
相模守在御判

大隅入道孫子等中

85 〔島津久時申状案〕 山田氏 (旧記前六一—)
文書 (四七一号)

修理亮久時重言上

為式部太郎忠真跡輩等、不遣新造御所用途遁間、令言上
(避脱力)

事由处、不日可致其弁由、雖申付四ヶ度御教書、一向不叙

用上者、任故大隅前司入道々々仏誠置状文、欲宛給忠真跡

谷山郡子細事、

副進

四通 御教書案

二通 道仏誠置状案

薩摩守殿

件御所用途者、去建治三年五六両月仁、可令連上早久時
代官之処、到于当年三月廿日、既三ヶ年之間不致其弁之間、
任傍例相副利分、可致急速弁之由、度々雖触申之、背御教
書之旨、于今無沙汰上者、早任道仏之誠状之旨、於忠真所
領谷山郡者、久時為令拝領、重言上如件、

88 〔關東御教書案〕山田氏(旧記前六一) 文書(四八一号)
走湯山造管用途事、薩摩国谷山郡司資忠、背地頭催促、不
致其沙汰云々、甚自由也、早可令催勤之状、依仰執達如件、
弘安二年十二月十九日 (北条時宗) 相模守御判

86 〔關東御教書案〕山田氏(旧記前六一) 文書(四七二号)

『山田氏二代忠真嫡子也』

走湯山造管用途事、大隅土用熊丸訴状遣之、对捍云々、甚
無謂、不日可致沙汰之状、依仰執達如件、
弘安二年五月九日 (北条義政) 前武藏守在判
(北条時宗) 相模守在判

89 〔管崎警固番役覆勘状〕比志島(旧記前六一) 氏文書(四八二号)
はこさきのさつまのくにのけちはんの事・十月より四月一
日までつとめられ候了、
こうあん三年四月一日

谷山五郎殿 (資忠)

御代くわん信蓮(花押)

ひしゝま太郎殿 (祐龜)

87 〔龜山上皇院宣案〕權執印(旧記前六一) 氏文書(四七三号)
当国鹿兒嶋・莫祢・薩摩郡等、被新田官造営了、於檢注者、
可為国衙沙汰之、彼檢注用途可被宛造管候也、鹿兒嶋郡永
吉名事、先例各別知行之上、可為国衙沙汰之由、院宣如此、
仍執達如件、

90 〔嶋津久經書状〕山田氏(旧記前六一) 文書(四八六号)
御文委細承候了、
満家沙汰事、具書共を多り候へとも、あまりに忿々にて、
悉も不撰出候、郡司職ハ、豊後前司入道給て候事、御下文

弘安二年五月十日 参議在御判

満家沙汰事、具書共を多り候へとも、あまりに忿々にて、
悉も不撰出候、郡司職ハ、豊後前司入道給て候事、御下文

顯然候、よて案文をかき候てまいらせ候、さいそか起請文(税所)

等のほかの状共の候しをハ、なにとして候やらん、引失て

候、尼御前へ申て候へハ、満家の証文共の候しハ、中務六

郎に預候しかハ、定それ候覽と仰られて候也、猶々も文書

中を多り候て、さりぬへき状など候ハ、まいらせ候へく候、

中務六郎かもとに預て候証文安文ハ、税所起請文案それな

らぬ具書共も、是にて沙汰をせさて候ハんとて、預て候へ

ハ、中務六郎に尋られ候へきよしを仰事候也、能々可有御

尋候、証文安文已上五通候也、宮里の事も、この状にみえ

て候、式部三郎にかきうつしてたひ候へく候、これらの五

通状ハ、正文ハ皆これに候也、恐々謹言、

弘安三七月廿一日 修理亮(花押)(久経)

到来八月廿五日 五郎太郎殿御返事 久経

守護所殿御札 谷山満家具書等事 弘安三八月廿五到来

91〔関東御教書案〕山田氏(旧記前六一)
嶋津下野守久時申新造御持仏堂廊用途事、背度々奉書、代

官逃下云々、甚自由也、不日任傍例可致其沙汰、此上令難

渡者、有後悔敷者、依仰執達如件、

弘安五年二月日

中世関係史料(古文書)一

弘安三年十二月十九日 相模守在御判(北条時宗)

式部太郎跡〔忠貞也〕

到来同年四月五日

92〔管崎警固番役覆勘状〕比志島(旧記前六一)

異国警固管崎番役事、自二月二日至于五月一日、被勤仕

了、恐々謹言、

弘安四年五月一日 右衛門尉(花押)

日四嶋代河田右衛門尉殿(盛資)

93〔比志島時範軍忠状案〕比志島(旧記前六一)

薩摩国御家人比志嶋五郎二郎源時範謹言、

欲早依合戦忠勤、預御注進子細事、

副進 自大炊亮殿所賜証状案文(島津長久)

件条、去年六月廿九日蒙古人之賊船千余艘襲来老岐嶋時、

時範相具親類河田右衛門尉盛資、渡向彼嶋令防禦事、大炊

亮殿御証状分明也、次月七月七日鷹嶋合戦之時、自陸地馳

向事、以同前、爰時範依合戦之忠勤、為預御裁許、粗言上

如件、

弘安五年二月日

一六一

94〔中沼長久起請文案〕比志島(旧記前六一) 氏文書(五〇二号)

当国御家人比志嶋五郎次郎時範令(蒙古合力)戰之間事、去年六月廿九日五郎次郎并親類河田右衛門尉盛資相共罷乘長久之

乘船、渡于老岐嶋候事矣正候、同潤七月七日鷹嶋合戰之時、五郎次郎即陸馳向候之条、令見知候了、若此条偽申候者、

日本国中大少神罰可罷蒙長久之身候、恐惶謹言、

弘安五年四月十五日 『号中沼大炊助』 大炊助長久

大炊助長久ハ久経公ノ弟、中沼氏ヲ号ス

95〔浄光明寺鐘銘〕久経公(旧記前六一) 御譜中(五一二号)

島津庄内薩摩方鷹嶋郡造立梵宇名浄光明寺、嚴考前隅川禪(島津忠時)

定幽儀道仏第十三年之間、為祈成等正覚、増進仏道之妙果、造此鐘、同抽慇懃之誠、成陶冶之功、和霜之声遙期鷲峯之

曉、経夜之響遠伝鹿苑之嵐、願以今功德、上至仏界下乃郡落、先祖過去幽靈皆預余薰、一切法界衆生、普得利益、仍

為後代聊所記置也矣、

弘安七年 歲次脱之 甲申 閏四月 己三日

大願主前下野守藤原朝臣久経 (島津)

法名道忍

鑄師太宰府住人丹治恒頼

96〔管崎石築地役覆勘状〕比志島(旧記前六一) 氏文書(五一三号)

満家院内比志嶋分宮崎石築地事、五丈老尺四寸、最前被勤仕畢、仍執達如件、

弘安七年

後四月廿一日 宗忠(花押)

比志嶋太郎殿 (祐範)

97〔大府宣〕比志島(旧記前六一) 氏文書(五一六号)

大府宣 大宰府在庁官人等 (摩)

定補薩摩国満家郡務職事

御前勾当法橋重賢

右以人為彼職、可令執行郡務之状、所宣如件、府官等宜承知、勿違失、以宣、

弘安七年八月日

都督藤原朝臣(花押) (経世)

98〔導願讓状〕比志島(旧記前六一) 氏文書(五一八号)

沙弥導願辞

讓渡于孫彦三郎丸薩摩国満家院内比志嶋・河田・西俣・

城前田・上原藪、已上伍箇所名主職事、

右件田畠山野名主職、為導願重代相伝之当知行無相違、而
間 闕東御下文已下調度文書等不殘一紙之、讓渡于彦三郎
丸畢、但於方々公物并御年貢等者、任先例可勤仕也、以此
旨永代無相違可令領掌之状如件、

弘安七年十一月十九日 沙弥導願 (花押)

99 (天満宮国分寺神事次第) 国分寺 (旧記前六一) 文書 (五一九号)

天満宮国分寺恒例不退御神事次第

正月分

一日、天満宮朔幣御供并十七社御供 序役饗膳高城郡内吉枝名役

二日、同宮御供并十七社御供、序役

三日、同宮御供并十七社御供 高城郡内時吉役 并修正寺役壇供祇答院役

四日、同宮御供并十七社御供高城郡内上村万得役

五日、同宮御供并十七社御供 同上村万徳役 講堂修正僧膳寺役 壇供寺領田役

六日、同宮御供并十七社御供 本領田役、步射饗膳寺役

七日、同宮御供并十七社御供 本領田役白馬節会酒肴

八日、同宮御供并十七社御供 高城郡内若吉役 尼寺薬師講僧膳寺役

同日、吉祥院御願始御勤、最勝講并修正大仏供、高城郡役油七合
加供料大桶三十口松五十把懸餅十枚大并五十枚牛王料紙五
帖同役祿
凡絹一疋

同夜、四天供阿闍梨秘法行之、壇敷淨衣料凡絹二疋

九日、天満宮御供并十七社御供 高城郡役并泰平寺修正壇供僧膳寺役同夜講堂吉祥御願高城郡山門

院役

十日、同宮御供并十七社御供 高城郡役并同夜講堂吉祥御願薩摩郡市来院役

十一日、同宮御供并十七社御供 高城郡役同夜同寺吉祥御願牛屎院役

十二日、同宮御供并十七社御供 高城郡役、同夜同寺吉祥御願、入来院役

十三日、同宮御供并十七社御供 高城郡役、同夜同寺吉祥御願置并垣歌追難、但追難、薩摩郡内成枝名役

夜同寺吉祥御

十四日、同宮御供并十七社御供 高城郡役、同夜同寺吉祥御願谷山郡役同前

此六夜七日御勤參堂衆在序并寺社所司三昧等每夜皆參、

吉祥御願次第

高城郡 飯一石餅五十枚炭一古油七合懸餅十枚松五把壁一間仏具一坏

薩摩郡 飯一石餅五十枚炭一古油七合松十把懸餅十枚壁一間

入来院 飯八斗餅四十枚油五合松四十把炭一古懸餅十枚壁一間

祇答院 飯八斗餅四十枚油五合松四十把懸餅十枚

牛屎院 飯八斗餅四十枚炭一古油七合松五十把懸餅十枚壁一間

山門院 飯八斗餅四十枚炭一古油七合松五十把懸餅十枚壁一間

莫祇院 飯四斗餅三十枚油五合炭一古懸餅十枚

伊集院 飯八斗餅四十枚炭一古油七合松五十把懸餅十枚壁一間

鹿兒島郡 飯八斗餅四十枚油七合炭一古松五十把懸餅十枚壁一間

谷山郡 飯一石餅四十枚炭一古油七合松五十把懸餅十枚壁一間

加世田別府 飯伍斗餅廿五枚炭一古油七合懸餅五枚壁一間

十五日、天満宮御供并十七社御供 高城郡若吉役并粥

十八日、同宮御供并十七社御供 講堂觀音講僧膳寺役

廿五日、同宮月忌講、僧膳寺役

二月分、彼岸七七日御勤、法花經僧膳寺役

一日、天満宮朔幣御供并十七社御供、本領田役

二日、同宮御祭供并十七社御供 在舞樂僧膳寺役

三日、老松御祭御供 饗膳寺役

八日、尼寺薬師講 僧膳寺役并講堂崇導天王御読経御供料庁役

十五日、御霊会御祭并十七社御供 寺役饗膳寺役高城郡内若吉
勤饗宮里郷五十五前 在庁

寺社所司三昧三方会向御神事

十六日、泰平寺御霊会御祭并十七社御供 高城郡内若吉役饗膳
諸郡郷院役一國大當

在庁寺社所司三昧 馬上一三方会向御神事在舞樂、

御霊会次第

高城郡 靈供米二升騎兵一人競馬一疋相撲二人
廊一間二立一前次三十前帶布一反

薩摩郡 靈供米二升騎馬一疋騎兵一人相撲二人
廊一間樂所屋一宇二立一前次十二前

入来院 靈供米一升騎兵一人競馬一疋相撲二人
廊一間樂所屋一宇二立一前次十二前

牛屎院 靈供米一升騎兵一人競馬一疋相撲
二人廊一間二立一前次二十五前

山門院 靈供米二升騎兵一人競馬一疋相撲二人廊一間
上料二立一前次二十五前帶布一反廻役

莫祇院 靈供米一升騎兵一人競馬一疋相撲
二人廊二間二立一前次五十前

伊集院 靈供米二升騎兵一人競馬一疋相撲
二人廊二間二立一前次二十前

鹿兒鳥郡 靈供米二升騎兵一人競馬一疋相撲二人廊一間鼓打一人
笛吹一人拍子打一人殖女一人苗引一人二人立一前次三十前

谷山郡 靈供米二升騎兵一人競馬一疋三立一前上料相撲二人廊
一間鼓打一人拍子打一人殖女一人高足一人帶布一反廻役

頓宮筵十枚饗膳
二十五前

給黎郡 靈供米一升騎兵一人競馬一疋相撲二人

指宿郡 靈供米一升騎兵一人競馬一疋相撲二人

日置南郷 靈供米一升騎兵一人競馬一疋
相撲二人廊一間二立一前次十五前

加世田別府 靈供米一升騎兵一人競馬一疋
相撲二人廊一間二立一前次十前

智覽院 靈供米一升騎兵一人相撲二人競馬一疋

御神事次第十五六兩日此ゴトク

十八日、天満宮御供并十七社御供并講堂觀音講僧膳寺役

廿五日、同宮御閑日会御供并十七社御供并桜会并月忌講、
在舞樂

三月分

一日、天満宮朔幣御供并十七社御供 寺役

三日、同宮御供并十七社御供并節供 寺役饗膳寺役

八日、尼寺薬師講 僧膳寺役

十八日、同宮御供并十七社御供 寺役講堂觀音講僧膳寺役
廿五日、同宮月忌講僧膳寺役

五月分

一日、天滿宮朔幣御供并十七社御供 寺役

三日、寺忌 僧膳寺役

五日、天滿宮御供并十七社御供并節供

同日、五月会御神事并十七社御供 高城郡役饗膳東郷内

大加食役、本宮御供頓宮御供、還御供、在舞樂

五月会御神事次第

高城郡、粽三百丸酒二瓶子流鏑馬一番

薩摩郡、粽三百丸酒二瓶子掃除流鏑馬一番、

但郡司一番、余名一番

入来院、粽百丸酒一瓶子藥所屋二間

祁答院、粽百丸酒一久利

牛屎院、粽三百丸酒二久利浮反廿道一段競馬一疋

山門院、粽二百丸酒二久利道一段国庁屋三間 反

莫祢院、粽百丸酒一久利浮一丈道卅代競馬一疋

伊集院、粽三百丸酒二久利道一段浮一段競馬一疋流鏑馬

郡司一番、余名一番

鹿兒島郡、粽四百丸酒三久利道一段浮一段競馬一疋殖女一

人鼓打一人笛吹一人苗引一人拍子打一人

谷山郡 粽三百丸酒二久利道一段浮一段競馬一疋
還馬一疋殖女一人拍子一人笛吹一人

加世田別府 粽百五十丸酒一久利道卅代
浮二丈競馬一疋安幕一間

日置南郷 粽二百丸酒二久利浮三丈道三十代競馬一疋輔代一人

八日、尼寺藥師講、僧膳寺役

十八日、天滿宮御供并十七社御供 講堂觀音講僧膳寺役

廿五日、同宮月忌講 僧膳寺役

六月分

一日、天滿宮朔幣御供并十七社御供 寺役

八日、尼寺藥師講 僧膳寺役

十八日、同宮御供并十七社御供 并講堂觀音講僧膳寺役

廿五日、同宮月忌講 僧膳寺役

七月分

一日、天滿宮朔幣御供并十七社御供 寺上分料国役

七日、同宮御供并十七社御供、庁役同節供 饗膳寺役

八日、尼寺藥師講 僧膳寺役

十五日、講堂御齋会 仏供庁役饗膳寺役高城郡内若吉役

十八日、天滿宮御供同十七社御供 寺役講堂觀音講僧膳寺役

廿五日、同宮月忌講 僧膳寺役

八月分、彼岸七夕日御勤、法花経 僧膳寺役

一日、天滿宮朔幣御供并十七社御供 寺役

八日 講堂 崇導天皇御読経仏供庁役饗膳薩摩郡内
是枝名役并尼寺薬師講僧膳寺役

十八日、同宮御供并十七社御供 講堂觀音講僧膳寺役

廿五日、同宮月忌講 僧膳寺役

十月分

一日、天満宮朔幣御供并十七社御供

八日、尼寺薬師講、僧膳寺役

同日、同宮菊会御供并一七社御供 高城郡内若吉役、饗膳
阿多別府役、在舞楽

在庁并社所司三昧三方会向御神事

十一日、講堂法花会始、至十五日已五夕日 僧膳寺役

十八日、同宮御供并十七社御供 講堂觀音講僧膳寺役

廿五日、同宮月忌講 僧膳寺役

十一月分

一日、天満宮朔幣御供并十七社御供寺役

二日、同宮祭朔幣土祭并十七社御供 庁役饗膳役在舞楽

三日、老松祭御供 饗膳寺役

八日、尼寺薬師講 僧膳寺役

十八日、同宮御供并十七社御供 講堂觀音講僧膳寺役

廿五日、天満宮月忌講 僧膳寺役

十二月分

一日、天満宮朔幣御供并十七社御供寺役

八日、尼寺薬師講 僧膳寺役

十八日、同御供并十七社御供 寺役觀音講僧膳寺役

十九日、国庁仏名御願始、至廿一日三ヶ日夜勤之、

廿三日、天満宮御八講 僧膳寺役阿多別府役

廿五日、月忌講 僧膳寺役

天満宮長日御勤之事 但一日別御勤次第

一、大般若経 一、金剛般若経

一、法華経 一、仁王経

右恒例仏神事等次第、大略注進如此、

弘安七年十一月日 都維那澄慶在判

寺主宗明 在判

上座融巖 在判

読師安内 在判

100 (嶋津忠宗管崎警固番役覆勘状) 比志嶋(旧記前六一)
氏文書(五三二号)

管崎警固番役事、自今年正月一日至四月晦日、以代官被勤

仕候畢、仍執達如件、

弘安八年五月一日 忠宗(花押)

満家院比志嶋入道殿

101〔静信申状案〕比志島(旧記前六一)
(島津長久) 氏文書(五二五号)

(源頼朝)

大隅大炊助入道代沙弥静信謹言上
欲早賜御書下、奉付薩摩国守護所、被召出故右大将家建
久九年二月廿一日御下文、賜御注進、令言上関東子細事、
副進 一通御下文案文

右、如御下文之状者、日向・大隅当国内南郷・宮里・満家
院所々七ヶ所之名字、雖為各別、彼名田等引載于状、宛賜
豊後守忠久、所令拝領也、子息忠時令相伝彼領之後、件郡
郷内於満家院者、大炊助入道帶親父忠時之讓状、知行無相
違之处、為税所篤秀当院郡司職并郡山以下村々掠申之、所
押妨也、然者早被召出於右大将家建久九年御下文、賜御注
進、為令言上関東、恐々言上如件、

弘安八年十月廿五日

102〔関東御教書案〕山田(旧記前六一)
文書(五二七号)

新造御所御持仏堂渡廊用途事、薩摩国谷山郡司資忠对捍云
々、早任先例可令催勤之状、依仰執達如件、

弘安九年六月十一日

(北条貞時)
相模守在判
(北条業時)
陸奥守在判

(山田)
土用熊殿

中世関係史料(古文書) 一

103〔関東下知状〕田尻家文(佐賀県史)
書一号(料集成七)

(包紙上書)「弘安四年、田尻三郎次郎種長御幼稚之御代
以 北条陸奥守同相模守殿御教書 一通

享保四年己亥五月八日、於□城府大沢□□之

可令早田尻三郎種重子息、領知薩摩国豊嶋郡職内拾分老事、
右、依蒙古合戦之忠、所被充行也者、早守先例、可令領掌
之状、依仰下知如件、

弘安九年閏十二月廿二日

(北条貞時)

相模守平朝臣(花押)

(北条業時)

陸奥守平朝臣(花押)

104〔関東式目案〕比志島(旧記前六一)
氏文書(五三四号)

者自身下向之由定了、而未下向之輩有之云々、可令注申之
由、同可相触守護人、

弘安九年閏十二月廿八日

一守護人

(北条)

遠江前司時定 肥前国高木西郷山田庄領家惣地頭兩職

大宰少弐入道浄恵 筑前国三毛北郷預所職

(頼泰)

大友兵庫入道々忍 筑前国怡土荘志摩方三百町惣地頭職

一為宗人々

一六七

武藤四郎右衛門尉盛資 筑前国療病寺并同国極楽寺地頭職

薩摩前司入道尊覚 豊前国上毛郷内原井村阿久封村筑前
国小山田村金口六郎左衛門尉時通跡

草野次郎継永 筑前国久重楽方地頭職景資跡

白石六郎左衛門尉通武 筑前国佐野次郎丸

渋谷河内權守重郷法師 李助三郎入道々念跡筑前
国今原号金井手地頭職

詫摩別当次郎時秀 豊前々司景資跡筑前国志土地頭職

嶋津大隅大炊助長久法師 肥後国相良領少卿入道跡

戸次二少右衛尉重秀法師 (ノマ)
人行地死去アアノ重号跡

武藤五郎左衛門尉経平法師 肥後国那久野村地頭職
豊前前々三郎跡

竹井五郎入道 豊後国岩手彦太郎跡

河辺次郎 肥後国梁瀬宮堤
矢上孫三郎泰繼跡

次同勲功賞

臼木七郎兵衛尉氏家子息等 薩摩国鹿兒島郡司職内十分一
矢上孫三郎跡

米生又三郎種盛子息 同前十分一

田尻次郎種宗子息 同前十分一

同三郎子息 同前十分一

同四郎種繼跡 同前十分一

米生九郎種有子息 同前十分一

矢俣兵衛尉跡信成子息 同前十分一

野中左衛門三郎宗通法師 同前十分一

香西又太郎定慶跡 同前十分一

田尻輔房親賀子息 河辺弥二郎配分跡十丁

斑嶋又太郎跡 神崎庄配分残十丁

此外薩摩守護人跡御教書一通

去年岩門合戦勲功人事

武藤四郎右衛門尉盛資 筑後国竹井庄領家職

薩摩太郎左衛門尉盛房 老岐瀬戸浦預所職

筑前国御家人野介次郎右衛門入道々蓮 筑前国水城村水
城左衛門尉跡

江戸民部六郎景忠 豊前国安吉々々友三ヶ所兵庫次郎兵衛尉跡

白石美野又次郎通繼 肥前国松浦庄内甘木村兵庫馬三郎能範跡

土々呂木又六家直 肥前国松浦庄内石垣村同跡

小浜弥藤三郎幸為 筑前国下座郡内燈油田畠武藤四郎左衛門尉跡

神田五郎紘 筑前国乙犬丸三分一宮崎執行成直跡

綾部左衛門三郎重幸 同三分一同前

土々呂木四郎左衛門入道為能 同三分一同前

同七郎家基 筑前国蒲田別府倉永名

相神兵衛六郎家弘一 筑前国那珂東郷岩戸十分一
金田六郎左衛門尉跡

住吉神主佐伯政秀 同前

多比良五郎入道尊聖 同前

斑嶋左衛門三郎 同前

塞永井源三郎 同前

青木九郎頼 平字有憚 同前

三原八郎種能 同前

八楽弥藤次郎重俊 同前

打橋平内左衛門尉泰幸 同前

古飯三郎兵衛入道 同前

松浦次郎延 肥前国松浦庄内加々良嶋田在家兵庫馬三郎跡

古飯次郎資景 筑後国三毛北郷内田在家永知二郎兵衛尉重朝跡

打橋越前法橋能賢 筑前国大恒小本入道種阿光^光和買地等、後家明藤跡

曾祢崎経珍法橋慶増 豊前国佐野次郎丸兵庫馬二郎兵衛入道跡

宇良金崎次郎入道々眼 豊前国東浜田地、同前

田中七郎入道善光 豊前国時紀名田地、同前

相神浦次郎入道妙蓮 豊前国阿弥陀仏寺大通新開田地神実決院仏性田、同前

倉上弥藤次兵衛入道 豊前国實□入道正行跡

一、郡司得分米伍拾石事、院内村々配分状在之、任彼状可致其弁、但自今年件米司弁之矣、

一、七箇所請料小袖三両可奉弁之、

一、厚智寺卷誦用途參貫文可奉弁之、

一、塚田・蒲原事

右件所々者、奉辞地頭方畢、此外於自余村々者、任先例、

相互不可申違乱候、仍和与之状如件、

正応元年六月七日 ^(税所)藤原篤秀在判

106〔本仏書下案〕^{權執印}氏文書(旧記前七一) 五四七号

新田宮雜掌当宮造管用途事、重訴状具書如此、子細見状、

所詮止帰国之儀、可被終沙汰之篇候、仍執達如件、

正応元年七月廿五日 本仏在判

覺嶋郡司矢上弥五郎殿

105〔税所篤秀和与状案〕^{比志島}氏文書(旧記前六一) 五四三号

重近進状具書二

篤秀重代相伝領薩摩国満家院内郡山・中俣以下六箇村下

地事、就于惣地頭方訴訟、雖及数遍訴陳、相互令存隱便

儀、奉和与事、

107〔本仏書下案〕^{權執印}氏文書(旧記前七一) 五四八号

新出宮雜掌当社御造管用途、^具国□正稅物事、重訴状

書如此、如状者、背六ヶ度召文、不及參決云々、此条太自

由也、所詮今月十八日以前、可被參对、若猶無參決者、就

□^(難力)洪篇、可被裁許候、仍執達如件、

正応元年八月十五日 本仏在判

甕嶋西方郡司弥五郎殿

108〔島津忠宗石築地役覆勘狀〕
川田文書

薩摩国役所管崎石築地満家院内比志島分五丈一尺四寸裏加

佐、去年五月被勤仕畢、仍執達如件、

正応元年四月五日 忠宗〔花押〕

比志島孫太郎殿

109〔島津忠宗警固番役覆勘狀〕比志島〔旧記前七〕
氏文書〔五七二号〕

要害警固役事、三箇月、西俣又三郎勤仕候了、恐々

正応二十二月十五日 忠宗〔花押〕

比志嶋孫太郎殿

110〔島津忠宗警固番役覆勘狀〕比志島〔旧記前七〕
氏文書〔五七六号〕

要害警固番役事、勤仕如件、

正応三十二月十五日 忠宗〔花押〕

比志島孫太郎殿

111〔鎮西奉行連署奉書〕比志島〔旧記前七〕
氏文書〔五八〇号〕

薩摩国満家院中俣介七郎祐秀代蓮信申当村事、□訴狀如此、如狀者、為訴人之身乍召上論人、在国之間、先度雖被成召

符不参歟、太自由也、所詮為究真偽、来月十五日以前可参

向博多、若於過期日者、任被定置之旨、就難渋之篇可有其

沙汰之由、相触道蓮可令申分明散狀給也、仍執達如件、

正応四年三月十八日 前因幡守〔花押〕

沙 弥〔花押〕

満家院地頭代殿

112〔鎮西奉行連署奉書〕比志島〔旧記前七〕
氏文書〔五八二号〕

大隅国吉原又次郎俊平申薩摩国満家院内比志嶋・西俣以下

村々事、可注申知行由緒之由、触孫太郎可召給散狀之旨、

先度触申之处、于今無音云々、何様事哉、可承左右候、仍

執達如件、

正応四年五月廿七日 前因幡守在判

沙 弥在判

謹上下野三郎左衛門尉殿

113〔島津忠宗書下〕比志島〔旧記前七〕
氏文書〔五八三号〕

大隅国吉原又次郎俊平申比志嶋・西俣以下村々事、重御奉

書并訴状案文等如此、々事先度相触之处、于今不及散状云々、何様事哉、早令参对、可被明申之状如件、

正応四年六月四日
(鳥津忠宗) 左衛門尉在判

比志嶋孫太郎殿

114〔要害警固役覆勘状〕比志嶋(旧記前七一)
氏文書(五九一号)

要害警固役事、西俣六郎殿被勤仕候了、恐々謹言、

正応四年十二月廿三日 本性(花押)

比志嶋孫太郎殿

115〔鎮西御教書案〕比志嶋
氏文書

御仏事之時者、尤令参向可相當候之处、これニも少仏事をいとなみ候あひた不参候条、非本事候、(意力)便宜之次、此様可被

申給哉候覽、兼又先日令申候満家院百姓諸次郎男歎申子細

候、伊集院殿御沙汰二者、両方被召決候て、任道理可有御成

敗之由御状を給申候て付進候、可被沙汰候哉覽、雖不及知是

非候諸次郎男如被申候、不便之次第候、任道理御成敗、

(後欠)

(裏書) 正応六年四月九日
(鳥津忠宗) 越後守御判

下野三郎左衛門尉殿

116〔管崎石築地破損檢見注文〕比志嶋
氏文書

正応六年四月十二日管崎石築地破損檢見注文、

合

四丈五尺 永利分

三丈五尺 甌嶋分 これへたうさんのあひた、
これにてふれ申、

三丈 光富分

八丈八尺 伊集院分

二丈四尺

二丈 荒田庄分

三丈 穎娃郡分

七丈 谷山郡分

一丈 甌嶋東方分

(後欠力)

117〔鎮西御教書案〕比志嶋(旧記前七一)
氏文書(六百一三号)

石築地以下要害構事、自関東度々雖被仰下、無沙汰云々、

不日可終其功、於難渋所々者、可注申之旨、可被相触薩摩

国中候、仍執達如件、

正応六年四月廿一日
(北条兼時) 越後守御判

下野三郎左衛門尉殿

118 (島津忠宗書下) 比志島(旧記前七一)
氏文書(六一四号) (北条兼時)

(盛賢)
右衛門殿

管崎石築地以下要害構事、今月廿一日越後守殿御教書案如此、度々所相触之加佐三尺并裏芝及破損事、来五月廿日以前可終功、若猶令違期者、可令注進、仍執達如件、

四月廿三日 (島津忠宗)
左衛門尉在判

薩摩国地頭御家人御中進申

121 (島津忠宗警固番役覆勘状案) 比志島(旧記前七一)
氏文書(六二〇号) (島津)
警固番役事、三ヶ月被勤仕了、仍執達如件、
永仁元十二月晦日 忠宗(花押)
(忠範)
比志嶋孫太郎殿

119 (比志嶋忠範着到状) 比志島(旧記前七一)
氏文書(六一七号)

122 (島津忠宗警固番役覆勘状) 比志島(旧記前七一)
氏文書(六二五号)

薩摩国御家人比志嶋孫太郎忠範、去五月三日就關東早馬下着事、令騷動候之由、於在国雖承及候、遠国候之上、折節所劳候之間、不馳参、于今遅々仕候、所劳依減少仕候、令参向仕候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

警固事、自六月至七月被勤仕了、仍執達如件、
永仁二七月卅日 (島津)
滿家比志嶋太郎殿代 忠宗(花押)

正応六年六月十三日 源忠範

(証判) (北条兼時)
「承了(花押)」

123 (善法寺尚清処分帳) 石清水文書
六―四五号
処分 目錄事
一、權別当肇清分

120 (少式資能博多津番役覆勘状) 比志島(旧記前七一)
氏文書(六三〇号)
被下 關東御教書候異国警固事、自去六月廿四日迄今月廿

弥勒寺正八幡宮喜多院檢校職
(入江通清)
一、宮一若分

四日、博多津番役被勤仕候了、恐々謹言、

『年間不詳』七月廿五日 覺惠(花押)
(少式資能)

薩摩国干嶋太郎殿代河田

坊領事
黒戸 板浪 佐野 継庄 船曳 大交野 高井田 木代
大峯 於福 滝房 宮永 左京大夫局地行一期 野御供田
之後者可返宮一若也

山家郷 本山 鹿忍 堺 小保 淡路庄 藤輪田 同屋々敷并別馬料田
相伝御 三野田 石太別宮 垂井領同堂若林

彌勒寺領事

向野 山下 下毛 池尻金国 菊丸丁々 入学寺 養父
成道寺 河合藤丸 千栗 日置 白野 竹田津 岐部
由布 姫嶋 大野井 山香 天丘山 山田 西宝塔田
津布佐 棟真法印一期之後可付惣領

正宮領事

山上加礼川 曾野垣見 佐伏寺田 中津川 東垣見 永
世 春毛 帖佐垣見 住吉 染島 釈迦堂 万願寺 一
成 左京大夫局知行一期之後可返宮一若 万善 四王堂 船津 神河 南里
北里 左京大夫局知行一期之後可返宮一若 脇本 千本 西加礼川 薩摩万
徳 在河 飯村 餅田

御祈所事

神前出作 片岡出作 并於郷別名 赤目 東郷 西郷
大坂 恒重上分 包智

所々屋々敷田畠事

山上南谷敷地 馬場末屋々敷 西谷屋々敷 本光耀堂也
北谷賢了屋々敷 同栄舜屋敷 同愛染五堂并敷地 西谷
八角堂 俊覚屋敷 家出地 本龜御前地也 同地 龜御前地東

仁和寺近衛紙屋敷地 家田屋并敷地 中屋地 吉井地
善法寺并敷地 同本坊并敷地

同東屋々敷 同北地 田向殿堂并敷地

善法寺已下所々散在田畠屋敷 志手原林 嵯峨昌蒲谷

同立石屋々敷 三条屋々敷 山城散在御菜料田 山崎修
成寺 同山在栗林 同山城畠 同五位河敷地

右所職庄園田畠已下、任処分之旨、可令相伝領掌、肇清一
期之間者、彌勒寺喜多院檢校職致其沙汰、一期之後者、宮

一若可相伝領掌、宮一若五歳ニテ令申補祠官、可為正八幡

宮檢校、不補祠官之間者、兩職肇清可致其沙汰、但若肇清

向背宮一若、令成敵对者、彌勒寺檢校、宮一若補祠官之後

者、可為彼沙汰、男女子息皆相馮宮一若、可蒙扶持也、若

此外有書漏庄園田畠等者、同宮一若可進止、於背此置文之

子息者、永可為不孝之状如件、

永仁五年六月 日 (善法寺尚清)

法印(花押)

124 (島津忠宗警固番役覆勘状)比志島(旧記前七一)氏文書(六六三号)

警固番役事、以代官被勤仕候了、仍執達如件、

永仁六十二年二月二日 忠宗(花押)

比志嶋孫太郎殿

125〔比志島忠範讓状〕比志島（旧記前七一）
氏文書（六六八号）

源忠範謹辞

讓渡嫡子彦一丸薩摩国満家院内比志嶋・河田・西俣・城

前田・上原菌已上五箇所名主

右件五箇所名主職者、忠範之重代相伝所領也、然間調渡文書不残一紙彦一丸仁讓渡□、但於有限御年貢公物等者、任先例可令勤仕也、以此趣無永代相違、可令知行之状如件、

正安元年八月日

比志島
源忠範（花押）

126〔比志島忠範置文〕比志島（旧記前七一）
氏文書（六六九号）

ゆみやとる身ハ、おほやけわたくしにつけて、定しせんの事（用作田）いてきたるあひた、そんちのためにをく所也、よくく

このむねをそんちあるへし、

一、せい（用作田）の御免にたかいまいらすへからす、ようさくてん

□事ハ、たうしニたかふへからす、御一このほとは、御はからひにしたかふへき也、

一、中はうのあま御せん（用作田）の事、もしの事もあらん時ハ、ひしゝまの内下しやうふたにの水田、ならひにそのさんやらにおきてハ、あま御せんの一このほとハ、ようさくてんにまいらすへき也、但そのハほりの内たるあひた、せ

んれいより、御くうしあひいろはず、水田さんやのほうくくのなし物ハ、ひこいち丸かきたとして、わきまへかわるへき也、但大事のさくれうなんと（用作田）のいてきたらん時ハ、あんないを申へし、

一、女房（用作田）の分、くきの山五段・白木山五段・上しやうふたに五段卅・同そのさんやハ、年来つくりきたるふん也、又みそのにハ、いや二らうかやしき・せいたらうめかその、かのそのくハ、ねんらいのほりの内たるうゑハ、御公事あひいろはず、水田にをいてハ、かぎりある地頭米かちし、さくれうまでもはふきあつへき也、但もしふほう（用作田）のきあらハはうれいにまかせて、あつへからす、

一、所存ある（用作田）によて、おとゝにわうまろいもうとゝものなかにも、一段たりといへとも、わけあたへさる所也、もしかれらか中にわうけん（用作田）のしんいてきたて、自筆の状とかうして、子細を申といふとも、もちうへからす、この状よりほかハ、いさゝかのせうそくまでも、たれくの中にも、かきおかさるもの也、

一、五かみやうさう（用作田）はく（用作田）の事こほけうの御ハうの状文にめいはくなりといへとも、そんちのために申おく所也、あん内をしらさる人ハ、はし

そうりやうと申なり、そのきにハあらず、ひらた口くわんとある事、ゆつりしやうのほか、内々かきおかれたる物候にミへたり、かつハこほさつハうの故道願ニ、まこゆつりに、かなをもてゆつられたる状文にもミへたり、しかりといへとも、ゆめくかの入々すゑくまでも、みこんあるへからず、ことなるふほうあらん時ハ、したしくうとく、かの人々のかたにうとからさらん人に申あはせて、けうくんをせさすへき也、なをもてせういんなくハ、申におよはす、

(愚案)
このてうくくあんのとをりそんちのために、わざとかなをもて、かきをく也、さたのならい、時による事に候へハ、ちかふ事もそ候はんすらん、かねてしるにおよはず候、もしそのきなく候ハ、ゆめくこのきをそむかるましく候、あなかしこく、

正安元年八月日

(比志島)
源忠範 (花押)

127 「某宛行状」安養院(旧記前八一)文書(七二九号)

(花押)

宛給 むれ所菌一所事

(釋)
尺伽太郎所

中世関係史料 (古文書) 一

右菌者、為荒菌之間、明年者社役之公事料二用途三百貫文百姓之中二可出之、桑代ハ何方可被令耕作、桑出来候時者、可有桑実檢、所当同可被宛用途者、可任先例、仍下知之状如件、

嘉元三年閏十二月廿九日

128 「薩摩守護奉行入連署奉書」(比志島)氏文書(旧記前八一)(七三〇号)

比志嶋石築地裏加佐并破損事、先度自惣領成其功之処、末子難洪之由、雖被申之、重破損式丈、猶以自惣領被經入、有末子難洪者、以使可有其沙汰之状如件、

嘉元四 正月廿八日 阿忍 (花押)

(忠範力)
比志嶋殿

本性 (花押)

129 「薩摩守護代本性警固番役覆勘状」(比志島)氏文書(旧記前八一)(七五五号)
警固番役事、被勤仕候了、仍執達如件、

延慶三 十二月十五日 本性 (花押)

(忠範)
比志嶋孫太郎殿

130 「沙弥道本義絶状案」(国分寺)文書(旧記前八一)(七六一号)

一七五

義絶 土与寿冠者事

右彼冠者不調条々令自愛白拍子、令私用国分寺御領鹿兒島尼寺田御年貢、結句相具彼白拍子、令逐電畢、或守護代平内兵衛入道入中書送起請文間、存其儀処、一々令自破起請文、不恐神明、不耻守護代、不輕親、所存希代為不調仁之間、永令義絶畢、其後又所令自愛白拍子令逃間、号尋彼白拍子、重又逐電之条、不調令至極者也、然者於土与寿冠者者、不可有競望之儀、以此旨可令申公家武家、仍為後日義絶之状如件、

応長元年潤六月廿四日 沙弥道本在判

131 〔院方舍人饗料請取状〕比志島(旧記前八)
(上原) 氏文書(七六二号)

右衛門尉紀基員

院御方催十八人

饗料腰差酒肴一具事

右任先例、所請取如件、

応長元年閏六月日

- 久吉 (花押) 利里 (花押)
- 守里 (花押) 久成 (花押)
- 行吉 (花押) 重安 (花押)

守弘 (花押) 重吉 (花押)

光貞 (花押) 末吉 (花押)

132 〔殿下方舍人饗料請取状〕比志島(旧記前八)
(端裏書) 氏文書(七六三号)

「てんかの御かた」
(上原)

右衛門尉紀基員

殿下御方藏人所舍人廿人

饗料腰差酒肴座飯五石五段

右任先例、所請取如件、但家弘沙汰也、

応長元年閏六月日

- 清国 (花押) 有弘 (花押)
- 成重 (花押) 友行 (花押)
- 家弘 (花押) 友重 (花押)
- 清行 (花押) 友氏 (花押)
- 重元 (花押) 重弘 (花押)

133 〔僧榮秀請文案〕比志島(旧記前八)
氏文書(七六七号)

就比志嶋孫太郎忠範掠訴、被成下候去三月一日御教書案同四月廿四日使節御催促状、謹拝見仕候畢、抑前田并馬越田地屋敷事、於馬越田藪者、令沽却于河田右

衛門太郎佐清畢、至于前田者、守護方押領之間、當時所及訴訟候也、其子細當知行仁等可明申候歟、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

正和元年六月十日 僧榮秀 請文 在裏判

134〔鎮西御教書案〕比志島(旧記前八一) 氏文書(七七七七号)

薩摩国比志嶋孫太郎忠範申城前田事、重申狀如此、先度催促之処、無音云々、太無謂、来月廿日以前可被申左右、違期者、殊可有其沙汰也、仍執達如件、

正和二年七月十七日 (北条政題) 前上総介御判

下野前司入道殿 (島津忠宗)

135〔薩摩守護代本性書下〕比志島(旧記前八一) 氏文書(七七四号)

薩摩国満家院内上原三郎基員与同院中侯弥四郎入道々証相論師若女事、

右訴陳具書雖多子細、所詮基員則彼女為相伝所從之処、現(渡)在道証許之間、可出度之由、相触之時、可返与之旨乍出返狀、于今不糺返之条、無謂之由申之、道証又返狀事不審也、披見正文之時、可申子細之由陳之、爰如基員所進二月十日時延道証于時成能狀者、抑今度□□為相尋□□下人弥次郎男許慶元

候之由、承及候、善悪可進候云云、於彼狀者不審之由道証雖申之、披見正文之時、道証承狀畢、但件女返遣基員許之後多年召仕之□□可被尋近隣輩之由道証令申之間、当院名主比志嶋孫太郎・西侯又三(久盛)即等当參之間、可被尋問之旨、基員令申之処、為敵万之由道証遁申之上、不立申自余証人歟、此上者任返狀承伏□□可令糺返彼女於基員方也、次悪口由事、基員者对道証為非分身之由申之、道証者以基員為稅所介郎從□□稱之、而如基員所進当院正地頭大隅禪門御下知并稅所介篤秀・篤胤等狀者、能基基員曾祖父為義祐代官知行当院郡司職之時、依地頭代非法事、令訴申之刻、宛能基身、預正地頭下知狀畢、隨義祐・篤秀・篤胤三代之間、自能基至基員代々雖有数通狀、郎從之礼儀無之□□月二日付正和元年篤胤狀者、上原三郎入道頼念養子讓得上原屋敷一所当知行事、兼存知候畢、且被帶比志嶋孫太郎忠範狀之上者、不可有後日煩候也云云、称頼念者当院一分名主也、基員自幼少被取養、彼頼念讓得屋敷之条証文顯然之上、一族輩中篤茂以来代々給関東御下文畢、為彼子孫等于今院内現在之処、道証以基員為稅所介郎從之由載訴狀之条、雖似過言、基員先祖為無足不知行各別之上、為稅所介代官之条、無異論之間、悪口之篇相互雖申子細、非沙汰限之狀如件、

正和二年九月十日

『守護代』
沙弥本性(花押)

136 (鎮西御教書案) 比志島(旧記前八—)
氏文書(七九九号)

薩摩国比志嶋孫太郎忠範申城前田事、重申状如此、下野前
司入道不応度々催促之間、可尋注進実否之由、被仰了、所
詮来月廿日以前、可被申左右、違期者、殊可有其沙汰也、
仍執達如件、

仍執達如件、

正和二年十一月廿日

(北条政頼)
前上総介御判

下総権守殿

137 (源氏女代義行和与状案) 比志島(旧記前八—)
氏文書(七八〇号)

和与

さつまのくにみついへのみんひしゝまのまこ太郎たゝ
範)のりと河田うへもん太郎□はかさいちよみなもとの
氏)うちの女とさうろん河田ミやうのうちかきもと田いち
やうならひにそのいしよの事

右たそのゝ事によてさうろんをいたし、そちんにつかうと
いへとも、和与のきをもてきたをやめ、かのたそのハ、こ
う安八年四月廿九日たうくわんのゆつり状にまかせて、き

やうこうたゝのりいらんけいハくあるへからざるよし、和
与せしめ、かつハ御かうしにいたてハ、河田ミやうのうち
てんえんたるうへハ、かのミやうにあいくわゝて、きんし
すへきよし、をなしくちゝやうせしめ、和よ状をいたさる
うへハしこんいこ、たかい二いろんあるへからざるもの
なり、よて為後和与状如件、

正和二年十一月廿一日

みなもとの氏女代義行

138 (比志島忠範和与状) 比志島(旧記前八—)
氏文書(七八一号)

かわたのミやう并むまこへ田ゑん及かきもとの田やしき以
下、当みんそうちとうさたさいつようとうしやうふたにの
しゝ内てんちらの事、さうろんをいたし、そちんにつかう
といへとも、和与のきをもて、きたをやめ候、わよ状をし
かへ候了、これによて、せに式拾伍貫文、明年正月中に給
候へきよしの御状を給候ぬ、そのほかせいあのあま御せん
のすこの米いちはいふん拾四石四斗弁られす候によて、う
たへ申され候へとも、かのわよのうちにこんしてきたをや
められ候ぬ、たゝしもしこのてうくわよちゝやうの中に、
御けちをなされ候ハさらいせんに、一事たりといふとも、

わよちゝやうのへん(篇)をやふて、忠範いき申候ハ、かのけいやく(用)のようとうハ、御わきまへあるへからす候、又御さた候とも、いちはいをもてかへしまいらせ候へく候、又す

この米もとふみにまかせて、一はい(倍)のふん弁候へく候、

かくのことくちゝやうしなからわよのへんをへん(変)かいのきを

をそんし、やくきの内二ようとう御さた候はんを、うけと

らす候て、いきを申候ハ、御けちにしさいを申ましく候、

又やくそくの日(約)けん(日)すき候ハ、御けちなりて候とも、や

ふるいわれをもて、ほんそのあんニまかせ、さたあるへく

候あひた、かの御下ちハめしかへすへく候也、よて為後日

之状如件、

正和二年十一月廿八日 源忠範(花押)

139 (西侯久盛和与状) 比志島(旧記前八) 氏文書(七八三号)

わよす

ひしゝまのまこ太郎忠範とにしましたの又三郎久盛とさう

ろんさつまのくにミついへのあんにしました名のこうし大

小公事けいこ石ついちそうちとうさたさいつようとうの

事、

右条々さうろんニをよふといへともわよのきをカもてせせう

やめ給候、わよ状をいたし給候うへハ、きやう(向)こうたかい二いうんあるへからす候、よて為後代和与状如件、

正和三年十二月廿日 源久盛(花押)

140 (鎮西探題奉行人連署奉書) 比志島(旧記前八) 氏文書(七九二号)

比志嶋孫太郎忠一範字有憚申薩摩国城前田事、重申状如此、可

続訴陳状云々、早帶具書正文、可被其節、仍執達如件、

正和三年十月十九日 音輔在判(石垣)

下野前司入道殿代 尚信在判(島津忠宗)

141 (鎮西探題奉行人連署奉書) 比志島(旧記前八) 氏文書(七九三号)

比志嶋孫太郎一範字有憚申薩摩国城前田事、重申状如此、為被

続訴陳、可参对之由被仰之处、難渋云々、来十五日以前可

被申散状、仍執達如件、(石垣)音輔在判

正和三年十一月三日 音輔在判

下野前司入道殿代

(島津忠宗)

頼尚同

142 (鎮西探題奉行人連署奉書) 比志島(旧記前八) 氏文書(七九四号)

比志嶋孫太郎忠一範字有憚申薩摩国城前田事、重申状如此、催

促難渋之間、所遣奉行入使者也、仍執達如件、

正和三年十一月廿日 (石垣) 音輔在判

尚信同

下野前司入道殿代 (島津忠宗)

143〔鎮西下知狀〕比志島(旧記前八一)
氏文書(八〇二号)

薩摩国御家人比志嶋孫太郎忠範申同国辺牟木房禪慶出举
米对捍事、

右如忠範申者、彼米去延慶四年禪慶令借用之处、不弁(間)、
属当国守護人下野前司入道々義雖可触訴、依為当敵(所止訴力)

訟也云々、如所進延慶四年四月廿一日禪慶借書者、米二石
八升(間)請也、秋時加六利可弁之、但質券仁波下人菊重法師同

娘(間)王以上三人所書入也、若十二月過者、彼下人共永代可
引流云々、爰禪慶度々背召文、不參決之間、以石堂又次郎入

道并(間)四郎親治尋問難渋実否之处、如親治執進正和二年
七月二日(間)請文者、忠範濫訴事、使節催促之外不付召文、

本解狀(間)違背之由掠申之条、招奸曲之咎歟、而禪慶不弁出
举(間)旨雖申之、胸臆浮言之間、難存知之上者、非沙汰之

限、所詮(間)本解狀可進上巨細陳狀云々者、禪慶就使節催
促、雖捧(散状力)于今不及参对之条、難遁難渋之咎歟、然則任

促、雖捧(散状力)于今不及参对之条、難遁難渋之咎歟、然則任

忠範出帶(間)文、以一倍可令礼返矣者、依仰下知如件、

正和四年五月十二日 (北条政頼)

前上総介平朝臣(花押)

144〔比志嶋代僧源某等請文〕比志島
文書(弁力)

正八幡宮御造宮修理事、任關東御教書(間)御施行之旨、薩摩
国満家院御役(所弁)相当比志嶋名十分一・西俣名十

分一・河田名十六分(一力)、仍三ケ名分役、以去々々(正和)四月
中修造(間)之条、踴然候、若郡司分役太少論申(為力)、何

ケ度各可明之由、(謹言力)候也、以此旨、給御注進、可令
進上宰府候、恐々(間)

四月廿三日

河田代源敦義

西俣代

比志嶋代僧源

145〔河田代源敦義請文〕比志島
文書

正八幡宮御造宮薩摩国満家院役所西庁二間内比志嶋名十分
一・西俣名十分一・河田名十六(分力)一仁相当候分役、可令勤

仕候、若郡司申子細(間)

四月廿三日

河田代源敦義

146 〔了惠請文〕比志島
氏文書(旧記前九一)
八二四号

正八幡宮御造營薩摩国満家院役□□廊二間内、比志嶋・西侯・河田三ヶ名分役□□椀皮作事、被勤仕候畢、丹壁金物連子□未勤、而如役人問答者、所当院相当造宮田□□比志嶋名十分一、西侯名同前、河田名十六分一、皆濟□途於番匠大工椀皮工畢、仍兩大工請取先□□、然者於丹壁金物縁青等用途者、所此□□、若当院郡司彼三ヶ名分役多少論申□□雖為何ヶ度、可致其明之由、去々年^四正和三ヶ□□名主等被入置押書状候畢、且役人訴状□□押書状番匠椀皮工等請取案等相副目錄□封付目、為御不審進覽之、以此旨可有御^被露候、恐惶謹言、

正和六年四月廿五日 沙弥了惠 (裏) (花押)
進上 山田次郎入道殿

147 〔了惠請文案〕比志島
文書

蒙仰候正八幡宮御造營事、満家院役河田・比志嶋・西侯・河田三ヶ名分、番匠大工椀皮大工等仁用途御下行請取等加員候了、恐々謹言、

五月廿七日 沙弥了惠在判

148 〔了惠請文案〕比志島
文書

薩摩国満家院内比志嶋・西侯・河田三ヶ名分御造營事、上下皆判御用途弁之候了、仍番匠大工□椀皮大工請取各□如此、仍為□為□安文令進候、恐々謹言、(後欠)

149 〔伊集院久国和与状〕比志島
氏文書(旧記前九一)
八二二二号

依出举并預米事、道助与比志嶋孫太郎忠範、番訴陳、雖及上裁、以和与之儀、止訴訟畢、但訴陳出举以下請文等者、博多代官大隅七郎忠幸帶持之間、於博多相互取替和与状、可被申賜御下知候、如此於国乍令和与、一方指違背和与之儀令子細申時者、可被申行別罪科候、仍和与之状如件、
文保元年六月廿三日 沙弥道助 (裏) (花押)
『大隅大炊助々国法名ナリ』
(伊集院久国)

150 〔比志嶋忠範讓状〕比志島
氏文書(旧記前九一)
八二三三号

但他人二こきやくの時ハ、ほんりやう主のさたゝるへ(ゆ)き也、
□つりわたすしやていせうハウの所ニ、さつまのくに満家のみんの内ひしゝま□たうかくらいやたらう入道かいやしき一所の事、
□のやしきハ忠範重代さうてんの所りやう内也、しかるを

同きやうたいたりといへとも、ほうこうのちうをいたすあひた、ゆつりあたうる所也、此上ハ、すゑく二いたるまで、ほん主ときやうはハいの心なく、一ミ同心のきを存て、みやうたいさういなくちきやうせらるへき也、但かのやしきハ、ほりの内たる間、方々の御公事等、あひいろハさる所也、よてこうせうのために、ゆつり状如件、

ふんほうくわんねん六月廿三日 源忠範(花押)

ちやくし義範(花押)

151〔薩摩国御家人注文〕新田宮観(旧記前九一) 樹院文書(八二五号)

薩摩国御家人交名注文

谷山式部孫五郎入道 同 鹿兒島 矢上又五郎左衛門尉 舍弟彦彦七 谷山五郎入道 五郎 伊敷領主 田上領主

上山領主 荒田庄弁済使取納使

満家院 比志嶋孫太郎 西侯又三郎 孫太郎 川田右衛門太郎 大丸大一丸 中侯孫四郎入道跡 山口入道 厚地座主取納使

牛屎院 地頭御代官 牛屎二郎左衛門入道 羽月右衛門入道 牛糞五郎左衛門 同兵衛入道 篠原孫三郎入道 永竹二郎入道

同又太郎 同孫三郎入道跡 萩崎入道跡 曾木入道弁済使 永羽名主

和泉庄 下司図書入道 兵衛五郎入道跡 郡山名主 同杉左衛門二郎入道 孫五郎入道 井口入道 知色入道 鯖淵名主弁済使

山門院 郡司鮫島孫二郎 市来崎兵衛五郎入道 郡山名主

莫祢院 郡司彦太郎 頼島 小川小太郎入道跡 遠矢入道 同太郎三郎

右太略注文如此、此外相漏人々者、可致注進之状如斯、
文保元年七月晦日

152〔比志嶋忠範重申状〕比志嶋(旧記前九一) 氏文書(八二四号)

〔端裏〕□於大□□□□ 文保元八五

薩摩国比志嶋太郎忠範重言上

下野前司入道々義代津性問答難渋間、先御代於石垣五

郎音輔奉行、雖被成数ケ度御書下、遂不叙用、于今無

音上者、被経巖蜜御沙汰、欲蒙裁許城前田間事、

副進

一通御書下案 敷通路之

件条本訴陳状等具也、而津性恐自科、問答難渋之間、□被立奉行氏使者、于今無音之上者、被経急速御沙汰、為蒙御成敗、重言上如件、

文保元年七月 日

153〔鎮西下知状〕比志嶋(旧記前九一) 文書(八三一号)

薩摩国比志嶋太郎入道道願女子源氏与同□孫太郎忠範相論当嶋太丸田老町式段屋敷老箇所事、

右相番訴陳之処、両方令和与畢、如氏女代頼念□□十六日

さぬきの国くしなしのほう上村
しなの、国太田の庄内南郷下村

下つさの国さむまの内ふかわのむら、下黒(さき)□□□□□□□□
(同ほんど)

ひうかの国たかちをの庄

ふせん副田三郎二郎種信跡の国そへたの庄但、散在名をハのそく(分子なくハ)

右所々、貞久にゆつりあたうる所也、女子□□□□□□□□、其

一この後ハ、そうりやう貞久可知行之状□□(如件)、

文保二年三月十五日 (島津忠宗) 沙弥道義 (花押)

157 (島津忠宗禁制) 安養院 (旧記前九一) 文書 (八六三号)

禁制

鹿兒嶋東福寺事、山臥三川房時差四至堺、条条令禁断

処、近年有違乱輩云々、

一、草木採用事

一、放入牛馬事

一、殺生禁断事

右御内被官之輩内、於恩足者可被分召所領三分一、無足之仁者、百日止出仕、可令停止鹿兒嶋経廻、至下部者捺火印、可流遣疏黄嶋、於郡内甲乙人等者、可為三貫文過怠也者、守此旨堅可令禁制之状如件、

文保三年二月五日 『忠宗』 (花押)

158 (鎮西御教書) 比志島 (旧記前九一) 氏文書 (八六四号)

〔意信代行兼法師大隅国下木田村内田地以下事、重訴状如此、訴陳□□間、可参决旨、可相触别符彦三郎光美之由、被仰了、不日可被執進請文、為無音者、載起請之詞、可被注申、仍執達如件、

文保三年三月十日 前遠江守 (北条陸時) (花押)

比志嶋孫太郎殿 (忠絶)

159 (沙弥阿妙讓状) 長谷場 (旧記前九一) 氏文書 (八八二号)

讓与 字乙房丸所

薩摩国鹿兒嶋郡長谷場村内田菌等讓状事、

在水田耆町内 長谷場森田参段内 崩下式段 但自坂下路東限

大田耆町内伍段

在はせはの菌内 自山口溝限西方

右於彼水田菌者、自時澄手讓得之、阿妙重代相伝所領也、しかるあいた字乙房丸仁限永代讓与ところなり、何子孫たりといふとも、またくいらんをいたすへからず、但ちとう(限)まい已下公事等二をいてハ、分けん二したかて、惣領新五

郎相共その弁をいたすへし、仍為後日自筆をもて讓狀如件、
元応三年八月三日 沙弥阿妙（花押）

160 〔薩摩国守護代本性書下〕比志島（旧記前九一）
氏文書（八八七号）

牛屎新平二付休足重可被預置之由、沙汰候也、仍執達如件、

元応二 十月卅日

本性（花押）

比志嶋孫太郎殿

161 〔上原基員契約状案〕比志島（旧記前九一）
氏文書（九〇三号）

〔端裏〕
「契約状案平田行秀方へ遺案也」

郡山安堵事者、税所殿御書に候之間、就御教書被進御請文
候之条、自是不及悦申候、自分上原藺安堵事、同被成御教
書於御方候、云当知行之段、云幼少養子之篇、無子細候之
上、税所殿御放狀御見知之候之上者、無相違被進御請文候
之条、生前悦入候、向後者相互成親子兄弟之思、悦歎共以
我身之事と存、更不可有腹黒害心候、縦住所者雖隔遠近境、
互用事無隔心可申承候、此条偽申候者、日本六十余州国中
大小神祇冥道御罰可蒙候、仍契約状如件、

元亨三年五月三日

右衛門尉基員在判

162 〔鎮西御教書〕比志島（旧記前九一）
氏文書（九〇四号）

比志嶋孫太郎忠範代義範申薩摩国比志嶋以下事、重申状如
此、為訴人不終沙汰之篇下国云々、所詮来月十五日以前可
被明申也、仍執達如件、

元亨二年六月十二日

修理亮（北条英時）
（花押）

『四代下野守忠宗公御二男』

下野三郎兵衛尉殿『実忠后忠氏』

163 〔比志島忠範代義範重申状〕比志島（旧記前九一）
氏文書（九〇七号）

薩摩国比志嶋孫太郎忠範代義範重申状、同国満家院惣地

頭下野三郎

〔兵衛尉実忠力〕

代津性、乍訴人、顧無理、問答

難渋間、御教書御書下、無音上者、任定法、以違背

〔少篇力〕

經御沙汰、比志嶋以下五ヶ所并条々非

副進

一通 御教書 自余略之

右巨細言上先畢、而実忠代津性令違背度々御教書御書下、

難渋至極之上者、為被經急

〔速御沙汰力〕

言上如件、

元亨二年九月 日

164 〔比志島忠範代義範重申状〕比志島（旧記前一〇）
氏文書（一九二〇号）

薩摩国比志嶋孫太郎忠範代義範重言上

当名惣地頭下野三郎兵衛尉美忠違背教々度御教書、不及

參陳間、雖被仰使節洪谷新平次依引汲論人欺、不申是

非散狀上者、仰他人被経嚴蜜御沙汰、欲蒙成敗、当名内

苜麦狼籍事、

副進

一通 御教書案 自余略之

左巨細度々言上畢、爰美忠顧無理、違背度々御教書不及是

非散狀之間、雖被仰使節洪谷新平次、尚以無音条、引汲論

人故欺、適美忠当參之上者、仰別使節、被経嚴蜜御沙汰、

為蒙御成敗重言上如件、

元亨三年□月 日

165〔鎮西御教書〕比志島(旧記前一〇)氏文書(一九七二号)

□護人退座之間、所有具注□也、彼女者相伝所従、□大

隅国蒲生彦太郎宗清所領蒲生院□弥太郎太夫□之処、

近年对捍□、仰宗清元応二年□月以後度々遣召文□年

六月六日以別府彦□光美、重催促□、如執進宗清代直清

同八月廿九日請文□、義範申千与王女同女子等事、如此名

字□存知云々、同十一月宗清以代官高清□如状者、弥太

郎大夫妻女為下人之証摠、何□年弁来役料之旨構申不実之

上者、不召□条承伏也云々、始則不存知之故申之、後亦□

料不実之旨論申畢、涉両舌之上、今年八月十一日義範進二

問狀之処、高濶不終沙汰之篇□国畢、難遁難洪之咎、然則

於彼女母子者、可去渡于忠□矣者、依仰下知如件、

元亨三年十一月廿五日

(北条英時) 修理亮平朝臣(花押)

166〔島津貞久禁制〕安養院(旧記前一〇)文書(一九七六号)

鹿兒島東福寺々中并山野草木採用及殺生禁断大犯人等以下

条々事、去応長元年・文保三年故殿御下知訖、任彼狀不可

有違犯之儀、若不拘制法之輩者、可被処重科之状如件、

元亨三年十二月十一日 (島津貞久) (花押)

167〔沙弥某書下〕比志島(旧記前一〇)氏文書(一九九七号)

大隅三郎忠国申負物事、去六月七日御教書如此、早任被仰

下之旨、可被注進所領分限候、仍執達如件、

元亨四年八月廿三日 沙弥(花押)

(忠範) 比志嶋孫太郎殿

168 (島津貞久書下) 比志島 (旧記前一〇一) 氏文書 (一〇〇三号)

今度騒動之間、参津事承了、仍執達如件、

元亨四

(島津) 貞久 (花押)

十一月十日

比志島孫太郎殿

169 (島津貞久書状) 比志島 (旧記前一〇一) 氏文書 (一〇〇四号)

いさみ御口申了

ふんこの三郎 [] 方へくんせいの事、[] 明後日ハこ

れへ口候へく候、それまで御まち候ハ、悦入候口ふん御返

候ハ、なんきたるへく候、なをく明後日にハせいつく

へく候、構くそれまで口御まちあるへく候、あなかしく

十一月廿日

(島津貞久) 道鑑

比志嶋孫太郎殿

(花押)

170 (島津貞久国廻狩供人注文案) 山田氏 (旧記前一〇一) 文書 (一〇一二号)

殿御国廻共人数 []

国廻狩御共人数事

御分

御力者四人 御厮者十二人御馬十疋

御物夫衆

中世関係史料 (古文書) 一

「建武四年三月言上状ニ福崎五郎見ニ此類属ナラン」
福崎八郎 下二人 馬一疋

田中入道 下一人 馬一疋

乙鶴御前 御舍弟 下三人 馬一疋

市来御前 同 下三人 馬一疋

殿原

東条藤二郎 上下三人馬一疋

鳥羽孫七 上下三人馬一疋

鳥羽右衛門二郎 上下三人馬一疋

鳥羽孫六 上下二人馬一疋

御中間

御弓袋差

永田太郎 下一人 馬一疋

宗五郎 下一人 馬一疋

一、惣家子并殿原 次第不同

山田氏也 山引合戦討死也
式部彦七 上下廿七人 乘馬六疋 雜駄三疋

「貞久公御前ニ随テ大友家ヨリ来タト云小田原此人切、然レバ彈正忠ナラン」
小田原入道 上下十人 乘馬三疋 雜駄一疋

式部 []

今村七郎 上下七人 乘馬一疋 雜駄一疋

「兵衛入道御阿方」
酒匂兵衛入道代 彈正左衛門 上下卅人 乘馬十一疋

「久兼入道兼阿方」
本田孫二郎 上下廿五人 馬十一疋

一八七

益山入道 上下八人 馬三疋

中条六郎 上下廿五人乘馬七疋雜駄二疋

本田藤内左衛門尉 上下六人乘馬一疋雜駄一疋

直木彦二郎 上下廿人乘馬七疋雜駄二疋

本田新兵衛尉 上下十人乘馬二疋

仲四郎 上下十人乘馬二疋雜駄一疋

市来崎彦六 上下四人 馬一疋

本田四郎兵衛尉 上下六人 馬二疋

源藤左衛門尉 上下八人乘馬一疋雜駄一疋

本田又四郎 上下五人乘馬一疋雜駄一疋

井入道 上下五人 馬一疋

高水彦九郎 上下五人 馬一疋

相同道

白拍子一人 上下四人 馬一疋

一、泉殿御分

御馬三疋 御厩者五人御雑色二人御力者二人

松房御前御分

御馬二疋 御厩者三人御雑色一人

又三郎殿

御馬三疋 上下五人

殿原分

新田又四郎 馬一疋下二人

式部源四郎 馬一疋下一人

本田又六 馬一疋下三人

石塚平三郎 馬一疋下一人

谷口二郎三郎 馬一疋下二人

一大隅五郎兵衛尉 馬七疋上下廿五人 雜駄二疋

「山田氏文書元徳二年三月十四日左エ尉助久請文ニ当惣領主大隅助三郎入道會兒跡云々トアリ、亦貞和二年十一月今川了俊後ヨリ道經公へ被進候状ニ大隅三郎入道々忽トアリ」

一大隅助三郎『忠国敷』 馬八疋上下廿五人 雜駄一疋

一猿渡新左衛門尉 馬三疋上下十一人 雜駄一疋

一猿渡藤三郎 馬三疋上下十一人 雜駄一疋

一姉崎八郎 馬二疋上下七人 雜駄一疋

一猿渡藤四郎 馬二疋 下三人

一伊藤入道 馬一疋下二人 さう駄一疋

古庄縫殿允殿人数事 上下十人馬二疋

服殿 (国) 下一人 馬一疋

御くにまわりかり御入所しゆくつきの事

一はん、さつまこほり 二はん、みやさと 三はん、くし

きの御かりのため 四はん、なんかう 五はん、へきの庄

六はん、いさくの庄 七はん、ちらみのゐん 八はん、ゑ

のこほり 九はん、きいれのゐん 十八ん、たにやまのこほり 十一はん、かこしまのこほり

元亨五年後正月廿二日

171 〔鎮西御教書〕比志島（旧記前一〇一—）
（矢上）氏文書（一〇三七号）

薩摩国覺嶋郡司貞澄代内田右衛門太郎実澄申下人 乙次郎
今者 平六事、止訴訟之由、出帯実澄状之間、尋問実否之処、如
今月十六日実澄状者、上原三郎基員拘惜乙次郎一類之間、
雖及上訴、以承諾之儀、止訴訟畢云々、此上不及異儀之由、
可被相触基員也、仍執達如件、

正中二年十月廿五日

（北条英時） 修理亮（花押）

税所介殿

172 〔鎮西御教書案〕比志島（旧記前一—）
（忠範）氏文書（一〇四八号）

薩摩国満家院雜掌申所務年貢事、訴状如此、子細見于状、
早可明申候、仍執達如件、

嘉暦元年七月廿一日

（北条英時） 修理亮御判

比志嶋孫太郎殿

173 〔薩摩守護代本性書下〕比志島（旧記前一—）
（忠範）氏文書（一〇五〇号）

中世關係史料（古文書）一

造勝長寿院并建長寺唐船勝載物京都運送兵土事、薩摩国地
頭御家人可催進旨被仰下畢、早致其用意、可被參勤候、仍
執達如件、

嘉暦元九月四日

本性（花押）

比志嶋入道殿代

174 〔比志島仏念代義範申状〕比志島（旧記前一—）
（端裏）氏文書（一〇五二号）

比志嶋孫太郎入道代申 嘉暦元

薩摩国比志嶋孫太郎入道仏念代義範謹言上、

号入来院地頭代、貞雄对于仏念申成御教書由雖承及、
不付本解状并御教書、令隱密上者、任□被成下返御
教書、被究明掠訴、欲蒙御成敗秋三郎童鬼太郎男平三
郎并次郎檢校所当米事、

右、彼貞雄書載比志嶋孫太郎忠範名字於訴状訴申由、雖承
及、不付本解状、剩忠範法名仏念代義範当參時者、不及出仕、
不对場上者、急速召給本解状、為申明貞雄非抛掠訴、言上
如件、

嘉暦元年十月 日

175 〔鎮西御教書〕比志島（旧記前一—）
（忠範）氏文書（一〇五二号）

薩摩国比志嶋孫太郎入道(忠範)念代義範申所当米申状如此、為訴人、不終沙汰(北条英時)篇云々、来月五日以前可被明申之状如件、

嘉曆元年十月廿日 修理亮 (花押)

入来院地頭代(眞雄)

176 [伊集院久国・忠国用途請取状] 比志島(旧記前一)氏文書(一〇五八号)

薩摩国比志嶋孫太郎忠範今者出家 与大隅助三郎忠国于時丸 相論借用途伍拾貫文事、忠国雖預御下知、彼用途被致弁候上者、向後止訴訟畢、依請取状如件

嘉曆二年六月十日 忠国 (花押) 道助 (花押)

177 [比志島忠範代義範申状] 比志島(旧記前一)氏文書(一〇五九号)

□争号当雜掌、打止年々所務年貢□之由可及奸訴哉、就中去元亨四年八月日□掌清秋補任状者、七ヶ年对捍云々、仍□一番御手彈正次郎兵衛尉光政奉行入、被經御沙汰、被成下御教書之間、令出帶不闕返抄、遂結解之處、每年々未進無之、隨而清秋知行分兩年返抄又分明也、而今年号雜掌不備進補任状並苑文注文等、齋構胸臆浮言、打止去延慶三年以来所務、令抑留年貢七十石、并野稻所当麦粟地子芋桑代色々

背先規不入部国、不披見補任状、以胸臆掠申之上者 濟物云々、此条不知案内申状也、於当名所務者、以載申先段每年返抄分明之上者、不可依雜掌掠訴、然早被經急速御沙汰、且以奸訴之篇、為被棄捐濫訴、粗披陳言上如件、

嘉曆二年七月日

178 [鎮西御教書] 比志島(旧記前一)氏文書(一〇六二号)

薩摩国比志嶋孫太郎入道(忠範)念申大隅国蒲生又太郎宗清今者出家不糾返所從千与王女母子事、請文披露之處、宗清不遁下知違背咎之間、所被分召所領五分耆也、於所從等者、任先下知状、可相渡之旨、重相触、載起請之詞、可被注申、仍執達如件、

嘉曆二年八月廿九日 修理亮 (花押)

祢寝郡司入道殿

179 [比志島忠範代義範重申状] 比志島(旧記前一)氏文書(一〇六三号)

薩摩国比志嶋孫太郎入道(忠範)念代義範重(端書)□(言上)号滿家院雜掌令抑留比志嶋名年貢延慶以来由、及掠訴間、帶每年不闕返抄雖捧□恐于無理、為当参身不及出仕、不請取陳状上者、任定法被棄捐掠訴、欲預御裁許当名年貢

扣留不実事、

右雜掌解云、去延慶三年以來所務扣留年貢七十余石以下濟物等、不致其弁之由、及不実掠訴之間、帶每年不闕返抄等、雖捧陳狀、乍為当參之身、至于四ヶ月不請取彼狀之上者、被棄捐掠訴為預御裁許、重言上如件、

嘉曆二年閏九月 日

180 〔比志島忠範代義範重申狀〕比志島（忠範）氏文書（旧記前一—一〇七〇号）
薩摩国比志嶋孫太郎入道仏念代義範重言上

号満家院雜掌、年貢濟物扣留由、及掠訴間、番一問答訴陳訖、而為訴人乍為当參身、不終御沙汰篇上者、任定（兼）法、欲被奇捐掠訴、年貢濟物扣留不実事、

副進

一通、御書下案

右、号雜掌乍致掠訴、顧無理、為訴人、至于数ヶ月無音之上者、任定法、為被經急速御沙汰、重言上如件、

嘉曆二年十一月 日

181 〔伊集院津忠国請文〕比志島（忠国）氏文書（旧記前一—一〇七二号）

比志嶋孫太郎入道仏念代義範申錢貸事、如被仰下候者、如

中世關係史料（古文書）一

（忠範）仏念申、罪名以前令弁償、帶請取云々註取、此有御評定以前、於在国致其弁候之間、出与請取狀候之条、不及子細候、

以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

嘉曆三年六月十七日 〔伊集院氏〕藤原忠国請文

大隅助三郎請文

182 〔鎮西御教書〕比志島（忠範）氏文書（旧記前一—一〇七三号）

薩摩国比志嶋孫太郎入道仏念代義範申所從千与王女母子事、重申狀如此、早召渡其身、帶返抄者、可持參之由、相触蒲生彦太郎入道、載起請之詞、可被注申、仍執達如件、

嘉曆三年六月廿三日 〔北条英時〕修理亮（花押）

祢寝郡司殿

183 〔鎮西御教書案〕新田神社文書（端裏書）一〇二号

「延時四石御供米事、使節御教書案到来、嘉曆三八月廿三日」

薩摩国八幡新田宮雜掌申御神拝内神馬并供米等事、重訴狀

三通如此、鹿兒島郡司矢上左衛門五郎、薩摩郡司次郎入道

跡、延時又三郎入道等、背度々下知、不致沙汰云々、尋

問違背実否、載起請之詞、可被注申、仍執達如件、

嘉曆三年七月三日 〔北条英時〕修理亮御判

〔東郷重清〕
洪谷又次郎入道殿

〔此御教書者、社家訴狀ハ三通上タルヲ一通ニ被成、鹿兒島・薩

摩郡司次郎入道跡分訴狀ハ在公文所也、四石御供米延時ヲ訴狀
許書之、

嘉曆三年八月廿三日於公文所書之

184 〔鎮西御教書〕比志島
〔島津〕
文書

大隅助三郎忠国申錢賃事、如今年六月十七日忠国請文者、

〔忠範〕
仏念致弁之候由出請取狀之条、無子細云々、此上〔 〕異儀

可存其旨也、仍執達如件、

嘉曆三年八月廿五日 〔北条英時〕
修理亮 〔花押〕

〔忠範〕
比志嶋孫太郎入道殿

185 〔比志島義範申狀〕比志島 〔旧記前一―〕
〔氏文書〕 〔一〇七五号〕

薩摩国御家人比志嶋彦太郎義範〔 〕謹言上
〔脱アラン〕 〔道々教カ〕

欲早仰同国満家院河田右衛門太郎入〔 〕任交名注文

旨、被召上同扶持人并領内百姓等、〔 〕御成敗負累米拾

石肆舛并錢參百文事、

副進

一通 御教書 守護当敵所見

一卷 二十通出拳錢請文等

一通 負心等交名注文

〔佐清〕
右、河田右衛門太郎入道々教扶持人、同領内百姓等不弁員

累米錢之間、於守護方雖可訴申、依為當敵、所令言上公方
也、然早依彼請狀等之旨、任交名注文実、仰領主道教、被
召上員人等、為預御成敗、粗言上如件、

嘉曆三年七月 日

186 〔満家院比志島名地頭方水田目錄〕比志島 〔旧記前一―〕
〔氏文書〕 〔一〇七九号〕

注進 満家院比志嶋名水田地頭御方目錄事合

見作田拾捌町玖段歩内 不河成三反歩損田三町二反歩

得田拾伍町三反卅歩内

除田壹町玖反卅内

山王田二反 大日田一反 御佃一反歩 新加用三反

小地頭用二反廿歩 算失壹町

定得田拾參町四反歩内 追損田玖段歩

分米六石式斗伍舛 田米壹石式斗五舛

右目錄如件、

嘉曆三年十二月卅日 地頭代榮秀〔 〕

〔比志島〕
名代義範 〔花押〕

187〔鎮西下知狀〕伊佐氏（旧記前一—一〇九四号）文書（島津）

薩摩国比志嶋孫太郎忠範法師法名 仏念（島津） 与大隅左京進宗久法師

道惠 法名 代道慶相論追捕刃傷打擲以下事

右、守護人退座之間、所有其沙汰也、爰仏念、則宗久令請所比志嶋名惣地頭職致所務、去嘉元四年正月廿七日、差遣

数百人大勢於仏念許、押取稻參佰七拾余束・米佰三拾余石・

錢拾三貫文・小袖十八、其外色々資財物、刃傷下人藤四郎

男、令打擲太郎以下所從等之由、備進追捕物注文并下手交

名等、可被行其咎之由、雖申之、胸臆不実之旨、道慶論申

之処、不立申実証歟、是一、且彼比志嶋名事、為地頭進止

之否、前地頭大炊助入道教仏与仏念相論之処、教仏他界之

間、彼跡下野前司入道道義相統知行之処、道義亦死去畢、

教仏存生之時、狼籍有無事、今更不可及沙汰之由、道慶所

申、亦以非無子細歟、是二、加之、如道慶所進四月廿三日

付延 仏念（宗久） 于時 慶四（島津貞久） 忠範 状者、伊作殿比志嶋惣地頭職、為請所知行之

時、就被致非法狼籍、雖訴申、御口入之間、止訴訟畢、向

後不可有子細、且奉行所仁毛、此樣可申入秦兵衛入道殿云

云、止訴訟之旨、先年乍出狀、立還及奸訴之条、無謂之由、

道慶申之処、不実之旨、載重状之間、於引付之座、被披見

之処、為私和与之間、難被許容云云、而於彼状者、亦奉行

山城彦太郎盛倫披見之由、道慶雖申之、盛倫者在鎌倉之間、

不及被尋問、然而始則不実之由申之、問答之時、忽承伏之

上、追捕狼藉為実事者、爭為依他人口入、輒止訴訟之由、

可出狀哉、不実之条、令露頭歟、是三、然則、所被棄捐仏

念訴訟也者、依仰下知如件、

嘉曆四年七月五日

（北条英時） 修理亮平朝臣（花押）

188〔鎮西御教書〕比志嶋（旧記前一—一〇九四号）氏文書

薩摩国比志嶋孫太郎忠範申千与王女母子事、重申状如此、

蒲生彦太郎背度々下知状、渡之田相触之、載起請之詞

□、仍執達如件、

〔嘉曆〕 四年十二月十日 （北条英時） 修理亮（花押）

□ 江三郎右衛門入道殿

189〔道壯奉書〕遠矢氏（旧記前一—一二五号）文書（島津貞久）（花押）

甕嶋郡荒田庄内用作田式町事、自今年為御恩所宛行也、早

一円可領掌之状、依仰執達如件、

元德二年六月十八日 道壯奉

伊賀法橋房所

190 〔日置伊作莊文書請取狀〕山田氏
文書（旧記前一—一）
請取 日置伊作御文書正文等事

合

一通 正応五年十一月卅日伊作庄三ヶ名和与狀正文

一通 同六年正月十三日三ヶ名和与御下知正文 但關東也

一卷 日置伊作下地中分狀正文

一卷 伊作日置下地中分二付天關東御下知正文

一卷 日置北郷内吉利名御下知 但鎮西元徳元十一月五日

一通 伊作庄坂本刑部房澄円申公事用途御下知正文元徳二年

二月廿九日

一通 比志嶋孫太郎入道（忠範）念檢断和与狀正文 四月廿三日

一通 就彼沙汰鎮西御下知正文 嘉曆四年七月五日

右御文書等正文、自山田殿所請取也、但山田殿文書正文請

取ハ、以後日撰出之、可返遣之狀如件、

元徳三年正月八日 （辛未） 教事（日力）（花押）

道性（花押）

191 〔滿家院惣地頭代沙弥津性書狀〕比志嶋
氏文書（旧記前一—一）

比志嶋地頭職口事、（島津実忠）和泉殿御書下如此、案文進之候、仍申付幸円候了、此旨を可有御存知候、恐々謹言、

元徳三年八月廿日 沙弥津性（義範）（花押）

進上 比志嶋彦太郎入道殿

192 〔薩摩守護代本性奉書〕比志嶋
氏文書（旧記前一—一）

召人姫太郎男可被預置候、即請取可給候也、無其儀者雖為何（マ）ケ日不可渡他所候、仍執達如件、

元徳三十月十日 本性（花押）

比志嶋彦太郎殿

193 〔比志嶋義氏召人請取狀〕比志嶋
氏文書（旧記前一—一）

召人姫太郎男事、任御奉書之旨、暫預置候、仍預置候、仍請取之狀如件、

元徳三十月十五日 義氏（花押）

194 〔薩摩守護代本性書下〕比志嶋
氏文書（旧記前一—一）

依今度京都騒乱事、被馳參間、奉付着到、注進申公方候了、仍執達如件、

元徳三十月廿九日 本性（花押）

比志嶋彦太郎殿 (義範)

195 「島津貞久讓状案」 島津氏 (旧記前一二一)
文書 (一四七号)

「校正了」 (異筆)

ゆつりわたす

ちやくし生松丸分 (宗久)

さつまの国さつまこほり

やまとのゐん

いちくのゐんちとうしき

かこしまの郡同なかよし 母一期ののちちきやうすへし

十二嶋のちとうしき

さぬきの国くしなしの保 上村、此内上殿給ハ、資久一
下村、期之後可令知行之、

同くもんミやう (光成)

同ミつなりミやう

しなのゝ国太田の庄内南郷

ふせんの国そゑたの庄 副田三郎次郎種信跡 (符河)

しもつさの国さむまの郡内ふかわの村 (押手)

同こほりの内おしての村 (甲斐房)

同かいのはうの村 (下 黒崎)

同しもくろささきの郷

同ほんとの村 (発戸)

右於所領等者、生松を嫡子として所譲与也、若生松男子な
くハ、舍弟生駒知行すへし、凡道鑑か所領相伝輩分者、子
々孫々のすゑまでも、御家并女子に永代不可譲之、至一期
分者、不及誠、又他人をも子にして、一期永代不可譲之、
於背此讓状仁之知行分者、立惣領仁可申給、仍為後証、讓
状如件、

元徳三年八月九日

沙弥道鑑在判 (島津貞久)

「校正了」 (異筆)

「守時」 茂時 (押紙)

任此状、可令領掌之由、依仰下知如件、

元徳三年十二月五日

右馬権頭在判 (茂時)

相模守在判 (守時)

196 「ひくにせうあん売券」 比志島 (旧記前一二一)
氏文書 (一八四号)

さつまのくにミついへのゐんのうちゆすのきむらのさいけ (満家院)

田そのならひニさんやの事、みきのところハ、せうあんか (園山野)

ちうたいさうてんのそりやう也、しかるを、しろのよう (代用途)

う式十六くわんニこんねん (今年)ミつとのとりの正月一日

より、うのとしの十二月晦日ニいたるまで、七かねん七作

をかきて、かのところ段歩ものこさす、うゑはらのへうあ
ミた仏のそく女の方ニうりわたすところ也、たゞしいや七
殿のふんすいてん五反、そのいそハ、これをのそく、又ち
とう・りやうけハうのねんくにをいてハ、せんれいにまかせ
てたうちきやうにつきて、さたあるへく候、もし七かねん
のうちに、をゝやけわたくしにつけて、かのところさをあ
る事候ハ、ほんのようとうに、ハうれいのりふんをそへ
てさたすへく候、よて為後日状如件、

正慶二年とみつのと 閏二月十五日

ひくにせうあん (花押)

197 (鎮西御教書案) 貞久公御講中写 (旧記前一二一)
在水引権執印 (一一八六号)

九州士卒事、宜随分国守護人催促之処、或捨役所馳向他国、
或分遣子息親類由、有其聞、於如然之輩者、可被処罪科之
旨、可被相触薩摩国地頭御家人、至違犯輩者、可被注進交
名、以不蒙免許、有帰国之輩云々不日可被催進也、仍執達
如件、

正慶二年四月一日

(北条英時) 修理亮御判

嶋津上総入道殿 (貞久)

198 (島津貞久施行状) 同 (旧記前一二一)
(一一八七号)

九州士卒事、随分国守護人之催促、可警固役所之由、御教
書如比、然早可被存知其旨也、仍執達如件、

正慶二年四月一日 (島津貞久) 沙弥在判

薩摩国地頭御家人御中

199 (比志嶋義範文書目録) 比志嶋 (旧記前一二一)
氏文書 (一二一三号)

比志嶋文書憑阿御方より給候て、京口(都力)に持参仕候目録
事、

一、四通 関東御下文正文

一、二通 義祐状正文 (税所)

一、三通 菩薩房同法橋房并道願手継正文

一、二通 五ヶ所事和与状正文

一、二通 御使覚忍并訴人教以請文

一、一通 時村御状正文

一、一通 ふかん状正文 (覆勘)

一、廿八通 京都大番并石築地 以下ふかん請取状正文

一、一通 仏念讓状正文 (忠範)

右、目録如件、

元弘三年八月十日

(比志嶋) 義範 (花押)

200〔比志嶋義範申狀〕比志嶋(旧記前一二一)氏文書(一二四二号)

薩摩国満家院内比志嶋彦太郎義範謹言上

欲早速 天聰、任善政、糺賜本物返地事

右、老所者、義範重代相伝之所領也、而此内山口田老町并竹

内屋敷老ヶ所、為同国伊集院大隅助三郎忠国童名犬一丸去正□

□為本物返令入置于式拾貫文之处、既過半倍送□上者、

(マ)早任証例可知行之旨、下預 御牒、為備向後亀鏡、恐々言

上如件、

建武元年五月 日

201〔檢非違使庁下文〕比志嶋(旧記前一二一)氏文書(一二四三号)

檢非違使庁下 薩摩国衛

当国満家院内比志嶋彦太郎義範申山口田老町并竹中屋

敷老所本物返事、

右訴狀如此、早令尋成敗、有子細者可被注進者、

建武元年五月六日 左衛門権少尉□朝臣(花押)

202〔領家某寄進狀〕安養院(旧記前一二一)文書(一二四五号)

(花押)

大隅国向嶋西方奉河原道勝安置香福寺薬師如来之敷地并仏

聖燈油田等事、任伊賀法橋快秀置文之旨、所奉寄進当寺也、

早天長地久、殊可申本家領家之御祈禱也、且雖為何預所弁

濟使、此寄進分、向後永不可有違乱妨之由、依領家仰、下

知如件、

建武元年五月十七日 法眼隆然奉

203〔内裏大番勤仕地頭御家人注文〕秩父氏(旧記前一二一)文書(一二七六号)

内裡大番、從來三月朔日可致勤仕薩摩国地頭御家人交名之事、次第不同、但当參分鎧甲直垂てうつかけあるへく

候、以上、

大隅次郎三郎 式部孫五郎 周防藏人

渋谷新平入道 渋谷小次郎 矢神左衛門五郎

渋谷弥次郎 渋谷彦三郎入道 知覽四郎

光富又五郎 指宿郡司入道 朝岡孫三郎

建武二年二月晦日

204〔内裏大番勤仕地頭御家人注文〕比志嶋(旧記前一二一)氏文書(一二七七号)

内裏大番自三月一日可致勤仕薩摩国地頭御家人交名事次第不分、但

當參 鎧直垂てうつかけ有へし、

大隅二郎三郎 式部孫五郎入道

周防藏人三郎 渋谷小四郎入道

渋谷新平二入道 渋谷弥二郎

矢上左衛門二郎 知覽四郎

渋谷彦三郎入道 光富又五郎入道

指宿郡司入道 朝岳孫三郎

比志島彦太郎

建武二年二月卅日

205〔良舜奉書〕比志島(旧記前一二一)
氏文書(一二八〇号)

(花押)

契約 薩摩国満家院之内郡名・小山田・油須木・東俣並比志嶋等御年貢事、

上原三郎久基

比志嶋彦太郎義範

右、以人所補任彼職也、任被請申之旨、有限御年貢以下、如先例可被致其沙汰、如此契約之上者、無別咎者、更不可有改易之儀、仍名主百姓等宜承知、敢勿違失、故以下、

建武二年三月廿七日 良舜奉

206〔良舜奉年貢請取狀〕比志島(旧記前一二一)
氏文書(一二八一号)

(寺脱)
仏身領薩摩国満家院内郡名・東俣・油須木并比志嶋名御年貢事、

合伍貫文者、

右、兩名分建武元年御年貢送、所請取如件、

建武二年三月廿七日 良舜奉

(花押)

207〔良舜奉年貢請取狀〕比志島(旧記前一二一)
氏文書(一二八二号)

仏身寺領薩摩国満家院内郡名御年貢事、

合老貫文者、

右建武貳年分御年貢分、且所請取如件、

建武参年二月廿七日

(花押)

208〔後醍醐天皇綸旨〕阿蘇文書一
九五号

薩摩国守護職、可被管領、者

天氣如此、悉之、以狀、

延元々年三月廿日 左少弁(花押)

(宇治權時)
阿蘇前大宮司館

209〔後醍醐天皇論旨〕 阿蘇文書一
—九六号

尊氏直義以下凶徒、没落鎮西云々、相催一族并薩摩国地頭

已下軍勢、可被追討、者

天氣如此、悉之、以状、

(延元元年)
三月廿五日

(宇治惟時)
阿蘇前大官司館

右少弁(花押)

210〔後醍醐天皇論旨〕 阿蘇文書一
—九七号

薩摩国滿家院地頭職 嶋津豊後 同 国泉庄地頭職同跡、同国

伊集院地頭職 同跡、同国日置南郷地頭職同跡、同国給黎院

地頭職同跡、為勲功賞、可令支配一族并当手之軍勢等、者

天氣如此、悉之、以状、

延元々々年五月六日

(宇治惟時)
阿蘇前大官司館

左中將(花押)

211〔足利尊氏下文〕 市来氏(鹿兒島大学図書館蔵)
(足利尊氏) 文書(熊本県史料中世編五)
(花押)

下 牛屎一族等 交名注文在別紙

可令早領知大隅国深河院地頭職

并薩摩国鹿兒嶋郡司職事

中世關係史料(古文書)一

右以彼一族等、為勲功賞、所宛行也、

任先例、可致沙汰之状、如件、

建武三年五月十四日

212〔征西府所領宛行注文〕 同(鹿兒島大学図書館蔵)
〔被宛行牛屎河内入道注文〕(熊本県史料中世編五)

牛屎河内入道望申所々事、

日向国深河八十町

同国岩河八十町

大隅国菱苅院地頭職三百町

同国祢寢地頭職三百町(裏花押) 〔左中將(花押)〕

薩摩国覺嶋院郡司分七百町

同国山門院三百五十町

以上六ヶ所

213〔比志嶋貞範着到状〕 比志嶋(旧記前一三一)
(一三六〇号) 文書

依肝付八郎兼重与党誅伐事、御発向之間、薩摩国滿家院比志嶋孫太郎貞範軍忠、令馳参候、以此旨可有御披露候、恐

惶謹言、

建武三年四月廿七日

(比志嶋)
源貞範

一九九

進上御奉行所

(証判) (勘事貞久)
「承了了在判」

建武三年九月廿四日

(比志島) 貞範(花押)
(比志島) 頼秀(花押)

214 (上原久基申状) 比志島(旧記前一三一)
氏文書(一三八八号)

薩摩国満家院上原三郎久基謹言上

欲早任傍例、仰于在国守護御代官並使節、被鎮當時狼籍

猿渡新左衛門尉秀雄子息犬丸、乱入久基所領神隱村、致

苅田狼籍無謂問事、

右当村者、自本主税所彦四郎常久之手、相副次第証文等、

令相伝知行之、仍大番以下御公事勤仕無相違之処、彼犬丸

無謂令及苅田狼籍之段、希代所行也、然早急速被成下御奉

書、鎮狼藉之由被仰下、致其身者、為被行所当罪科、言上

如件、

建武三年九月日

215 (比志嶋貞範等連署文書請取状) 比志島(旧記前一三一)
氏文書(一三八九号)

去年きやうとにて、よしのりの給はられて候大はんの時の

もの、こんとの上に給はり候てもち候ものゝく

一つ、りんしあん(論旨安)と一つ、たいりのふかん状(内裏覆勘)一つ、す(守)

こ方のふかん状、以上三つうけとり候了、

216 (足利直義御教書) 比志島(旧記前一三一)
氏文書(一四〇〇号)

度々合戦之間、郎從等被疵之条、尤神妙也、於恩賞者、追

可有其沙汰、将又敦賀津凶徒対治事、嶋津孫三郎相共馳向

彼城、可抽軍忠之状如件、

建武三年十二月廿三日 (足利直義)
(花押)

比志嶋彦一殿 (範平)

217 (源忠津経着到状) 比志島(旧記前一四一)
相馬蔵(一四一五号)

薩摩国大隅助三郎忠国以下凶徒等、以去廿二日寄来守護町

之由、就守護御代官御催促、同国比志島彦一丸代孫三郎忠

種、為軍忠、御方令馳参候畢、以此旨可有御披露等、恐惶

謹言、

建武四年三月廿三日 源忠経(裏花押)

(証判) (酒匂久景)
「承了」(花押)

218 (足利直義御教書案) 出水氏(旧記前一四一)
文書(一四三二号)

口裏 到七一

御教書案南方

(伊集院忠国)

薩摩国凶徒大隅助三郎・谷山五郎・鮫島彦次郎入道已下輩

誅伐事、相催当国地頭御家人不日令発向、可致軍忠之状如

件、

建武四年廿二日

(足利直義)
御判

嶋津孫三郎殿

219 (足利直義御教書案) 有馬氏 (旧記前一四一) 文書 (隆信) 一四二五号

薩摩国凶徒大隅助三郎・谷山五郎・鮫島彦次郎入道已下輩

誅伐事、相催当国地頭御家人等、不日令発向、可致軍忠之

状如件、

建武四年四月廿六日

(足利直義)
御判

嶋津孫三郎殿

220 (足利直義御教書) 伊作氏 (旧記前一四一) 文書 (隆信) 一四二六号

薩摩国凶徒大隅助三郎・谷山五郎・鮫嶋彦次郎入道已下輩

誅伐事、相催当国地頭御家人等、不日令発向、可致軍忠之

状如件、

建武四年四月廿六日

(足利直義)
(花押)

大隅左京進入道殿

中世關係史料 (古文書) 一

221 (長谷場久純軍忠状) 長谷場 (旧記前一四一) 文書 (隆信) 一四二八号

薩摩国長谷場六郎久純申軍忠事

去年建武 十二月十日、為没落三侯院兼重城、大將軍御発向之

間、令御共、致每度合戦畢、仍二月廿九日於北野頸致合戦、

被矢疵二所、右足頸、之間、則被遂御検見、預兩軍御奉行書

下之上者、早預御一見状、欲備後証龜鏡、以此旨可有御披

露候、恐惶謹言、

建武四年卯月廿九日 藤原久純上 (裏花押)

進上 御奉行所

(証判) (島山義顯) (承了) (花押)

222 (島津頼久案) 有馬氏 (旧記前一四一) 文書 (隆信) 一四四一号

薩摩国凶徒大隅助三郎・谷山五郎・鮫島彦次郎入道以下輩

等誅伐事、去四月廿六日御教書如此、任被仰下旨、不日可

致発向也、仍執達如此、 『此文書高尾野士出水藤之丞家藏ス孰れか本書たりをしらす』

建武四年六月廿七日 左衛門頼久

和泉一族中

223 (島津道意久合戦手負注文) 見于 (旧記前一四一) 雜抄 (一四四六号)

(端裏書) 島津大隅前司入道々意申

島津大隅前司入道々意申、

薩摩国凶徒等益山四郎入道子息兄弟、同一族以下、并古木彦五郎入道子息兄弟以下一族等、率数多勢、同国伊作庄内中原構城郭立籠間、以去六月十一日、押寄彼城、責落城郭、御敵等古木彦五郎入道・益山十郎入道・同彦六以下、依令打捕数輩御敵等、被疵若党交名注文、

- 一人 上原中務丞尚経 左股射疵
- 一人 鎌田孫次郎長正 左脇切疵

一人 右馬七郎入道々本 右膝射疵

一 山田彦太郎忠行 左腰射疵

一 同国阿多郡高橋松原合戦之事、御敵鮫島彦次郎・伊集院助三郎・谷山五郎左衛門入道・市来太郎左衛門入道・鷹嶋郡司・知覧院又四郎

・光富又五郎入道・石堂彦次郎入道・秋次三位房・益山新次郎・古木三郎入道以下凶徒等、数十騎軍勢、

以去七月廿一日、寄来之間、下向子息親類若党等、高橋松原口致合戦、依令打捕数輩凶徒等、被疵若党

交名注文、

- 一人 莫称次郎成時 右肩崎射疵
- 一人 葛部孫四郎久善 左肩二所切疵

一人 西郷九郎秀範 左膝射疵

一人 三原満兵衛尉重吉 左股射疵

一人 山崎右衛門五郎祐範 左目上切疵

右、致度々合戦上者、為賜御一見状、且目安如件、

建武四年八月三日

(証判) 承候了、(頼心) (花押) 一

島津孫三郎左衛門尉頼久 時于判也

224 (足利直義感状) 長谷場(旧記前一四一)文書(一四四七号)

鎮西凶徒誅伐事、致軍忠之由、畠山修理亮七郎所注申也、

尤以神妙、弥励忠節者、可抽賞之状如件、

建武四年八月六日 (足利直義) (花押)

長谷場十郎兵衛尉殿

225 (島津道鑑施行状) 比志島(旧記前一四一)氏文書(一四五四号)

吉野凶徒退治事、去月廿八日御教書昨日 九日案文如此、

早令発向、可致軍忠也、仍執達如件、

建武四年八月十日 (島津具次) 沙弥 (花押)

比志嶋少輔御房

226 〔足利尊氏感状案〕比志島（旧記前一四一）氏家藏（一四五五号）

軍忠事、嶋津下総入道所注申也、尤以神妙、弥猶可励忠節之状如件、

建武四年九月二日 尊氏御判（足利）

比志嶋彦一殿（範平）

227 〔島津貞久安堵状〕比志島（旧記前一四一）氏家藏（一四五六号）

親父義範討死已下忠節異于他、於恩賞者可被相待公方御計、為道鑑志間、当知行薩摩国満家院之内油須木町四町、号本領、任先例可領知状如件、

建武四年九月二日 道鑑（島津貞久）（花押）

比志嶋彦一殿（範平）

比一通八道鑑公御譜中ニ在リ

228 〔沙弥誓念奉書案〕比志島相（旧記前一四一）馬家藏（一四六〇号）

降人大隅助七并上原中務丞等事、所預置也、各於御方致軍忠者、就頼久注進、可有其沙汰状如件、

建武四年九月廿九日 沙弥奉在判（誓念）

比志嶋彦一殿（範平）

229 〔島津頼久軍忠請取状〕比志島相（旧記前一四一）馬家藏（一四六一号）

舍兄孫三郎範経以下輩等打死事、急速可注進申京都候、恐々謹言、

建武四十月二日

頼久（島津）（花押）

比志嶋彦一殿（範平）

『川上頼久譜中ニ在リ、正文比志嶋左京義時ニ在リトアリ』

230 〔指宿成栄代宗栄軍忠状〕指宿家文書云清（旧記前一四一）左エ門家藏歟（一四六二号）

御袖判

薩摩国指宿彦次郎入道成栄代高野淡路房宗栄申、去九月廿日為誅伐嶋津孫三郎頼久以下凶徒等、大將市来院御発向之間馳參致軍忠、令分取一人之条、有間平次郎・山角平三郎（秀澄）入道・栗下宰相子令見知候畢、仍為浴恩賞、恐々言如上件、

延元二年十月 日

231 〔沙弥誓念書状案〕比志島（旧記前一四一）氏文書（一四六六号）

矢上左衛門五郎高澄以今月十八日寅刻、引率数多軍勢、押寄当名比志嶋夜討及終日令致合戦之間、手負若党六郎太郎家貞右目下・同六郎入道射了・五郎四郎入道腰骨被・相箆被此城候之間、北村諸三郎範清親類右衛門六郎左アシ雖然城者未

落候之剋、大隅国吉田彦次郎〔清次〕以数多勢為後卷令馳來候、將又自加木懸城、向佐右衛門三郎等同馳來候間、御敵退散了、重相催所々凶徒等、近日可寄之由令申候、此等次第急速可有御披露候、恐々謹言、

十月十九日

沙弥誓念

謹上遠野入道殿

232 〔散位某奉書〕比志島〔旧記前一四一〕文書〔一四七五号〕

税所介敦直代忠直申祖父正惠遺領薩摩国満家院郡司職并名田畠山野以下等安堵事、申状具書如此、早云当知行之真偽、云可支申仁之有無、載起請之詞、可被注申之状、依仰執達如件、

建武四年十二月十二日〔幕府引付方力〕散位〔花押〕

比志嶋孫太郎殿

233 〔比志島頼秀軍忠状〕比志島〔旧記前一四一〕氏文書〔一四六七号〕

薩摩国比志嶋彦〔範平〕一丸代頼秀謹言上、

欲早預重御注進、浴恩賞、代官孫三郎範経彦一丸并若党常陸房六郎入道討死、親類右衛門六郎弁房以下若党等被疵事

副進

二通 大将嶋津三郎左衛門尉書下并彦一丸申状〔頼久〕

二通 奉行人遠矢入道返状并彦一丸申状

右、彦一丸幼少之間、差遣舍兄孫三郎以下輩、去年八月押寄当国市來城致合戰、親類弁房被疵了、同九月卅日、重致軍忠之時、範経常陸房・旗差又二郎令討死了、同十月十八日夜寅、凶徒矢上左衛門高澄以下為夜討寄來比志嶋城彦一丸居令防戰之時、若党六郎入道令討死之上、親類左衛門六郎・若党六郎太郎五郎・四郎入道被疵了、雖然不被破当城、所致合戰忠也、此等之子細大将可有御注進之由、被成御書下候上者、重預御注進、為浴恩賞、言上如件、

建武五年二月 日

234 〔重久篤兼軍忠状〕正文重久〔旧記前一五一〕氏家藏〔一四八六号〕

大隅国重久孫八藤原篤兼軍忠事

一、去年十一月廿九日、肝付八郎兼重・野辺孫七盛忠并薩州谷山郡司〔隆信〕・鹿兒島郡司・大隅助三郎〔伊集院忠國〕・知覽郡司以下凶徒等、率数千騎、取郡田清水寺鼻連山於向城、押寄御方城橋木之間、出逢吉水、依致散々合戰、若党等数輩被疵訖、

一、今年三月十四日夜、兼重(肝付)・盛忠(野辺)之党類并渋谷吉岡孫次郎入道以下凶徒等、押取西光寺衆徒覺乘法眼之城山日当、楯

籠彼城之間、同十五日、当国守護御代官森三郎次郎行重并地頭御家人相共押寄当城山日当、致散々合戦畢、

一、同十八日、兼重・盛忠并薩州凶徒等、率数百騎、取鼻

連山於向城、押寄築瀬左工門太郎本宅、焼払之間、御方

城木荒瀬橘木姫軍勢相共懸出、致散々合戦、即凶徒等、追籠鼻

連山畢、

一、同廿日、兼重・盛忠并薩州凶徒等、率数百騎押寄橘木

城之間、当国守護御代官森三郎次郎行重并地頭御家人相

共出逢姫木崎、数尅致懸逢合戦、篤兼懸先追落凶徒等、

随而自身被疵畢、

右合戦軍忠之次第、守護御代官森三郎次郎行重見知畢、然

早被経御注進、浴恩賞、為令成向後弓箭勇、粗言上如件、

建武五年三月廿三日 (重久) 藤原篤兼

(証判) 一承了(花押) 一

235 (平久景遵行状案) 道鑑公御譜中、写在田布(旧記前一五一) 施衆二階堂三左衛門定行(一五〇四号)

寺社并本所及武家輩所領等事、今年閏七月廿九日御教書并

御事案書同八月十一日御施行如此、早任被仰下之旨、可被

致嚴密沙汰候、仍執達如件、

建武五年九月卅日 (酒匂) 平久景在判

謹上薩摩国地頭御家人御中 (酒匂久景) (裏花押)

236 (酒匂久景書状) 比志嶋(旧記前一五一) 文書(一五二二号)

御還住比志嶋由、悦承了、京都今者悉靜謐之間、目出次第

候、就其候者、(島津貞久) 総州御下向事、無子細候、近日御着国、奉

待候、恐々謹言、

一年間未詳 八月三日 (酒匂) 久景(花押)

237 (酒匂久景軍忠拳状) 比志嶋(旧記前一五一) 氏藏(一五二三号)

薩摩凶徒等寄来守護御方并荊山城、依及令致合戦、□□

承、同国比志嶋彦一丸(貞龜)・椎原次郎惟種、為後卷、御方仁馳

参刻、同国入来院於淵上々原、去六月廿九日令致散々懸合

々戦条、且同時合戦輩薩州東郷次郎三郎并隅州蒲生太郎等

見知訖、此等次第、為預御注進、言上如件、

曆応二年七月 (証判)

一承了 (酒匂久景) (花押) 一

238 (島津道鑑書下) 比志嶋(旧記前一五一) 氏家藏(一五六二号)

合戰最中、捨軍陣被引帰輩事、有其沙汰之处、或差置代官、或自身帰宅之条、甚以無謂、所詮今月廿五日以前、可馳越之由、可被相触帰宅一族等、若於令違期者、載記請之詞、可被注申交名、隨其左右、可注進也、仍執達如件、

曆応三年十二月十八日

(島津貞久)
沙弥(花押)

比志嶋彦一殿

239〔和泉保末軍忠状〕

高尾野土出水
藤之丞文書 (旧記前一五一—一五七〇号)

目安

薩摩国和泉楯伴三郎保末申所々軍忠之事、

自最前為後方而属于御手、押寄市来城之处、市来入道道尊令降参之間、同自曆応三年八月十五日押寄矢上左衛門五郎高純城催馬楽、迄于同曆応四年四月、令日夜合戦之条、大手大将嶋津七郎左衛門尉資忠見知候之处、同郡内東福寺被攻落之間、攻入肝付八郎兼重大手城戸口二、及散々合戦次第、浜手大将嶋津三郎左衛門尉師忠御見知候之上者、給証判、為預御注進、恐々言上如件、

曆応四年潤四月 日

(証判)
「承了」(花押)

240〔祢寝重種軍忠状〕

根占越右衛門
蔵本歟 (旧記前一五一—一五七二号)

大隅国祢寝孫四郎重種軍忠事、

右薩摩国凶徒等為対治御発向之間、最前馳参、賜御前陣、去年八月御発向于同国伊集院一字治城并市来城等之時、致忠節訖、愛属于嶋津三郎左衛門尉師忠手可致合戦之由、依被成御奉書、同月十二日、楯籠肝付八郎兼重・中村弹正忠秀純等之押寄于霧嶋東福寺城、日夜致合戦之刻、同十二月六日夜合戦、致散々太刀打、御敵数輩切臥、重種被疵左脛射疵訖、次去月廿六日、攻落東福寺山城、同廿八日、尾頸小城同没落訖、将又今日一日、楯籠矢上左衛門五郎高純之押寄于同郡催馬楽城、致合戦之处、同十六日御対治訖、然早自去年八月迄于今日日、於所々数度合戦、致軍忠之上者、預御一見状、為備後証、粗言上如件、

曆応四年後四月 日

(証判)
「承了」(花押)

241〔祢寝清増軍忠状〕

根占越右衛門
蔵本歟 (旧記前一五一—一五七一号)

大隅国祢寝又五郎清増軍忠事、

右薩摩国凶徒等為対治御発向之間、最前馳参、賜御前陣、去年八月伊集院一字治城并市来城等御対治之時、致軍忠訖、

爰属于嶋津三郎左衛門尉師忠手、可致合戦之由依被成御奉書、同月十二日楯籠肝付八郎兼重・中村弾正忠秀純等之押寄于甕嶋郡東福寺城、日夜致合戦、去四月廿六日攻落東福寺山城矣、同廿八日、尾頸小城同没落訖、将又今月一日楯籠矢上左衛門五郎高純之押寄于同郡催馬楽城致合戦之处、同十六日御对治畢、然早自去年八月迄于今月日、於所々数ヶ度合戦、致軍忠之上者、預御一見状、為備後証、粗言上如件、

曆応四年後四月 日

(証判) (島津貞久)

「承了 (花押)」

242 (衵寝清種軍忠状) 小根占池端 (旧記前一五一) 清右工門 (一五六九号)

大隅国衵寝弥次郎清種軍忠事、

右、為誅伐薩摩国凶徒等、御発向之間、最前馳參、賜御前陣、去年八月御对治同国伊集院一字治城并市来城等之時、致合戦忠節訖、爰属于嶋津三郎左工門尉師忠手、可致軍忠之由、依被成御奉書、同月十二日、肝付八郎兼重・中村弾正忠秀純等、楯籠押寄于甕嶋郡東福寺城、日夜合戦、今年四月廿六日、攻落東福寺山城矣、同廿八日、尾頸小城同没落訖、将又今月一日、矢上左衛門五郎高純楯籠押寄于同郡催

中世關係史料(古文書) 一

馬楽城、致台戦之处、同十六日御对治訖、然早自去年八月迄于今月日、於所々数ヶ度合戦致軍忠之上者、預御一見状、為備後証、粗言上如件、

曆応四年後四月 日

(証判) (島津貞久)

「承了 (花押)」

243 (衵寝漬種軍忠状) 衵寝文書二 本文書ハ前出 (242ト同シ) 一八〇号

大隅国衵寝弥次郎清種軍忠事、

右為誅伐薩摩国凶徒御発向之間、最前馳參、賜御前陣、去年八月御对治同国伊集院一字治城并市来城等之時、致合戦忠節訖、爰属于島津三郎左衛門尉師忠手、可致軍忠之由、依被成御奉書、同月十二日肝付八郎兼重・中村弾正忠秀純等楯籠押寄于鹿兒島郡東福寺城、日夜致合戦、今年四月廿六日攻落東福寺山城矣、同十八日尾頸小城同没落訖、将又今月一日矢上左衛門五郎高純楯籠押寄于同郡催馬楽城、致合戦之处、同十六日御对治訖、然早自去年八月迄于今日、於所々数ヶ度合戦致軍忠之上者、預御一見状、為備後証、粗言上如件、

曆応四年後四月 日

(証判) (島津貞久)

「承了 (花押)」

一〇七

244〔莫祢円也軍忠狀〕阿久根（旧記前一五）氏文書（一五八三号）

目安

薩摩国莫祢次郎入道円也軍忠事、

右、当国谷山城并伊集院城合戰事、大将御存知之間、不能巨細、次東福寺城警固事、去年八月以來至于今年九月十二日雖為一日片時、無歸宅之儀之上者、早為預御注進、恐々言上如件、

曆応四年九月十二日

（証判）
「承了」（島津貞久）
「花押」

245〔氏名未詳令旨副狀写〕阿蘇文書二三四頁

（懷良親王）

征西將軍宮今月一日着御薩州津、御渡海無為、殊以目出度候、就其近日定可有合戰候、其時相構、可被申後措候、委細之旨、期後信候、恐々謹言、

五月八日

「花押」

阿蘇大宮司殿 到来興国三五廿六

246〔後村天皇綸旨写〕阿蘇文書一一〇二号

薩摩国守護領、任道鑑例、知行不可有相違、者、

天氣如此、悉之、以狀、

興国三年六月廿日 左少弁（花押）

阿蘇大宮司館

247〔氏名未詳書狀写〕阿蘇文書一三四頁

先度進狀候、参着候哉、抑（懷良親王）將軍宮着御之後、去六月廿七日、率嶋津因書助忠国一族若党等百余騎参御方、既蹈伊集院城、同日桑波多掃部允宗景・原田又四郎入道經道・光富又五郎入道々惠令参候、今月十四日、穎娃左近大夫定澄一族以下百余騎令参候、則祇候候谷山御所、彼等参候後、御敵城当国満家院内嶋津兵衛三郎久夷城、同院内厚智城ハ嶋津平三郎家久城也、同国日置庄内若松彦太郎入道良意城也、

此城没落之時、御敵手負死人数輩、同庄内古垣城江田入道良心城也、同庄内南郷城嶋津豊後守美忠代官城也、悉追落候了、其外自薩摩山南無殘所令退治候、就其山北於于千台（島津貞久）道鑑取陣、仍今一兩日間可發向彼館候、引合八代急速率兵（薩摩）船可被燒払泉・山門・水俣以下候也、凡今度合戰九州安否候、此度不被合力者、可被期何日候哉、山北合戰始候者、東郷在国司以下縁物共、可参御方之由、内通申候、急速可被申後措候也、若及延引者、可為難儀候、恐々謹言、

七月十二日

「花押」

阿蘇大宮司殿(推時)

248 「征西大將軍官令旨写」阿蘇文書一
頁久 三五頁

薩摩国前守護嶋津上総入道々鑑、去比打越千台了、仍所被
差遣討手也、為後措急速発向和泉・山門(可懸)、退治凶徒者、征(備
良親王)西將軍官令旨如此、悉之、以状、

興国三年七月廿四日 右少将花押

阿蘇大宮司館(推時)

249 「篠原国道軍忠状」野村氏(旧記前一五)
文書(一六一六号)

目安

篠原菌田孫六国道申軍忠事

一、薩州南郡凶徒為誅伐、去曆応三年八月鹿兒嶋城御発向
之間馳參、迄于同四年三四月度々抽軍忠事、

一、曆応四年八月同国伊集院阿多郡并加世田別符合戦之
時、致忠勤畢、

一、去八月七日谷山合戦之時、致度々忠節之段、預御注進、
且給御証判、為備後代龜鏡、言上如件、

曆応五年九月日

(証判)
「承了」(島津貞久)
「花押」

250 「島津貞久書状」比志島(旧記前一五)
氏文書(一六一七号)

尚合戦ちうをいたし候、早々けんしをおこなふへく候
也、

昨日土橋城かつせん二ついでての使者□并弥□今夜丑時
到来□自是使福崎入道下人同時到来、委細承候了、散々
かつせん二ついで、御敵引退之由事、殊悦入候、是も昨日
申時きこへ候し間、やかて打立候、重而さう二したかい、明
日早旦こうちたち候之処、如此うけ給候、返々悦入候、是
非二付て、やかて重可承候、尚々是よりも用意候之間、其
さう二したかい候て、うしろまさいたすへく候、又入せい
ともハさためて今夜入候ぬらん、もし遅々候仁者、不殘か
のしやうに可馳筆之由、即時可被仰候、又自是も明日者人
をつかハすへく候、このふミスなわち、さいれとのゝ方へ
可被遣候、恐々謹言、

九月二日寅時

□殿

道鑑

251 「島津貞久書下」比志島(旧記前一五)
氏文書(一六一八号)

伊集院土橋城警固之事、日限之処、二番衆遅參之間、及難
儀了、日限以前、早々可被馳越也、仍執達如件、

曆応五年十月十六日 (島津貞久) 沙弥 (花押)

満家院一族中

252 (新田宮權執印俊正軍忠状) 水引權執印 (旧記前一五一) 家藏文書 (一六三〇号)

目安

新田宮權執印代三郎次郎俊正申所々合戦軍忠事、

一、薩摩国南方市来城為退治、去曆応三年八月八日大将御

発向之時致軍忠畢、

一、同十一日、阿多郡池辺城可警固之由、被成御奉書間、

罷向之処、同廿九日、御敵等打出觀音寺、苟取作毛之刻、

馳向致合戦畢、

一、同十一月八日、馳参鹿兒嶋、取向城催馬楽城北手、迄

于矢上左衛門五郎降参之期、連々致合戦忠畢、

一、同四年八月、伊集院為平城退治御発向之時、属御手致

軍忠畢、

一、同月、阿多郡鮫嶋城御発向之時、属于御手、致軍忠畢、

次加世田別府御発向、同致合戦畢、

一、同五年八月、谷山城為退治御発向之時、属于御手、馳

向浜手、致合戦畢、

一、同九月、在国司入道々超可誅伐之由、依被成御奉書、

酒匂次郎左衛門尉久景相共馳向之処、道超没落畢、同又
阿多郡池辺城可警固之由、被仰之間、馳向致忠畢、

一、碓山城可警固之由、被成御奉書之間、自去年十月迄于

今年七月、致忠畢、

右如此度々軍忠拔群之上者、且預御注進、且給御判、為備

後代龜鏡、言上如件、

康永二年九月

(証判) 承了 (島津貞久)
「承了 総州在判」

253 (新田宮權執印俊正軍忠状案) 水引權執印 (旧記前一五一) 印文書 (一六三二号)

(良暹) 薩摩国新田宮權執印代子息三郎次郎俊正申軍忠事、

右、鹿兒嶋郡催馬楽城為退治、大将御発向之間、最前馳参

之処、可警固東福寺城之由、被成御奉書之間、自去九月十

二日参彼城、迄于今日七日夜催馬楽城没落之期、令警固、

致軍忠之上者、給御判、為預御注進、目安言上如件、

康永二年十一月十日

(証判) 承了 (島津貞久)
「承了 総州在判」

254 (比志嶋彦一丸軍忠状) 比志嶋 (旧記前一五一) 氏文書 (一六三四号)

目安

薩摩国比志嶋彦一丸軍忠事、

右、自今年九月十二日、押卷催馬渠城、致合戦、迄于十一

月七日夜没落之期、抽忠節訖、然早賜御証判、為預御注進、

恐々言上如件、

康永貳年十一月日

〔証判〕
〔島津貞久〕
「承了（花押）」

此文書道鑑公御譜中二在リ

255 〔渋谷重興軍忠状写〕 入来院（旧記前一五一）
氏文書（一六五四号）

渋谷九郎重興申軍忠事、

去八月廿七日・同十八日、於薩摩国甕嶋谷峰城、致御目前

合戦忠節上者、預御一見、為備後訴龜鏡、粗言上如件、

康永四年九月三日

〔証判〕
〔島山直頼〕
「承了在判」

256 〔島津貞久書状〕 比志島（旧記前一六一）
文書（一六五七号）

中院法印并兼重以下凶徒等、取乘兵船、取要害、可打塞路

次之由、相巧之、既發掛宿郡山河津候之由自方告来候、

仍惣軍勢定被成奉書候訖者、余無勢候、到来此状候者、不

替時被馳寄候口悦入候、恐々謹言、

〔疑貞和二年〕
二月十二日
比志嶋一族御中
〔花押〕
〔島津貞久〕

257 〔島津貞久書状〕 比志島（旧記前一六一）
相馬藏（一六五九号）

〔曆心四年巳四月公施之、八月十五日攻平城〕
〔康永元年壬午八月十三日攻平城〕

南方凶徒等此暗夜仁可忍東福寺之城之由相巧之旨、伊集院

助三郎并市来入道方告申候、就其者、常如此申候間、雖無

心候、此暗夜之間一族寄合候て、軍勢三人被差遣、被致警

固候者、悦入候、恐々謹言、
〔疑貞和二年、此秋伊集院助三郎忠國人道々忽復叛公云々〕
五月十八日
道鑑（花押）
〔島津貞久〕

比志嶋彦一殿
〔範平〕

258 〔島津貞久書下〕 比志島相（旧記前一六一）
馬家藏（一六六〇号）

凶徒等打集河辺郡高城、可寄来陣々之由、此間風聞之处、

只今午口別府次郎兵衛尉政貞先年所召仕下人犬袈婆女、自

敵城逃来、所告申白状如此、為存知、写遣之、所詮、不廻

時日、各可被馳越当陣也、仍執達如件、

貞和二年六月一日
沙弥（花押）
〔島津貞久〕

滿家院人 御中

259 〔島津貞久書状〕 比志島（旧記前一六一）
氏文書（一六七九号）

新春御慶賀自他申筭候了、猶以幸甚珍重々々、不可有尽期候、抑自今日三日始迄于六日、日々ニ合戦無隙候、随而昨日申刻南方凶徒等数百人打集谷山城候了、近日可攻御方城之旨相巧候、就其候て此間者太略御方勢帰宅之間、当陣無人数候、雖難儀候、時剋不廻、御越□者喜入候、恐々謹言、

正月七日 (島津貞久) 道鑑 (花押)

比志嶋一族御中

比志嶋一族御中 道鑑

260 〔島津貞久書状〕比志嶋 (旧記前一六一) 氏文書 (一六八〇号)

自去四日凶徒等寄来当陣□合戦、仍昨日申剋南方凶徒等率数百人勢、打入隆信城訖、随而敵到城可攻陣々之由、自方々告申之処、御方軍勢太略皈宅之間、既所及難儀候、不廻時剋馳越可被致合戦、仍執達如件、

貞和三年正月七日 (島津貞久) 沙弥 (花押)

比志嶋彦一殿 (龜平)

此一通道鑑公御譜中ニ在リ、

261 〔島津貞久書下〕比志嶋 (旧記前一六一) 氏文書 (一六八一号)

南方凶徒等今日酉剋率数百騎勢、打入谷山城訖、内通人口告申者、今明日之間、可取城於近所云々、不廻時剋、馳寄可被致合戦、仍執達如件、

貞和三年正月廿日 (島津貞久) 沙弥 (花押)

比志嶋一族御中

262 〔氏名未詳書状写〕阿蘇文書二 (肥後) 八代庄二凶徒打入候以後可申之由、思給候之処、当国合

戦之最中、旁以懈怠候間、乍思于今遅々、凡失日来之本

意候也、抑度々御合戦之次第伝承、将又、自中納言方注

進之趣、委承候了、雖不于今初事候、返々目出度存候、

其堺及難儀候者、可為九州之御大事候哉、相構く凶徒

退治候之様、可被運籌策候、公私一向憑存候也、每度御

合戦二付、御骨折候之由其聞候、殊以目出度被思食候也、

為御合力則可被遣御勢之処、三ヶ国之凶徒、於御在所構

向陣、連々合戦之間、于今令遅々候、

一自中納言并五条次官方、以当国御勢御合力事申入子細候、

此聞御沙汰之最中候也、尚々、于今無音之条、背日来之

本意候也、

一去月十三日、飛脚立吉野殿、今月廿日当国ニ到来、東国

御方以外蜂起之由、被仰下候、

一去年八月有改元、号正平、今年ハ二年ニ成候也、未其堺
聞候哉、御心えのためニ令申候、尚々、八代事心もとな
く候、相構く御心ニ入候て、可有御合力候、ふかく憑
おほしめし候也、每事態可申候、謹言、

(正平二年)
正月廿八日

惠良小次郎殿
(准徳)

花押

263

〔島津貞久書下〕

正文在(旧記前一六一)
西侯氏(一六八四号)

凶徒野心輩為誅伐、令同心比志嶋彦太郎以下一族馳參、抽

軍忠之条、尤神妙也、弥可被励戦功之状如件、

貞和三年二月一日

(島津貞久)
沙弥(花押)

比志嶋一族

西また弥平治との

264

〔中院義定書状写〕

阿蘇文書二
一四頁

これときつねニをとつれ候程に、さてハ御方のほん

いうせ候ハぬかすと、うれしくて候へハ、さも候ハ

ぬふせいとおほえてうらめしく候、

これより申たく候つるに、いまの音信、本意ニ寛候、御か
たききんしよにあまたしやうかくをとり候はんするよし

ハ、このへんにもきた候、いかさまにもそのあたりにもう
ちいりて、ようかいをもち候はんするかとすいりやうし
候、よくくこころゆるしなくよういあるへきにて候、もし

そのへんの事ニても候ハ、こゑ候てことのやうをもち
うかゝひ候へく候、かひくしき事ニても候ハ、こそ、よう
にハたち候ハめ、たゝ心さしのいろハかりにて候へく候、

なによりもよほくしき事のきこえ候はんこそ、もたいな
く候へ、それハゆめくあるましきことにて候、心やすく候
へく候、この程のきかわらす候、さてハせきふねのなか
く去年も人をつかはし、この正月ニもとんたをつかはし候

し、大せいかなわすハ、せめてむかひのためハかりにても、
うちたのミくたり候へと申つかはして候、さりとともむなし
からしとおほえて候、卅四五そうのふねハむかひのふねに

て候かとすいし候、たゝしたうそわたんとときゝて、さてハ
なに事をし候へきそとおもひて、すくニさつまへとをりて
候かとおほえ候、これならてこれまできたり候へきふねハ

おほえす候、せひニつけておほつかなき程ニ、この月の三
日、人をつかはし候つる、さりとともこの心さしのふねに
て候ハ、なとかきたらてハ候へきとおほえて候、ふねつ

き候てこゝこそわたんにて候とも、きんしよしまくハた
(近所島々)

いち、なにかの子細か候へきと覚候、せいハ船かすこそ候ハねとも、ふそくハなけに候なり、いかにもして、まかのへんの合力にもなしたく候、さてハ今月上旬ニ、さつまよりこのへん二人のこえて候しかハ、さつまニうしかきと申所ニ、御かたのりいて候なる、是ハけうとのとをり候みちをふさきたちとむへきさいそにて候なる、かいそくともにうちふたきて候、御かたきにのり候をりふし、このせきふねつきて候なる程ニ、いよくりを多たるきけんにて候よし、あるかたより申たちて候、なをく音信本意候、いかさまちかきほと二こえ候て、なに事も申あハせ候へく候、かしく、

(正平二年)

六月十三日

花押

多らのこ次らうとのへ御返事

(准透)

265 「島津貞久感状案」
友田氏文書、(旧記前一七一)
写在阿久根氏 (一六八九号)

中村彦五郎入道覚純令与同凶徒、引入敵於浜崎城、打塞路次之上、四国中国海賊等依相加谷山凶徒、合戦及難儀之処ニ、最前馳寄、被致合戦忠節之条、殊以神妙、且可令注進之状如件、

貞和三年六月十七日

(島津貞久)

道鑑御判

市来崎六郎次郎殿

266 「氏名未詳書状」 阿蘇文書一
| 九六頁

(薩摩)

連々申度候之処、隔渡海候之上、当国合戦最中候間、乍思不申候、非本意候也、抑中納言方より如注進者、度々御忠節、返々目出度候、則令披露候了、尚々、凶徒等退治候之様ニ可有御方便候、定無御等閑候歟、其堺事、此間無音之間、心もとなく候つる処ニ、無殊事よし承候目出度候、

一 当国合戦事、去月七日、凶徒陳麿嶋郡内新福寺外城、自御方焼払候之処、散々合戦、凶徒多被疵候了、同九日、同所下合戦之時、散々太刀打、宗凶徒六人打取候了、手負者不知其数候、同十九日、三ヶ国凶徒加馳山谷之敵陣候之処、致合戦候、凶徒嶋津入道々鑑子息三郎重久、(氏久) 同又三郎兩人被疵候了、其外一族嶋津四郎、同七郎犬海輩、同豊後慶三郎被疵候了、此仁等手負候間、国人手物、不知其数被疵候了、当国心安可被思申候、

一 矢上一族中村入道一城主参御方候了、折節当国合戦最中候間、不申候事、非本意候、便宜之間、不及委細候、每事態可申候也、謹言、

(正平二年)

七月十八日

惠良小次郎殿
(惟澄)

花押

267 〔渋谷重名軍忠状〕
入来院臣 寺尾氏藏 (旧記前一六一一六九〇号)

渋谷弥四郎重名申軍忠事

於貞和三年五月廿九日夜薩州覺嶋院、御敵等忍取浜崎城之間、六月三日最初馳越東福寺城、相待御方軍勢之処、同日卯剋、熊野海賊以下数千人、海陸共寄来之間、捨身命防戦刻、凶徒数輩令^(打力)取追返了、此等子細、御祇候人野本孫七同時合戦之間、令存知者也、次同九日^(見状力)散々合戦畢、然早預御^(証判)言上如上件、

「承了^(証判)」

268 〔渋谷重興軍忠状写〕
入来院 氏文書 (旧記前一六一一六九二号)

渋谷九郎重興申軍忠事、

於貞和三年五月廿九日夜、薩州鹿兒嶋院御敵等、忍取浜崎城之間、六月三日最所馳越東福寺、相待御方軍勢之処、同六日卯剋熊野海賊以下数千人、海陸共寄来之間、雖為無勢、捨身命防戦刻、凶徒等数輩令打取、追返了、仍郎從藤四郎額切疵被疵畢、此等子細、御祇^(候脱)人野本孫七同時合戦之

間、令存知者也、次日九日相向紫原後卷、一族相共及散々合戦畢、然早預御一見状、為備後証、恐々言上如上件、
(証判)
「承了(花押)」

269 〔比志島貞範契約状〕
比志島 氏文書 (旧記前一六一一七〇二号)

院内比志嶋名を^(証判)ようせうの間、上原殿ならひに義範後家との、兩人の御はからいとして比志嶋名水田山野三分いち、貞範にわけあたゑ給候、建武三年御状のおもむきにまかせて知行つかまつりところ也、彦^(義平)殿とあいたかひに、いちミ同心の思をもて、しよりやうと申、同心と申、公私いこんはらくろあるましく候、もしこの条いっはり申候ハ、あおきたてまつり候、日本国仏神の御はちを、貞範か身にまかりかうふるへく候、よて子々孫々までも、さおいあるへからさるけいやく状如件、

貞和四年二月卅日 貞範^(比志島)(花押)

270 〔足利直義御教書案〕
足利 氏文書 (旧記前一六一一七〇五号)
御教書案

薩摩国合戦事条々注進状之趣披見畢、榆井四郎頼仲已下与同之凶徒云々、不日可加退治、次於平山左近将監者、相催

庶子可合力之由、所成下御教書也、其外一向不応催促之輩、
為事実者、太可然、(不脱力)所詮、云交名、云所領分限、就注進可
処罪科、將又度々軍忠同被聞食了、殊神妙、向後弥可致嚴
密沙汰之状如件、

貞和四年八月廿九日

(足利直義)
御判

嶋津上総入道殿

271〔島津貞久施行状〕

写在西(旧記前一六一) 侯氏(一七〇八号)

薩摩国合戦事、今年八月廿九日御教書如此、為榆井四郎頼
仲退治可発向、来廿八日以前可致馳寄于甕嶋、仍執達如件、

貞和四年十一月十六日

(島津貞久)
沙弥(花押)

比志嶋孫太郎殿

西侯弥平三殿

河田助太郎殿

272〔島津貞久施行状〕

比志嶋(旧記前一六一) 氏文書(一七一〇号)

元弘以後新恩地以下年貢事、今年八月五日御奉書去十二日
到来、御奉書并注文等如此、早任被仰下之旨、於満家院内
名主分御年貢者、不日可被進濟之、所詮来月十日以前可被
申是非散状、若令違期者、可申注進、仍執達如件、

貞和四年十一月廿一日

(島津貞久)
沙弥(花押)

満家院一族御中

273〔島津貞久書下〕

比志嶋(旧記前一六一) 氏文書(一七一〇号)

薩摩国合戦事、任御教書之旨、度々催促之処、于今不參、
何様事哉、所詮来月廿日以前相催一族、可被馳寄于甕嶋、
仍執達如件、

貞和五年正月廿六日

(島津貞久)
沙弥(花押)

比志嶋彦一殿

274〔島津貞久書状〕

比志嶋相(旧記前一六一) 馬家蔵本(一七二三号)

去十口日石井中務丞寄下大隅取向城候之処、兼重以下凶徒
等、取卷彼城、及難儀候之由、馳申候之間、可致後卷候、
惣軍勢者、若遅々もあるへく候間、以手勢可致後卷候、即
時二被馳寄候者就公私悦入候、御一族達にも、同申候、相
構々々、即時被馳寄候者、殊悦入候、恐々謹言、
(肝付)
(島津貞久)
道鑑(花押)

(龜平)
八月十八日

比志嶋彦一殿

275〔伊勢国河西道現軍忠状〕

水引宮内村(旧記前一六一) 武兵衛家蔵(一六九一号)

伊勢国河西兵庫入道道現申軍忠事、

矢上彦五郎入道覺純令与同凶徒、引入御敵於浜崎城、依打塞路次、及合戰難儀之間、去六月五日、渋谷下総六郎太郎手打寄東福寺城、致合力之处、同六日率凶徒数千人、寄来東福寺城之間、致散々合戰、抽軍忠畢、同九日、押寄浜崎城致合戰之刻、舍弟七郎義清被疵左大指中間彦三郎左膝節矢目如此合戰抽軍忠、逐落浜崎城之条、当御手人々并嶋津下野三郎兵衛同所合戰之間、被存知者也、然早預御一見状、為備後代龜鏡、恐々言上如件、

貞和五年七月四日

(詔書)
「承了判」

276〔島津貞久書状〕道鑑公御譜中正文(旧記前一七一) 在比志嶋左京義時(一八三九号)

去十三日日石井中務丞寄下大隅取向城候之处、兼重以下凶徒等、取卷彼城及難儀候之由、馳申候之間、可致後卷候、惣軍勢者若遲二もあるへく候間、以手勢可致後卷候、即時二被馳寄候者、就公私悦入候、御一族達にも同申候、相構

く即時二被馳寄候者、殊悦入候、恐々謹言、
〔貞和五〕
八月十八日 道鑑(花押)

(範平)
比志嶋彦一殿

中世關係史料(古文書) 一

277〔長谷場純阿讓状〕長谷場(旧記前一六一) 氏文書(一七三五号)
讓与 兵庫允久純所

早可令領知薩摩国鹿兒嶋郡内田圃等事、

在水田耆町内

坂本名長谷場伍段 西七杖并尻加藤九郎入道 乍ヨリ山下限焉

甘子木村内比牟田伍段者

在長谷場圃式ヶ所内山口谷下溝ヨリ西限

右、於水田圃者、以矢上五郎時澄・阿妙・阿実讓状、純阿重代相伝所領也、而久純為次男之間、相副阿妙状、所讓与也、早令知行、兄弟成水魚之思、地頭米藍佃公方役、随分限可令勤仕、仍為永代相統、以自筆讓状如件、

貞和六年二月十五日 沙弥純阿(花押)

278〔長谷場純阿置文〕長谷場(旧記前一六一) 氏文書(一七三六号)

定 置文条々

一、国衙領家御年責任御下知之旨、随水田分限、寄合兄弟可弁償事、

一、地頭米藍佃每年不闕可致其弁事、

一、公方所役無懈怠可勤仕事、

右守此旨、兄弟相互成水魚之思、迄于子々孫々、不可有相

違、若雖為段歩、於沽却他人者此家門中可知行也、至背此旨仁者、不可有純阿子孫、仍置文之狀如件、

貞和六年二月十五日 純阿(花押)

279 〔島津道鑑書狀〕比志島(旧記前一六一) 氏文書(一七四二号)

敵等上山之城を取候へんとて、去夜忍て大勢谷峯城押集て候、かようさりとするへきよし方々より告申候之間、此城とられ候て後ハ、一期浮沈たるへくと存候、只今辰時自身上山ニ馳向候、被相催一族候て、不替時被馳越候者悦入候、尚々此城とられ候てハ、合戦の前途を可失候間、馳向候、相構々々可有御越候、又孫太郎殿方へ申候、即時被馳越候者悦入候、恐々謹言、

五月廿三日 (島津貞久) 道鑑(花押)

比志嶋彦一殿 (範平)

280 〔天藏頼平軍忠状〕諏訪舎人家臣(旧記前一六一) 加治木氏蔵書(一七四四号)

今月十八日薩州郡山城江大隅助三郎入道以下凶徒等寄來之時、十九廿日、致散々合戦之処、親類小山田彦五郎(景範)左ウテ被射貫(伊集院忠國)・若党藤丸左衛門次郎左ノチチ・同森五郎三郎左ノ大モモ被射貫下被射・

中間弥三郎左大モ此等子細、比志嶋孫太郎・同舎弟太郎・猿渡藤三郎等同所合戦之間、被見及畢、爰率凶徒等大勢、令取用害七八ヶ所、押卷城候之間、依無人数無力引返候訖、所詮御芳志候之上者、為凶徒退治被向御勢候者、馳参重可致軍忠候、然者給御判、為備後証、粗言上如件、

觀応元年八月廿一日 (加治木) 大藏頼平

(証判) 〔承了(花押)〕

281 〔島津貞久書狀〕比志島(旧記前一六一) 氏文書(一七四五号)

西俣并郡山城事、今朝東俣より馳申て候、就其者、郡山城さりともしひとさゝへハ候はんすらんと存候之処、無其儀落候事、就公私歎入候、昨日も田上凶徒等大勢打出候之間、谷峯ニ差置候子共以下降逢合戦候了、御城事かたく可被持由事、尤本意候、就是非、その御城ニ敵打かゝり候ハ、是の事ハ難儀候とも軍勢を可差向候、なにさまにも、御城のわるく候はんする所々、早く可被取誘候、今朝進状候つる、相構々々、御城をかたく可有御持候、事の不審者夜も夜中も可承候、返々此御文悦入候、恐々謹言、

八月廿一日 (島津貞久) 道鑑(花押)

比志嶋彦一殿 (範平)

貞和六年八月廿四日 (範平)

比志嶋彦一殿 道鑑

282 〔島津貞久書状〕比志嶋 (旧記前一六一) 氏文書 (一七四六号)

相構く御城をかたくもたれへく候、その御城にをい
てハこれより可申合力候、

東またの城に、かたきよせて候事、承候了、かさねて申候
しことく、その御城ニくんせいをこむへく候あいた、只
今やかてく人をまいらせ候程ニ、その時くハしき事ハ申
すへく候、恐々謹言、

八月廿三日

(島津貞久) 道鑑 (花押)

比志嶋孫太郎殿

比志嶋彦一殿 道鑑

283 〔五条頼元言上状写〕阿蘇文書二
| 六九頁

阿蘇大宮司惟時、去十月參御方候了、仍 先朝御代所被奉
寄之阿蘇・健軍・甲佐・郡浦等社領地頭職、并恩賞地筑前
国下座郡、豊後国大佐井庄・同国日田庄等地頭職、嶋津豊
後守実義跡、任先度 綸旨、可令領掌之由、被下綸旨候之

中世関係史料 (古文書) 一

様、可有申御沙汰候哉、仍言上如件、

(正平五年) 十一月八日 勘解由次官口頼元上

進上 頭弁殿

284 〔征西大将宮令旨写〕阿蘇文書一
| 四三頁

阿蘇・健軍・甲佐・郡浦等社領地頭職并筑前国下座郡、豊
後国大佐井庄、同国日田庄等地頭職、嶋津豊後守跡、任
先朝 勅裁之旨、領掌不可有相違、且可被申下安堵 綸旨
者、征西大将軍宮御気色如此、仍執達如件、

正平五年十一月八日 勘解由次官花押
(頼元)

285 〔比志嶋範平着到状〕比志嶋 (旧記前一七一)
文書 (一七六六号)

薩摩国満家院比志嶋彦太郎範平、為致軍忠、令在府候、以
此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

貞和七年五月日

進上 御奉行所

(託磨宗直) 承了 (花押) 一

286 〔足利直冬感状〕比志嶋 (旧記前一七一)
氏文書 (一七七七号)

於国致忠節之上、馳参之条、尤神妙、弥可抽戦功之状如件、

二一九

(足利直冬)
(花押)

貞和七年六月五日

比志嶋彦太郎殿

287 「某下文」 安養院(旧記前一七一—)
文書(一七七五号)

(花押)

向嶋西方可存知事、

或号講免菌、或称道領、依箆置惣領百姓等、御公事闕知之
条、以外次第也、所詮於向後者、随于其分限置之、於相殘
之族者、於惣領百姓可令全御公事、若背制符於箆置者、云
講免菌、云道領、可被収公也、次大夫太用之時者、彼兩所
悉可進之、若募権威無沙汰之時者、可及殊沙汰也、其旨可
存知之狀如件、

観応二年六月十九日

288 「某下文」 安養院(旧記前一七一—)
文書(一七七七号)

(花押)

向嶋西方河原越前々間事、雖為御内御方人、同心成阿弥陀
仏当嶋仁引入悪党等之間、雖可被誅罰、以別儀可安堵之由、
所被仰下也、於向後者、全御年貢、為御家人之上者、可致
奉公之忠之狀如件、

289 「島津道鑑書狀」 道鑑公御譜中正文(旧記前一七一—)
在比志島左京義時(一八〇四号)

新春御慶賀自他申籠候了、猶以幸甚珍重々々、不可有尽期、
抑自今日三日始迄于六日、日々合戦無隙候、随而昨日申刻
南方凶徒等数百人打集谷山城候了、近日可攻御方城之旨、

相巧候、就其者、此間者太略御方勢帰宅候間、当陣無人数
候、雖難儀候、時剋不廻御越者、喜入候、恐々謹言、

文和元年敷(島津貞心)
正月七日 道鑑御判

比志嶋一族御中

上包

比志嶋□族御中 道鑑

290 「ひのかわ後家ゆづり状」 上山寺(旧記前一七一—)
文書(一八〇七号)

なをく、たうのしゆりねんころに候ハ、めてたく
ゆつりハたすむかうのしまうへやまの多もん五郎とのいら
んを申すともからあるましく候うへやまのたうちいやしき
の事、それにいられ候ほどに、はんしたのミ申候、さんや
さかいの事ハ、ひんかしミなミハ、おうちをさかう、にし
ハひやミつおかきりにて候、よくくさかいの事、ミちた

てあるへく候、このとうちニよつて、さまたけを申さんと
もから候ハ、うへやまの後家こけまかりくたり候ハ、くハ
しく御さた申すへく候、又まい月十八日御あかしかうと、
あるへく候、ふさたにあるへからず候、くハしくハ、この
上のことくくハしく申、たうのしゆりほんそう申されへく
候、あなかしく、

しやうへい七年うるう二月十日

『博多』
はかたよりひのかわのこけあま判

うへやまのゑもん五郎との

うへやまのゑもん五郎との むかうのしまよこ山

御方へ ひいのかわのこけ

291 (島津貞久書状写) 道鑑公御譜中正文 (旧記前一七一)
(肝付) 在比志島左京義時 (一八〇八号)

中院法印并兼重以下凶徒等相乘兵船、取要害、可打塞路次
之由相巧之、既着揖宿郡山河津候之由、自方々告来候、仍
惣軍勢方へ成奉書候訖者、余ニ無勢之到来此外候者、不替
時馳寄候者悦入候、恐々謹言、

二月十二日 (島津貞久)
道鑑御判

比志嶋一族御中

(289・291・292 八同文書前出、ヨミハ 259・256・257 二従フベシ)

中世関係史料 (古文書) 一

292 (島津貞久書状案) 道鑑公御譜書正文 (旧記前一七一)
在比志島左京義時 (一八二八号)

南方凶徒等、此暗夜仁可忍一字東福寺城之由相巧之旨、自
伊集院助三郎并市来入口方告申候、就其者、常如此申候之
間、雖無心候、此暗夜之間、一族被寄合候て、軍勢三人被
差遣、被致警固候者、悦入候、恐々謹言、

五月十八日

比志嶋彦一殿

(龜平)
道鑑御判

293 (島津道鑑宛行状) 在道鑑公御譜中、正文伊地 (旧記前一七
号) 知縫殿重治、伊治知文書 (一八二九

薩摩国鹿児島郡内田上村半分代官職事、於給分、所宛行也、
有限於御公事者、任先例、可致沙汰之状、如件、

正平七年五月廿二日 道鑑 (花押)

伊地知彦七殿

294 (伊集院忠国書下) 比志島 (旧記前一八一
号) 文書 (一八七五号)

薩摩国満家院比志嶋名地頭得分請事、
右当地頭職、今年癸巳年ヨリ丙申歳の三月三日まで三ヶ
年分、名より請申され候上ハ、地頭米并細々地頭得分以下
檢断万雑公事を、一向とゞめ候了、名のはからいたるへく

二二二

候、仍狀如件、

正平八年 歲次 癸巳 五月十八日 沙弥(伊集院忠國)(花押)

295 〔島津氏久書下案〕師久公御譜中 朱力キ(島津氏久) 案文在閉本 自判官殿國人中廻文

(旧記前一八一—
一八九七号)

去月廿九日同十七日両通御教書如此、仍為凶徒退治、所打立也、早今月十日以前、可被馳寄碓山城、仍執達如件、

文和二年十一月日 (島津氏久) 左衛門少尉

薩摩国地頭御家人御中

296 〔鹿兒島郡郡本村田齒坪付注文〕 比志島 文書

鹿兒嶋郡内郡本村田齒 凶徒中村彦五郎入道覚澄跡 坪付注文

一所 船賃伍段卅作

一所 同南部肆段卅内 三反作 一反卅不

一所 当世田柒段不 (酒匂久景) (裏花押)

一所 坂本老町式段卅内 八反作 四反卅不 (裏花押)

以上參町内 作一町六反卅 不一町三反十

同村内齒老所たゝら齒

右坪付如件、

297 〔二色範氏宛行狀〕道鑑公御譜中 〓写在官庫〓 (旧記前一八一—
一九一五号) (可庶)

薩摩国覺嶋郡々司職、同郡内中村・郡本・田上村 各郡〓子等跡

・同国和泉新庄名主職等事、為勲功之賞、所宛行也、早守

先例、可被致沙汰、仍執達如件、

文和三年五月廿五日 沙弥(二色範氏)(花押)

嶋津上総入道殿 (貞久)

298 〔二色道猷拳狀案〕道鑑公御譜中 一色入道殿御吹拳狀 (旧記前一八一—
一九二四号) 〓写在官庫〓

嶋津上総入道々鑑勲功配分地安堵所望事、申狀謹言上之、
(貞久) (ママ)

以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

文和三年六月廿五日 沙弥道猷(二色範氏)『在判』

進上御奉行所

御感 繪旨所望輩

299 〔御感繪旨所望輩注文案〕谷山氏 文書 (旧記前一九一—
一九六五号)

野依三位房道玄

小木彦三郎入道覚浄 子息討死

同弥三郎入道覚忍 子息討死

同弥五郎入道浄円 親父討死

光富又五郎入道々々

上益山孫七 未純

下益山四郎 忠清

島津三郎左衛門尉直久

佐竹彈正右衛門尉忠景

同 新左衛門尉忠秀

応 掃部允 家任

野本布袋丸

牛屎大藏允貞信

小提藤五 貞国

入来新三郎広純

渋谷下野權守重純

小木孫王丸

一、持一城畫并親類手物注文

鮫島彦次郎入道 蓮道

谷山五郎左衛門入道澄信

島津長門入道々々

矢上參河權守高純

指宿彦二郎入道成榮

穎娃左近大夫入道通願

智覽讚岐介忠元

別符右馬權助 忠香

一、屬鮫島又二郎入道蓮宗

同駿河權守 家政

同掃部助 家業

同初王丸

同孫石丸

同三郎左衛門入道蓮性

同三郎兵衛尉 家俊

同松王丸

同太郎兵衛尉 家武

同八郎右衛門尉 家近

同右衛門五郎 家雄

同宮内丞 家直

同李允 家行

同彦太郎 家香

同左衛門六郎 家氏

生馬隼人佐 家重

同藤左衛門尉 家広

足立彈正忠 家兼

赤崎左京進 秀世

親父打死

河俣主殿允

政直

島崎左近五郎入道真乘

(重九)

松山大膳進 通秀

安東新兵衛入道蓮迎

同少監物允 政光

同左衛門太郎入道妙心

平塚采女佑 維家

脇木兵衛二郎 通純

(本九)

同兵衛五郎 通久

同兵衛六郎 通実

安部野又六入道定用

同 修理進 政季

長野左衛門二郎 久長

信夫八郎左衛門尉行秀

河辺大舍人允 家通

橋口又次郎 忠吉

肥留右衛門四郎 安宗

鱒坂新兵衛尉 家好

吉次又四郎入道 頼恵

鮫島平太郎入道 蓮教

一、属谷山隆信手一族以下輩

谷山隼人入道牒信跡討死

(重九)

同新五郎入道教信

同越前介 忠里

同平兵衛尉 忠名

同五郎兵衛尉忠永

同左助 忠雄

土持三郎左衛門尉綱氏

用松五郎二郎入道浄西

伊佐智佐弥太郎入道々誉

同小三郎入道 道妙

同小二郎入道 道覚

同太郎左衛門尉家香

同太郎兵衛尉 家俊

同宮内丞 家純

同兵庫允 家治

有間治部左衛門尉冬純

同左衛門三郎春純

山口弥太郎入道妙一

同弥三郎入道 玄一

同三郎兵衛尉 重純

佐枝隼人佐 泰純

山角平三郎 秀澄

大浦平衛門尉良澄 子息討死

一、属智覽忠元手一族以下輩

智覽長門介 泰清

木佐木三郎左衛門入道善阿

同新左衛門尉忠光

同三郎兵衛尉忠貞

浮島四郎左衛門忠資

同三郎左衛門尉忠息

同弾正正(忠力) 忠国

同御房丸 親父討死

青木六郎左衛門尉忠藤

厚地二郎入道 敵覚

深見弥二郎入道行慶

蒲生藤内左衛門尉重直

同李允 清房

那古屋三郎左衛門尉貞遠

平田九郎忠弘跡 討死

河崎兵衛太郎貞氏跡討死

同 大炊左衛門尉 忠宗

石塚宮内左衛門尉胤氏

深見彦四郎入道行妙

生馬孫三郎 家実(主力)

堀又二郎入道 道金

久富五郎兵衛尉清貞

富田兵部丞 盛信

加藤宮内丞 景実

田中八郎入道 道意

同子息九郎 忠行討死

同橘左衛尉(兩脱) 行純

同兵庫允 忠純

藤崎掃部助入道覚性

同 孫六 忠平

蒲生兵部房 祐清

同八郎三郎 清長

同左衛門五郎忠清跡討死

光富石増丸

青木孫十郎 忠政

那古屋左衛門三郎兼行

田中平五郎 友秀討死

一、智覽出羽入道覺善、去年夏比死去畢、然覺善之跡出河

辺郡三分二并本領智覽院半分者、讓与嫡子讚岐忠光^(於力)、

相殘分河辺三分、智覽半分者、讓与女子平氏女^(了力)、

随与令扶持一族以下軍勢、致忠節候、仍御感綸旨所望仕

候、充彼女子無相違之様、可有申御沙汰候、

一、属別符忠香手一族以下輩

谷山五郎左衛門尉忠俊

同欲三郎兵衛尉 忠津

同大炊助 忠幸

同左京進 忠清

同彈正忠 忠純

加世田別符郡司三郎左衛門入道法西

同兵庫允 景家

同三郎兵衛尉景綱

同平六 景宗

同平五 景純

一、属指宿成栄手一族以下輩

原田彦五郎入道 妙栄

赤崎左衛門三郎入道光一

吉田長門介 清忠

山崎新左衛門尉忠末

同四郎左衛門尉 忠遠

原田少次郎左衛門尉兼忠

野間九郎兵衛 忠純

同八郎兵衛尉 忠近

岩本太郎左衛門入道蓮覚

神野平三郎 忠兼

松岡大炊助入道 善真

島間七郎跡

同五郎兵衛尉 忠有

山口藤左衛門尉 純綱

行平五郎左衛門尉忠経

廻山弥平太入道 良一

箕輪新兵衛尉 忠元

一、属矢上高純手一族以下輩

矢上四郎左衛門尉宗純

同彦五郎入道 覚澄

同彈正左衛門尉 秀純

同兵庫允 政純

同左京進 兼純

同鶴熊丸

漆池六郎左衛門入道蓮池

同彦五郎 重近

吾平藤九郎入道蓮道

久米又次郎 光純

尾上新兵衛尉泰実

同四郎左衛尉高実

内田七郎助実

同九郎 英実

河辺縫殿允 重通

上野平八 貞通

小木彦三郎 家秀

智覧平三郎 惟幸

大浦犬童丸

一、属島津道忍手一族以下輩

島津兵衛三郎 久実

同 彦三郎 久末

兒島伊予房 行明

同四郎左衛門入道々高

鳥山二郎左衛門入道成阿

村田輔阿闍梨 如玄

原田又太郎入道 經道

桑波田八郎 宗考

野田左衛門四郎昌考

大田八郎左衛門入道蓮義

近竈彦六入道 本阿

以上百八十三人

一、御祈祷御感所望輩

中納言律師 道叡

伊勢律師 堯慶

助律師 円俊

大和阿闍梨 円空

大和房 房円

輔房 真慶

右交名注文如此、

林鐘吉日

300〔島津師久注進状案〕

南山巡（旧記前一八一）
狩録（一九四七号）

薩摩国凶徒和泉庄名主知色彦三郎入道行覚之城郭、於追落入替御方軍勢、於彼城踏之候段、以去六月十三日令注進言上候訖、定令參着候哉、仍賊徒等寄来当所之城之由、承及候之間、去月廿二日師久馳越、令在城候、将又当庄合戦之時分、同国官方凶徒等、以之外蜂起之間、舍弟三郎左衛門尉幸鹿兒島郡東福寺城、向合彼御敵等、致忠節候、且委細之旨、氏久令言上候訖、爰肥後国救摩郡凶徒、須惠・多良木仁同国凶徒菊池・内河以下致合力、一色少輔孫三郎殿所被楯籠城郭 寄来、合戦最中之由申候之間、薩州凶徒蜂起雖難儀時分候、先差進軍勢候訖、合戦之次第定孫三郎殿可有注進候哉、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

文和三年九月十八日 左衛門尉師久上

進上御奉行所

比文書師久公御譜中、案文在閉本トアリ、

『愛甲殿関屋殿脚力持上、文和三年十一八到、判官殿和泉知色城被落居御注進』

301 〔伊集院忠国書下〕比志島文書

薩摩国満家院比志嶋名地頭得分請事、

右当名地頭職、明年丙申歳より己亥歳の三月三日まで三ヶ年分、名より請申され候上ハ、地頭米并細々地頭得分以下

檢断万雜公事を一向とゝめ候了、名のはからいたるへく候、仍状如件、

正平十年 歲次 乙未 十月十九日

〔伊集院忠国力〕

沙弥〔花押〕

302 〔足利義詮安堵下文〕島津氏〔旧記前一九一〕
〔足利義詮〕文書〔一九九八号〕
〔花押〕

下 嶋津前上総介貞久法師 法名 道鑑

可令早領知薩摩国守護職、薩摩郡地頭職山門院市来院

地頭職、甕嶋郡、同永吉十二嶋地頭職、宫里郷参分卷

地頭職、讚岐国櫛無保 上村、同公文名・光成名、信濃国

太田庄内南郷、豊前国副田庄 副田三郎次 郎種信跡、下総国相馬郡内

符河村・押手村・下黒崎 同郡内古志木村、河内国西嶋村、

村・発戸村・甲斐御房村、 以上 薩摩国河辺郡、市来院名主職、

日向国高知尾庄 本領、 豊後国井田郷、大隅国守護職、同国本庄内 多祢嶋・深河

財部院・ 筒羽野村、 同国寄郡内 下大隈郡・鹿屋院・串良院・岩河村・

等事、 院・曾小河院・西俣村、以上新恩

右所々、任關東代々下文并外題安堵、及建武元年綸旨、同

三年三月十七日・觀応二年八月十五日御下文等、領掌不可

有相違之状如件、

延文元年八月六日

ゆつり状

上山ゑもん五郎とのへ

303 (島津氏久寄進状) 正文在安養院(旧記前一九一) 氏久公御譜中(二〇〇四号)

右者、私先祖讓状書写可進旨、任御望、式通書写進覽仕候、

奉寄進

天文元年丙辰十月廿八日 上山大右衛門惟栄判

諏方上下

上山寺恵心和尚様

右、以寄郡内田地四町菌四ヶ所、奉寄也、天下泰平我門繁

昌、殊為遂弓箭素懐、所願如件、

(島津)

305 (比志嶋範平軍忠状) 比志嶋(旧記前一九一) 文書(二〇一三号)

『延文元年』正平十一年十二月十八日 左衛門尉氏久(花押)

一見了(花押) 『三条泰季也』

薩摩国満家院比志嶋太郎範平申軍忠事、

304 (博多ひいのかわ後家讓状) 桜島上山(旧記前一九一) 氏文書(二〇〇八号)

右、御大将隅州御発向之間、最前馳參、去年十月廿五日岩

ゆつりあたへ候上山のたうちの事、さつまのくにかこしま

屋城御退治以来、属于御手、致日夜合戦忠節候之上、去正

のうちにしたのむらうしろさこのいやしき、たハ六反廿、

月廿一日合戦、中間平六被疵右股、同廿五日合戦、舍弟彦

その三ヶ所、さかい、ひかしみなミハおうちをさかう、に

次郎範家被疵右足、去三月廿日夜浜陣御合戦、致先懸自身

しハかわをさかう、きたハなつかけやまし郎かさかをかき

被疵(左手同) 中間平六左股被疵候畢、同時合戦輩、伊集院帖

りにて候、うへやまのゑもん五郎殿ニゆつり候、又なんと

佐太郎左衛門尉・久木崎五郎兵衛尉見知畢、然者預御注進、

きもひいのかわのあまかくたり候ハ、はかうにて候、そ

浴恩賞、弥為抽弓箭面目、恐々言上如件、

のほとハ、はからい候へく候、たのいらんおなさらんしや

正平十二年卯月日

う件、

正平十二年 みのとし 二つのとの 二月十一日

『後家』

ちくせんのかにはかたのひいのかわのこけ判

306 (比志嶋範平軍忠状) 比志嶋(旧記前一九一) 文書(二〇一四号)

薩摩国満家院比志嶋太郎範平申軍忠事、

比志嶋太郎殿(絶平)

此文書在氏久公御譜中

右、去年十月廿五日岩屋城御退治以来、属于御手致日夜合戰忠節、去正月廿一日中間平六被疵右股、同廿五日舍弟彦次郎被疵右足、去月廿日夜浜陣御合戰、致先懸、自身被疵手腰左、中間平六左股被疵候畢、此段度々御注進勘文明白白上者、預御一見狀、為備後証龜鏡、恐々言上如件、

正平十二年卯月日

(詔判)
「承了 (花押)」
(島津氏久)

307〔島津氏久書狀〕比志嶋(旧記前一九一)文書(二〇一五号)

隅州退治事、来廿五日治定候了、為御用意申候、其内入見

參、諸事可申承候、恐々謹言、
(島津)

卯月十四日

氏久 (花押)

比志嶋殿

比志嶋殿

氏久

308〔島津氏久充行狀〕比志嶋(旧記前一九一)文書(二〇一六号)

大隅国肝付郡内木志良村地頭弁分并羽見村地頭職事、為兵糧料所、被宛行也、令分配一族等、任先例知行之、弥可被抽軍功之狀如件

正平十二年四月廿八日

(氏久)
左衛門尉 (花押)

309〔島津氏久願文〕安養院(旧記前一九一)文書(二〇三〇号)
立願 鹿兒嶋諏方大明神

右遂本意者、郡内田地耆所 小笠懸百番、神馬一疋、可令進宮之狀如件、
(戊戌)
(島津)

正平十三年卯月四日

氏久 (花押)

此文書氏久公御譜中二在り

310〔島津氏久寄進狀〕安養院(旧記前一九一)文書(二〇三四号)

鹿兒嶋郡伊敷村内

国引田耆町伊地知事、彦七跡

今度合戰遂先途之間、任願書之旨、所奉寄進也、守先例、令領知之、可被致朝暮祈禱之狀如件、
(島津)

正平十三年四月廿八日 氏久 (花押)

諏方座主兵部律師御房

311〔島津氏久宛行狀〕山田氏(旧記前一九一)文書(二〇三六号)

鹿兒島郡内上伊敷村 地頭職事、為給分、所宛行也、任先

例、知行不可有相違之状如件、

正平十三年五月一日 (島津) 氏久 (花押)

山田諸三郎殿 (忠巻)

312 〔島津氏久宛行状〕 載山 (旧記前一九一) 田譜 (二〇三八号)

鹿兒嶋郡内上伊敷・下田両村地頭得分事、以参分式、為給

分、所相計也、知行不可有相違之状如件、

正平十三年七月一日 (島津) 氏久 (花押)

山田諸三郎殿 (忠巻)

313 〔島津忠国書下〕 比志島 氏文書

薩摩国満家院比志嶋名地頭得分請之事、

右当地地頭職、明年己亥歳より壬寅歳の三月三日まで三ヶ

年分、名より請申され候上ハ、地頭米并細々地頭得分以下

検断万雑公事を一向とゞめ候了、名のはからいたるべく

候、仍状如件、

正平十三年 歳次 戊戌 十二月廿一日 (島津忠国カ)

沙弥 (花押)

314 〔長谷場純阿讓状〕 長谷場 氏文書 (旧記前一九一) 氏文書 (二〇五五号)

中世関係史料 (古文書) 一

長谷場内五段・甘子木村内西牟田五段讓与兵庫允久純之処、

先立純阿令死去之間、鶴一丸仁相副本讓状、所宛讓也、有

限於公方役并地頭年貢者、随分限可致其沙汰、而惣領と成

水魚之思、迄于後々末代、無相違可知行之状如件、

正平十四年六月廿一日 実純 (花押)

純阿 (花押)

315 〔島津氏久安堵状〕 安養院 (旧記前一九一) 文書 (二〇五八号)

日向国求二郷永吉東方比志田内地頭屋敷二ヶ所 平九郎菌并海入道菌

法橋菌一ヶ所・江六菌一ヶ所事、先日任祈願之旨、鹿兒嶋

諏方大明神所奉寄進也、任先例、知行不可有相違之状如件、

正平十四年八月卅日 修理亮氏久 (花押) (島津)

諏方座主兵部律師御房

比文書氏久公御譜中ニ在リ、正文在安養院トアリ、

316 〔島津忠国書状〕 (旧記前一九一) 中 俣 (二〇六一号)

ミつへのみんなかのまた名内のすいてんしもんかい七反

并ゆの木のまる三反、以上老丁内、ほりのうちその一所、

御ちきやうあるへきよし申さるべく候、あなかしく、

正平十五 二月十一日

『四代助三忠国法名』

道忍 (花押)

『五代久氏』

大隅守殿

同国河辺郡 同十八嶋
同国市来院

317 〔島津氏久寄進状〕安養院（旧記前二〇一）
文書（二〇七四号）

諏方大明神 鹿兒島

大隅国守護并守護領

薩摩国揖宿郡 同守護領

右、求二郷益丸名内田地四町 坪付有、所奉寄進也、可被致

別紙、所奉寄進也、可被致
肥前国倉上庄 同守護領

祈祷精誠之状如件、

延文六年八月廿四日 修理亮氏久（花押）
（島津）

大隅国本庄内

座主兵部律師御房

多祢嶋

財部院

318 〔島津久名字書出〕長谷場（旧記前二〇一）
氏文書（二〇九八号）

深河院
筒羽野村

弥六氏純 氏久（花押）

同国寄郡内

康安二年十二月一日

下大隅郡

鹿屋院

319 〔島津氏所領注文〕島津家文書一
|三一四号

所領注文事、

薩摩国守護職 筑前国今田村薩摩役所

大柵寝院女子一期分

同国甕嶋郡地頭職 同永吉村女子一期分

百引村

同国薩摩郡地頭職

曾小河村

同国山門院

小原別符

始良西俣村女子一期分

豊前国内

副田庄

皆木村女子一期分

土師庄

豊後国内

井田郷

讃岐国内

櫛無保上下

同公文名女子一期分 同光成名

河内国内

西嶋村

信濃国内

太田庄内石村南郷

下総国相馬郡内

下黒崎村

同発戸村 同上黒崎村

符河村

日向国内

高知尾庄

御譜中二
朱力キ

貞治二年四月上旬

中世関係史料(古文書)一

320 (島津氏重書目録) 島津家文書一
|一六三号

一 大隅薩摩両国奉行事 建久八年十二月三日

一 嶋津庄内薩摩方補任事 建曆三年七月十日

〇〇 越前国薩摩国安堵御下文 (嘉) 加禄三年十月十日

〇〇 御教書 五月十九日

一 武蔵守殿かんなかきの御書 (奉時) 承久三 七月十二日

一 二枚同かんなかきの御書 七月十二日

一 同御書 七月十五日

〇〇 二枚同御書 閏六月廿九日

一 二位殿御書 十一月十三日

一 二枚右大将家かんなかきの御自筆御書 (賴朝) 八月十五日

一 三枚同御自筆御書 八月廿日

〇〇 畠山殿自筆状 (重忠) 正月十三日

一 越前国守講職 承久三年七月十二日

一 同御施行 貞応元年十月十二日

一 越前国生部庄御下文 承久三年八月廿五日

一 伊賀国長田郷地頭職 承久三年閏十月十五日

一 近江国興福庄地頭職 (寺腕) 貞応二年六月六日

一 伊賀国長田庄事 貞応二年八月六日

一 伊賀国長田庄地頭職事 貞応二年十二月八日

- 一 異賊警固事 弘安元年十二月卅日
- 一 異賊警固事 正応六年三月廿一日
- 一 高知尾以下御下文 文保元年十二月廿一日
- 一 周防国築井庄御下文 正慶元年十二月一日
- 一 長田庄安堵事 文永八年十二月廿四日
- 一 麿嶋郡安堵御下文 永仁六年十月廿三日
- 一 道弘御置文之御下知(忠時) 文永八年十二月廿四日
- 一 市来院井田郷繪旨 建武元年二月廿一日
- 一 同御施行二通内 曆応四年閏四月二日
- 一 日向国守護職繪旨一通案文 元弘三年八月十五日
- 一 大隅国守護職 建武二年十一月十七日
- 一 正八幡宮神輿事 正応六年二月七日
- 一 同神輿事 正応六年四月五日
- 一 造正幡宮事 延慶二年二月十日
- 一 御教書將軍家船上 元弘三年六月廿九日
- 一 將軍家御返事將軍家 元弘三年六月十日
- 一 御教書是ハ不入候之間、遺之候、師久三郎殿御分
- 一 下総国古敷国衙御下文 観応元年十月廿一日
- 一 道義御置文(忠宗)
- 一 三通道義御讓状内二通者有外題 文保二年三月十五日
- 一 関東御教書谷山所務事 永仁二年三月四日三郎殿御分(宗久)
- 一 故判官殿大蔵郷御下文 建武五年正月廿四日
- 一 大隅寄郡御下文 観応二年八月十五日(異筆)施行
- 一 嶋津下野守跡御下文 観応二年十一月二日三郎殿御分(忠氏)
- 一 河辺郡本庄御下文 建武三年二月十七日
- 一 同御施行 貞和二年十一月六日
- 一 官符宣(貞久) 建武二年十月七日
- 一 道鑑御讓状御外題有之、(貞久)
- 右、目六如件、朱カキ繼目裏判(花押)
- 321 (島津貞久讓状案) 氏久公御譜中 (旧記前二〇一) 正文有之 (二一〇六号)
- 一 讀与 氏久分
- 一 大隅国守護職 付守護領
- 一 薩摩国指宿郡 肥前国倉上庄
- 一 同国本庄内多祢嶋 筑前国今津村
- 一 岩河村南 但、於南方者、女子祖鑑房
- 一 岩河村北 一期之後可知行、

同国寄郡内

大柵寝院 深河院 鹿野院

下大隅郡 串良院 筒羽野院

曾小河村

薩摩国覺島郡地頭職但、除永吉村、

日向国高知尾庄

右所々者、限永代所讓与也、有限於御公事者、守惣領師久

支配、任先例可令勤仕状如件、

貞治二年卯月十日 (島津貞久) 道鑑

『右接目裏判』

(師久)
(花押)

(氏久)
(花押)

322 (島津貞久讓状案) 載氏久公御舍弟但馬(旧記前二〇一)
(氏忠) 守氏忠御譜中(二一〇七号)

讓与 乙寿丸分

薩摩国覺嶋郡内永吉村

大隅国寄郡内百引村

筑前国三奈木村地頭職

右所々者、限永代所讓与也、於有限御公事者、守惣領師久

支配、任先例、可令勤仕之状如件、

貞治二年卯月十日 (貞久) 道鑑

中世關係史料(古文書) 一

『右接目裏判』

(師久)
(花押) (氏久)
(花押)

323 (島津貞久讓状案) 在氏久公御譜中祢々伝(旧記前二〇一)
正文有之(二一〇八号)

讓与 (氏久公御妹祢々御事)
祢々女子分

薩摩国覺嶋郡内中村・郡本・両村郡司職事、

右所者、一期之後者、氏久可知行状如件、

貞治貳年卯月十日 (貞久) 道鑑

『右接目裏判』

(師久)
(花押)

(氏久)
(花押)

324 (島津あね、島津貞請取状) 道鑑公御請中、正文有之(旧記)
久女 藤野氏本四十三通ノ一

(前二〇一二)
(一一二七号)

薩摩国覺嶋郡内中村・郡本両村御讓状、慥給候了、仍請取

状如件、

貞治二年卯月廿五日 あね、(花押)

325 (伊集院忠国等連署寄進状案) 広濟寺(旧記前二〇一)
文書(二一一四号)

奉寄進

薩摩国満家院小山田中俣内水田伍町并蘭九箇所野島、限永

二三五

代、於円勝寺所奉寄進也、仍状如件、

貞治貳年五月六日

(伊集院)
熙久判

(伊集院頼久)
沙弥道応判

(同久氏)
沙弥観了判

(同忠国)
沙弥道忍判

円勝寺都寺御寮

此文書伊集院長門守忠国法名道忍之譜中ニ在リ、

326〔長谷場久武・氏純連署状〕池端氏（旧記前二〇一—二二六号）
文書

御はかに御きしんの水田ならひに、いのしり四つ多にをい
てハ、覚阿のいかやうにも御はからい候はんするを、いさ
ゝかす多く、までもいらんわつらい申ましく候、仍状如件

貞治四年七月十三日

(長谷場)
氏純（花押）
(同)
久武（花押）

327〔覚阿讓状〕長谷場（旧記前二〇一—二四九号）
氏文書

はせはのうち、いのしりよつ多ハ、かミこかうのたよりの
ために、かうあミた仏にまいらせ候、一こののちハ、六
らうに給ハるへく候、かやうにはからひ申て候を、わつら
いらん申候はんする物ハ、なかくふけうたるへく候、よ
て状如件、

貞治六ねん十月一日 かく阿（花押）

328〔覚阿讓状〕長谷場（旧記前二〇一—二一五〇号）
氏文書

(氏純)
弥六とのかあとの水田はくの事、はせはの内にしのかなつ
多、つきのミつ多、四郎五らうつくりいたん、山下にた
ん、ひやうして五たん、かんしきのむらの内、にしむた
五たん、い上老丁、にしそのハ、弥六子もなきあひた、
しやてい六郎にとらするところ也、弥五郎とのを、おやと
思ひて、たの心なくたかいに水魚の思ひをなし、ちきやう
あるへく候、仍状如件、

貞治六年十月一日

覚阿（花押）

329〔長谷場久武讓状〕長谷場（旧記前二〇一—二二七五号）
氏文書

(氏純)
弥六殿あとの水田やしき、覚阿はからわせ給て候にしたか
い、六らうをやうし(兼子)にして、状をしてたてまつり候うへ
ハ、す多く、までもわつらいあらんあるましく候、身いま
て子も候ハねハ、たかいニすいきよのおもひをなさるへく
候、仍状如件、

貞治七年五月十八日

久武（花押）

〔長谷場弥五郎力〕

330 〔島津氏久定文〕 正文在(旧記前二〇一) 安養院(二二六七号)

条々

一、しうてんならひにしへきをたほす事、

一、すわのおはやしの木竹をきる事、

一、すおの御まへの道をとる事、

一、御うちのしへきのうちに馬牛をはなす事、

この条々、人ニよらず、不日ニさいくわにをこなうへく候、此条男ニをいてハ、すなハちちうすへく候、女子にを

きてはつけすへく候、

正八幡すわの大ミやうしんもせうらんあるへく候、

いつはりあるましく候、

『当南朝建徳元年 庚戌』

応安三年正月十一日

(島津氏久) (花押)

『右御誓願一ニより諫方瀬戸通無之処ニ、享保十九年子六月後道中より依願御免在之、但神主へハ不知、但不浄之者又ハ馬通ハ堅被留事也』
比文書出御譜中ニ有之、

331 〔惟宗友重讓状案〕

羽島氏(旧記前二〇一) 文書(二一九七号)

ゆつりわたす二郎四郎ところニ

さつまのくにかこしまのこほりのうちたけのむらほうくのかとの事、みきのてんちさんやの事ハ、つほつけとちやうニミへたり、たのさまたけなく、ゑいたいをかきりてち

中世関係史料(古文書) 一

きやうするへし、よてのちのためニ状くたんのことし、

〔惟宗友重〕 応安五年 けんとく三年八月廿八日 せんゑ(花押)

332 〔比志島範平讓状〕 比志島(旧記前) 氏文書(二二一)

(久範) (滴家院)

ちやくし孫太郎か所 薩摩国 の内比志嶋名ならひに

西侯・河田・城前 上原菌以上五ヶ所の惣領職ハ、源範

重代さうてんのち也、しかれハ、くわんとうあんどの

御下文代々のてつきの状等も一しものこさすあひそへ

て、ゆつりわたすところ也、方々の御くうし等ニをいて

ハ、せんれいのむねニまかせてきんしすへし、但当名の内

水田すこししやてい犬一九にゆつるへき也、そのほかきや

うたいあまたありといへとも、せう所たるあいた、おもひ

あてさるなり、孫太郎はからいとして、めんくニふちす

へきなり、仍ゆつり状如件、

〔比志島〕 応安七年 歳次八月廿二日 源範平(花押)

333 〔伊集院久氏讓状〕 円通庵(旧記前) 文書(二二一)

ゆつりたてまつる

さつまの国ミつゑのあんのうちかま、原村事、このうちかの所におひてハ、くわんれうちきやうたりといへとも、

二三七

その心さしあるに由て、犬太郎母二一このあひたゆつりたてまつり候ところなり、他のさまたけなく知行あるへく候、たゞし一期の後ハ、犬太郎丸かはからひたるへく候、よて為後日ゆつり状くたんのことし、

おうあん七祢んきのへ十一月廿三日

(伊集院久氏)
沙弥観了(花押)

334〔惟宗久成讓状〕羽島氏(島津本、旧)
文書(記前二八)

ゆつりあたふとよまさりかところニ

さつまのくにかこしまのこほりのうちたけのむらはうく

のかとの事

(禪惠)

右の所領ハ、せんゑのゆつり状ニまかせて、たのさまたけなくちきやうあるへく候、たゞし此内(庶子)そしどもニゆつるところなり、くうしの事ハ、ふんくニしたかてきんしさせらるへく候、よてのちのためニゆつり状くたんのことし、

応安七年十二月五日 惟宗久成(花押)

335〔島津伊久挙状〕比志島
文書

比志島河内守久範申、

薩摩国満家院十参町名主職事、本領当知行無相違候、彼仁於御方忠節之段無異于他候、仍望申京都御吹挙候、可有申

御沙汰候哉、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

応安八年卯月十四日 (島津)
上総介伊久(花押)

進上 御奉行所

336〔善喜讓状〕比志島(旧記前)
氏文書(二一)

ゆつりわたすひしゝまの孫太郎久範所に、

薩摩国いしうみんの内中河名六町、同敷中山田一町居屋敷分、麦生田内はいらく、おなしく前原此内水田少ありならひニ神殿内柳田一町彼地おいてハちうたい相伝所領也、しかれハ代々安堵御下文・手付状あいそへて、一紙ものこさ(猶子)す、ゆう子として、ひしゝまの孫太郎久範ニ永代をかきてゆつりわたす事実也、もしそれかしか子孫といふ物出来違(知)乱わつらひ申とも、彼ゆつり状ニまかせて、しさいなく地行せらるへき也、仍ゆつり状如件、
(俗名時光)

応安八年八月十一日 善喜(花押)

337〔伊集院久氏遵行状〕比志島(旧記前)
氏藏書(二一)

満家院内比志嶋名地頭職事、入道殿御免之上者、雖無異儀候、観了一筆之事、被望候之間、重為給分可有知行之状如

件、

永和四年戊午十一月十九日

(伊集院久氏)
沙弥観了 (花押)

比志嶋河内権守殿

338 「比志嶋範平讓狀」比志島(島津本、旧)
氏文書(記前三〇)

ちやくし河内守ゆつりわたすひしゝまの名の内すこしつゝ
(久絶)
はいふんの事、

一、をきのくほ二反卅、おなしくつゝミの丸・ゆのきの丸・
ミネさきかれこれ七反廿、いしたゝミのうへしたその一
所、ひらかく北村よりのけいやくの菌一所、これハ二
郎ゆつりわたすところ也、くほう御くうしをハ、ふんけ
んにまかせてきんしすへきよし申をくなり、

一、いしり三反ハ河田女しやうにおもひあつるところ也、
これハいちこゆつりたるによて、しよくうしをとゝむる
なり、たゝし大事の御くうしたんへつなんとの時ハ、た
うさく人ニあてゝきんすへきよし申ところなり、

一、かきの木山一かしら一反卅ハ、ひくくにゝおもひあて候
ところ也、ひくくの事ハ、いかにもふちをくわへ、あん
のまねをもち候やうに、はからわるへし、
今度物まいりいかやうなる事も候とてかきをくところ

也、仍為後日状如件、

元中二年ひのとのう 十二月日

(比志島範平)
立阿 (花押)

339 「山田友久請文」見于伊地
知譜中(二二)
鹿兒嶋郡内 給分

田上村内陸町 比内一丁十河成
残見地四丁九反卅

得分足米錢拾貫、此外聊無得分候、若此条偽申候者、日本
国中大小神祇冥堂御罰可罷蒙候、
(道カ)

明徳二年三月二日 式部太郎

(山田)
友久 (花押)

(朱) 「式部常陸介友久事歟」

340 「某袖判慶本宛行状」元久公御譜中
正文在向島土藤崎正兵衛(島津本旧)
(花押)

宛行

向嶋西方内藤野村名頭職事、

刑部九郎所

右以人、補任彼職者、云仏神事以下、修理興行、云御年貢
并御公事、任先例、可令致其沙汰也、聊承知之上者、
令違(勿脱カ)
失、仍執達如件、

明德二年六月廿六日 慶本奉

(島津元久)
(花押)

制札

於福昌寺条々事書

一、寺山竹木不可伐後境谷

一、寺山不可為殺生放鷹入寺山不可取

一、於門前河不可為殺生境目懸

右於此条々、若違背書可処罪科者也、仍制札如件、

應永二年乙亥正月 日

344 (犬追物手組) 元久公御譜中 (島津本)
(祐安) 在小林衆大脇民部左衛門 (旧記前三)

伊東殿鹿兒嶋江參上之時、

犬追物手組 應永二年
二月廿九日

伊東殿十一疋 嶋津又三郎五疋

嶋津越前守十疋 稲津弥二郎三疋

伊東伊谷守同 嶋津弥三郎四疋

嶋津修理亮十一疋 野村源五郎二疋

湯治五郎四郎五疋 鹿野屋周防介同

殿廿一疋 伊東遠江守十一疋

檢見 喚次

紙キレ見ヘス

341 (島津元久定文) 田代氏 (旧記前)
文書 (二二二)

(元久)
(花押)

定

段銭事 三十文、
寺社五〇文、

右来十一月可調進、三ケ度可加催促、尚以有無沙汰輩者、
所詮八幡大菩薩御照覽候、未進分際田数可取放也、仍所定
如件、

明德二年 六月 日

342 (島津元久寄進状) 正文在 (旧記前)
福昌寺 (二二二)

奉寄進

薩摩国鹿兒嶋郡長谷庭村門前水田寄進福昌寺事 別紙在之、
但、坪付

右彼寺領者、元久重代相伝所領也、仍奉寄進福昌寺畢、令

免除万雑公事上者、至子孫、寺家不可懸煩、寄進状如件、

應永式年乙亥正月十一日

(島津)
元久 (花押)

343 (島津元久禁制) 正文在 (旧記前)
福昌寺 (二二二)

島津十郎左衛門入道

了、心事期面謁之時候、恐々謹言、

八月六日

(花押)

345 (島津元久願文) 正文在(旧記前) 安養院(二二二)

立願

諏方上下

右立願之旨趣者、渋谷発向砌也、遂弓箭素懷、加对治者、在国之跡田代式丁可寄奉也、仍寄進状如件、

応永貳年八月廿八日 藤原元久(花押)

346 (島津元久寄進状) 正文在(旧記前) 福昌寺(二二二)

鹿兒嶋郡福昌寺御造宮、同於寺家之御用、元久知行分山、

随御用而可被召之候、若彼於在所申異儀輩者、其所不可知

行候、為末代所於進此状如件、

応永三年七月廿六日

(朱)「此三字イナシ」
陸奥守元久(花押)
(島津)

347 (某書状) 元久公御譜中(島津本) 正文在(谷山皇德寺) 旧記前三

福昌寺依普請之事谷山皇德寺々領人夫給候間且方申入れて於後者不可有子細由申定候了、以此状自然此後自公方と申候て相催候共御出あるましく候、為末代且方御そんを申候

348 (島津元久定文) 正文在(旧記前) 福昌寺(二二二)

於福昌寺四至塚定置事、

一、限東とろきの田縁をくたり前河まで、
一、限南池の上之後の小溝くたり、

一、限西千手堂之上山のめんとをり内文の田縁のほりさい
はらまで、
一、限北寺之後かなめり山の田縁くたり、

為末代定置所之状如件、
応永三年丙子十二月三日(花押)

(島津元久)
(朱)「イニ」
陸奥守元久

349 (島津元久寄進状) 正文在(旧記前) 福昌寺(二二二) 奉寄進

薩摩国鹿兒嶋郡坂本内池上田畠事 坪付在 別紙

右彼所領者、元久重代相伝所領也、然依有志願、所奉福昌寺永代寄進也、若於此所為違乱輩者、不可為元久子孫、次万雑公事諸役等悉停止之者也、仍為後代寄進状如件、

応永三年丙子十二月十一日 元久(花押)

350 (島津元久定文) 正文在(旧記前) 福昌寺(二二二)

於福昌寺定条々

右当寺元久執建申意趣者、自先祖忠久致元久七代、三ヶ

国仁寺於一所不持候間、福昌寺就執建申所定也、

一、開山石屋和尚相請尊意天、御弟子可有相統事、

一、於寺家、元久如何程母雖有大分寄進、不可有違乱事、

一、於寺家、諸公事不可相懸事、

一、代々仁寺領於可寄進事、多少者主可為計、

一、寺家置手、先久所定置、少母背者不可為子孫也、

応永四年四月九日 (藤原元久(花押) (島津)

351 (島津元久置文) 正文在(旧記前) 福昌寺(二二二)

(島津元久) (花押)

元久京都国のために金・れうそく・から物・うちのもの・ 其外くわひせんのやからに、あつけおき候物ハ、元久か一 期過候ハ、みな福昌寺にもちてまいるへき也、

応永四年四月九日

352 (島津元久寄進状) 正文在(旧記前) 福昌寺(二二二) 奉寄進

薩摩国谷山郡宇宿村内門付事門六之内

水田八町 坪付在 惣帳、

右彼所領者、元久重代相伝之所領也、雖然、為老母崇欽禪

尼菩提料、所奉寄進福昌寺也、若於此所為違乱輩者、不可

為元久子孫、次万雜公事諸役等悉停止之者也、仍為後代寄

進状如件、

応永六年己卯二月十九日 陸奥守元久(花押) (島津)

353 (島津元久寄進状) 正文在(旧記前) 福昌寺(二二二) 奉寄進

薩摩国谷山郡宇宿村

右彼御寺領者、元久重代相伝之所領也、然依有志願、石屋

和尚為開山、於長谷廷建立福昌寺為菩提所奉寄進也、但彼

御寺者、相承石屋和尚之尊意、御弟子次第可有御相統者也、

次於此寺領者、万雜公事諸役等悉可停止之、若於此条々違

背之輩者、不可元久為子孫、仍寄進状如件、

応永六年己卯二月廿九日 陸奥守元久(花押) (島津)

354 (島津元久寄進状) 正文在(旧記前) 福昌寺(二二二) 奉寄進

薩摩国谷山郡宇宿村内門付事門二之内

水田三町 坪付在 惣帳

右彼所領者、元久重代相伝之所領也、雖然、為先考(氏久)齡岳久

公禪定門菩提料、永代所奉寄進福昌寺也、若於此所為(有力)違乱

輩者、不可元久子孫、次万雜公事諸役等悉停止之者也、仍

為後代寄進狀如件、

応永六年己卯二月廿九日 陸奥守元久 (花押) (島津)

355 (山田友久寄進狀) 福昌寺文書 (旧記前) (島津元久) 戴山田譜 (二二二)

奉寄進 (花押)

薩摩国鹿兒島郡給分小牧内 中牟田事、 二段

右彼所領者、式部常陸守友久為二親 先考道興禪門 老母通長禪尼 菩提料永

代所寄進福昌寺也、雖然為後代、本寺大檀那陸奥守元久所

取進加判也、次万雜公事諸役等悉停止之、仍寄進狀如件、

応永六年己卯三月廿一日 常陸守友久 (花押) (山田)

356 (比志島義勝寄進狀) 比志島 (旧記前) (別筆) 文書 (二二二)

奉寄進 「おなしくむなかず、三反」

薩摩国満家院比志嶋名田地 (範平)

石原田一段十、為立阿禪門靈供、

中世關係史料 (古文書) 一

倉谷内二段田、為良阿禪尼靈供、

樋口二段為智貞禪尼靈供、

彼領地為義勝相伝私領間、停止万雜公事、臨時果役、一向 (課)

限永代奉寄進德雲寺所也、然間無他妨可有御知行候、若於

彼所成違乱煩輩、不可為義勝子孫、仍為後証寄進狀如件、

応永六年己卯七月十二日 源義勝 (比志島)

357 (延命寺々領田島坪付) 福昌寺 (旧記前) 文書 (二二二)

一見了

延命寺々領之田島坪付

各合居屋敷 一所

古市 十

山本阿弥陀堂田二段、同堂地一所、波平熊野田三段 此内廿

年二 段、天神田一段十、い上田数六段卅、此内廿不、現

応永六年十一月十五日 久興 (花押) (山田)

358 (福昌寺鐘銘) (旧記前) (二三)

大日本国鎮西路薩摩州覺島郡始創關福昌禪寺、新鑄造青銅

洪鐘一口、而以円通十方之遐邇矣、普聞寺風之永扇焉、

銘曰

拘留孫作 釈迦文伝 層々楼閣 冷々池研

洪鐘音響 仰驚聖賢 曉明之則 聞徹梵天

昏听之者 徧出黄泉 仏門興世 雲衆集前

推曹溪道 弘少林禪 竜山高聳 福海流運

鬼畜出閻 那落覺眠 魔軍欽畏 群生結縁

諸仏歛喜 諸天降筵 寺院無恙 檀信重佃

娛比須達 寿等神仙 弥崇帝徳 永盛聯綿

勤行不忘

応永七禩竜集上章執徐星紀下幹日大檀那前陸奥太守藤原

元久助縁開闢、住持比丘石屋叟真梁置之、

福昌寺版鐘銘

大日本国薩摩州甕島郡玉竜山福昌禪寺之常住、応永七禩

龍集上章執徐星紀下幹日、大檀那前陸奥太守藤原元久助

縁門闢、住持比丘石屋叟真梁置之、

359 (島津元久寄進状) 正文在(旧記前) 福昌寺(二三)

奉寄進

薩摩国甕島郡坂下内中蘭一ヶ所事

良本居家敷之事也、
右彼蘭者、元久重代相伝所也、雖然依有志、奉寄進福昌寺

処也、仍令停止万雑公事諸役等、限永代可有知行候、若於

此所者成違乱之輩者、元久不可為子孫也、仍寄進之状加件、

応永七年庚辰十二月六日

(島津) 元久(花押)

360 (島津久哲伊預ケ状) 入来院家文 書三五号

薩摩国之内谷山郡、同国給黎院半分事、

右、為料所々預申也、任先例、可被沙汰之状如件、

応永七年十二月十三日 (島津伊久) 久哲(花押)

洪谷弾正少弼殿 (重題)

361 (島津元久書状) 正文在(旧記前) 福昌寺(二三)

鹿兒嶋城藏ニ置候料足、銀其外唐物、武具之具足までも、

某不慮之子細時者、藏於預候北原新右衛門尉、福崎太郎次

郎兩人ニて、法印裏堅、以誓文御寺江渡可申之由申付候、

若又彼等不慮之子細時者、此仁共跡相統之者か、渡可申候、
為後証進状候、恐惶謹言、

応永九年九月十一日 (島津) 元久(花押)

福昌寺侍者御中

362 (鍋倉久頼・長野玄林連署誓文) 正文在(旧記前) 福昌寺(二三)

(朱) 上カキ
福崎北原

しふしに御をき候れうそく、から物、そのほかふくまで
も、あつかり申候あひた、くはうふりよの御ときハ、われ
らりやう人にて、ほうみんのうらにせいもんをもて、ふく
しやうしへことくもちてまいらせあけ候へく候、われ
く又ふりよの事も候はん時ハ、われらのあとをつき候ハ
ん子、もちてまいり候へく候、仍為後之状如件、

応永九年十二月六日

なへくら久頼 (花押)

長の入道玄林 (花押)

上カキ
なへくら

363 〔福崎久重・北原氏純連署誓文〕 正文在 (旧記前)
福昌寺 (二三三)

たうしよにあつかり申候かね、からもの、御れうそく、ふ
くまで、くはうふりよの御ときハ、われくりやう人に
て、ほうみんのおもてにせいもんをつかまつり、ことく
ふくしやうしへまいらせあけ候へく候、われらふりよの時
ハ、あとをつき候はんこ、もちてまいるへく候、仍こうせ
うのためニ、かくのことく申あけ状如件、

応永十年三月廿一日

きたはらしん きん 氏純 (花押)

ふくさき たう 久重 (花押)

(朱) 上カキ
福崎北原

364 〔島津元久知行宛行状〕 入来院 (旧記前)
氏文書 (二三三)
薩摩国鹿嶋郡武之村并指宿之内成河村事、依有御志所進置
也、雖然、申談候山北所領御知行之時者、可返給候、仍状
如件、

応永十年十一月廿九日

(島津) 元久 (花押)

(重頼) 少 洪谷弾正小弼殿

365 〔島津元久・久豊連署寄進状〕 正文在 (旧記前)
福昌寺 (二三三)

奉寄進
薩摩国鹿嶋郡且過同集庵所領田島之事 坪付在 別紙
右彼所領者、雖為重代相伝、(考力) 先孝齡岳禪定門之為菩提料
足、建立且過、而奉寄進所也、停止万雑公事諸役等者也、
仍寄進状如件、

応永十一年正月十一日 島津前陸奥守元久 (花押)

朱「兄弟不快之時、連判不審、
蓋後年久豊為守護之時、書 修理亮久豊 (花押)
其名加判者乎」

366 〔島津元久田島坪付〕 正文在 (旧記前)
福昌寺 (二三三)

鷺嶋且過同集庵田畠之坪付

郡本之内

一丁 中津上 六反 同郡本柿本

三反 同郡本小坂本 二反 同郡本柳丸

七杖 坂本之内本且過跡

已上二丁二反二杖

菌分

一ヶ所 郡本々原崎山 一ヶ所 同柿本

一ヶ所 且過敷地 一ヶ所 本且過跡染河

(島津)
元久(花押)

367 (島津元久寄進状案) 正文在(旧記前)
福昌寺(二三)

奉寄進

薩摩国鹿兒島郡々本内之水田名所小坂本一町之事、

右此所者、元久重代之依為所領、崇鑑(歟)禪尼之為菩提料足、

停止万雜公事諸役等、永代福昌寺奉寄進所也、仍為後日寄

進状如件、

応永十一年正月十一日 島津前陸奥守元久御判

368 (島津元久宛行状) 嫡家川上(旧記前)
氏文書(二三)

薩摩国鹿兒嶋郡河上村事、親父上野入道存生之間者不可有

子細候、於于後々者、嫡子三郎左衛門尉為給恩所宛行也、

仍雖為親類兄弟、不可有違乱之儀、可領知之状如件、

応永十一年三月五日 (島津)元久(花押)

河上三郎左衛門尉殿 (朱)家久

369 (山田久興奉書) 福昌寺(旧記前)
文書(二三)

薩摩国谷山郡延命寺事、

右於于彼寺務職、公方御判お申沙汰仕候上者、迄至于未

代、可有領寺、依仰執達如件、

応永十一年甲申三月廿七日 (山田)出羽守久興(花押)

延命寺侍者御中

370 (島津元久寄進状) 福昌寺(旧記前)
文書(二三)

奉寄進

薩摩国谷山郡延命寺寺家職之事、

右於于彼寺務職者、迄至末代、不可有相違之状如件、

応永十一年甲申三月廿七日 (島津)元久(花押)

延命寺

371〔島津元久禁制〕正文在(旧記前)
福昌寺(二三)

禁制

薩摩国谷山郡之内宇宿村福昌寺於御寺領、仕鷹其外致殺生輩者、不云親類若党、上中下可違中彼臨堺目候者、其間可捨鷹候、堅加制止処也、仍制札如件、次今度於彼寺領仕鷹候事、於身茂無発機之儀候、若偽候者正八幡大菩薩、誒方上下大明神御罰可罷蒙候、

元久(花押) (島津)

372〔島津元久・久豊連署寄進状〕正文在(旧記前)
福昌寺(二三)

奉寄進

薩摩国豊島郡之内水田二町三段、
坪付在別紙、

右彼所領者、雖為元久重代相伝之所領、依有志、且過同集庵奉寄進所也、万雜公事諸役等停止之、若背此旨者、元久不可為子孫、仍為後日状如件、

陸奥守元久(花押) (島津)

修理亮久豊(花押) (同)

373〔沙弥成璇寄進状〕正文在(旧記前)
福昌寺(二三)

(島津元久)
(花押)

奉寄進 (同)

薩摩国指宿郡内迫田村水田三町并六箇六ヶ所
坪付在別紙、

右彼所領、雖為成璇給恩、依致敬外御志、為福昌寺未寺所奉寄進迫田光明寺也、
隨而進取(追方)大檀那陸奥守元久加判、依停止万雜公事諸役等者也、仍寄進状如件、
元久(花押) (島津)

374〔沙弥成璇寄進状〕正文在(旧記前)
福昌寺(二三)

(島津元久)
(花押)

奉寄進

薩摩国谷山郡内湯屋菌門付水田一町

右彼所領、雖為成璇給恩、依致敬外御志、所奉寄進福昌寺塔頭也、隨而進取木壇那陸奥守元久加判、依停止万雜公事諸役等者也、仍寄進状如件、

沙弥成璇(花押) (島津)

右裏書

成璇為敬外雖寄進彼処、依其故為夫婦之菩提料足、於当寺就祠堂安置成璇妙心之牌所也、依後日状如件、
開關住持比丘真梁(花押)

375 〔沙弥成璇進坪付〕正文在(旧記前) 福昌寺(二三) (ママ) (沙弥カ)

湯屋菌内水田 たつちうの御為ニ

塩入 五段 自作

岩崎 一反廿同

嶋田 一反年貢

かうちやう田 三反同

応永十四年正月十五日 沙弥成千璇 (花押)

376 〔重継壳卷〕榊山(旧記前) 文書(二三) (島津元久)

(花押)

依有要用壳渡申薩摩之内鹿兒嶋郡荒田庄之内妙頭門、井出三阿弥門、瀬戸口可善門、三ヶ所田畠共二代料足百貫文壳渡申処実也、但三ヶ年後者、料足有次第可請申候、仍為後日壳券之状如件、

応永十五年(つちの) 八月三日 重継 (花押)

377 〔比志嶋義勝軍忠状〕比志嶋 文書

注進案

当国薩摩郡馳向平佐城、致合戦候之処、凶徒敗北之間、攻落彼城候畢、依遠国往反経日数候、言上遅引、非緩怠之儀候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

応永十五年十月十一日 河内守義勝 (比志嶋) (花押)

進上 御奉行所

378 〔吉田清元寄進状〕正文在(旧記前) 福昌寺(二三) (島津元久)

(花押)

奉寄進

薩摩国谷山郡山田村之内黒丸水田四町之事、

右彼所領者、為 前伊豆守入道了秀、并 息長氏女、法名淨仙、 菩提料、永代所寄進

福昌寺也、雖然為後代、取進本寺大檀那陸奥守玄忠加判処也、次万雑公事諸役等悉停止之、於了秀子孫、聊不可有違

乱候、仍寄進状如件、

応永十七年庚寅二月十三日 沙弥了秀 (花押)

379 〔宗紀公事注文〕安養院(旧記前) 文書(二四)

西原門分

一、田の成物一貫 此内百六十八文除 三百二十六文

田の成物一貫百六十八文

一、桑代百文

一、菌の成物百三十文

一、秋さつ志ゆう三百文

一、けんちうまい一斗四升しちせんのみす

一、むきのねんく五斗のへハ七斗

応永十八年卯拾月七日 宗紀(花押)

応永十八年閏十月廿二日 久豊(島津花押)

381 (島津久豊預ケ状案) 正文在河田氏、
大隅国下大隅市(マ) 名之事、郡山之代として進候之間、預置
所也、先例可有預知之状如件、
所也、先例可有預知之状如件、

應永十八年十一月十七日 久豊(島津)

比志嶋殿

河田殿

西侯殿

380 (島津久豊寄進文書次第) 正文在(旧記前)
福昌寺(二四)

福昌寺寄進所々文書之次第

二通 長谷庭寺之敷地内水田井惣文書

一通 宇宿村一円

一通 池上之田畠

一通 為宗鑑寄進 郡本之内水田、
鹿兒島之内、

一通 中菌一ヶ所 鹿兒島之内、

入牌之分

一通 式部常陸守 鹿兒島之内田神
中牟田之水田、

一通 吉田殿 谷山之山田之内、
黒丸之門一ヶ所、

一通 為敬外寄進谷山福本内陽屋菌之門

一通 為同敬外寄進指宿之内迫田

一通 善応庵之敷地之事

中世關係史料(古文書)一

382 (島津久豊安堵状) 比志島(旧記前三)
氏文書(島津本)

嶋津御莊薩摩国之内満家院油洒木事、
由緒上者、

々宛行也、早任先例可領智之状如件、

應永十九年二月十五日 久豊(島津花押)

比志嶋河内守殿

383 (島津久豊寄進状) 正文在(旧記前)
福昌寺(二四)

薩摩国給黎院内水田一町、奉寄進状如件、

應永十九年六月廿六日

久豊(島津花押)

384 〔島津久豊願文〕 安養院（旧記前）
文書（二五）
御立願事、

右意趣者、名本意成候時、日向・大隅・薩摩三ヶ国拾町并於当年中者、打円次第、所領依大小、可奉寄進之状如件、

応永廿年正月日

鳴津修理亮久豊（花押）

385 〔島津久豊安堵状〕 福昌寺（旧記前）
文書（二五）

薩摩国谷山郡延命寺之領之事、任先寄進之旨、不可有相違之状如件、

応永廿年四月廿五日

（島津）
久豊（花押）

延命寺

386 〔石屋真梁置文〕 久豊公御譜中
正文在福昌寺門前西郷休兵衛景助（旧記前）
島津本

（三）
（四）

福昌寺大工職同田島敷地等事、

此道広禪門候也、

右彼水田二町、藪三ヶ所、於定得代、不可有違乱之仁候也、者其儀候者、出家在家弟子永為不孝之仁、不可為真梁弟子

候也、仍為後状如件、

応永廿年癸巳八月十六日

（真梁）
石屋（花押）

387 〔島津久豊願文〕 安養院（旧記前）
文書（二五）
立願

山王御宝前

右旨趣者、三箇国大方為大綱之上、此刻殊折角也、然間人者依神之徳副理運、異于他信心者哉、仍今度於守弥武運給者、雖為無差之計、以立錐之地、可奉寄附状如件、

応永廿年十一月八日

（島津）
修理亮久豊（花押）

388 〔鮫島宗成軍忠状〕 鹿兒島上柳町（旧記前）
鮫島某家藏（二五）

伊集院彈正頼久以下之凶徒等、今月十二日催数多軍勢、押寄鹿兒嶋殿緩怠之間、為退治御大将御発向之間、討負一族以下、最前馳参御方、於院内原良之城令合戦抽軍忠之条、大将御見知之上、吉田伊豆守・蒲生美濃守令見知畢、其後鹿兒嶋可致警固之旨被仰下之間、数日令在陣之条、軍忠卜云、警固卜云、給御判為備後証、粗言上如件、

（朱）〔鮫島氏〕
応永廿年十二月廿日 藤原宗成

（証判）〔島津久豊〕
〔承了判〕

389〔島津久豊書状〕比志島(旧記前) 文書(二五)

祝言千喜事旧候了、兼又今度依身大綱、前々の如く依申談候、領内わつらひなくとも、その御城をたてにし候て、無別子細候、今度又伊集院事、後ハとも候へ、日本国の聞得と申、手ニ差候もひたさら御志ならぬ事なく引候而、是非身本候しを、満家面々よりつけさせられ申ためにて候程ニ、身生涯ハ不及申候、子孫々あいつき候ても、日本国大小神祇・伊勢天照大神・熊野三所大権現・正八幡大菩薩・諏方上下大明神御照覽候へ、誰々如何様方便をもても、中あしき様ニ申候共、今度の御志をわすれ申ましく候、目出成行候て、所領出来候ハ、力を付申候へく間、於此内も荒説和讒申候とも、もちひ不被用、水魚思ひたるへく候外、無他事候、恐々謹言、

三月十五日 (島津) 久豊(花押)

(異筆) 一応永廿一年 (切封)

(ウハ書(久絶)) 一 久豊

(付箋) 一 比志嶋殿

390〔島津久豊書状〕比志島(旧記前) 文書(二五)

祝言事旧候了、抑伊集院方依被悔前非候、同心仕候、御方様事、如前々申談候上者、於于生涯相替申事あるましく候、伊集院方先知行之事候へハ、無心元もやおほされ候すらんと如此申候、日本国大小神祇・伊勢・熊野・天神・八幡も御罰候へ、令申談候分、違篇之儀あるましく候、委細者使者可申候、恐々謹言、

三月廿三日 (島津) 久豊(花押)

(異筆) 一応永廿一年

(ウハ書) 一 比志嶋殿

(付箋) 一 八代久豊御年四十之時御書也

391〔鹿兒島郡内宮地田島并御得分注文〕載本田(旧記前) 元親譜(二五)

鹿兒島郡内宮地田島并御得分事、

一所七百分文 いしきのたうけんかやしき (伊敷)

一所八百分文 同所たうせんかやしき (田上)

一所七百分文 たかミたうせんかやしき (田上)

一所五百分文 同所四郎ひやうへかやしき

一所老貫文 ひらのかくけんかやしき (小野)

一所二百分文 おのにあり

- 一所五百文 みなくちのやしき
- 一所一貫文 たてのゝきたのその
- 一所八百文 かうすきのせと口たん六かやしき
- 一所六百文 同所せんかんのやしき
- 一所三百文 さよみさか
- 一水田の分

- 一町御ようさく代四貫文
- 一町三反代四貫九百文此内五段ハ御百姓給候、八段代ハくはうへめされ候
- 以上せに十六貫文此内五貫五百文御ひやくしやうかと五のゆるしもの、五貫文御ようさくの分

くはうの御とくふん六貫四百文

若宮

- 一、神田の分
- 一所八百文 にしのあまりふくしやうしよりの(福昌寺)
- 一所二百文 わかみやその(田上)
- 一所八百文 たかみのわかみやのまつてん
- 一所百文 はたまほり
- 水田七反代貳貫五百六文 まつてん

以上四貫四百六文 若宮まつてんにて候

- 一、みや地の内よそへ御つかハし候分
- 一所七百年 かは山との御かりや(樺山殿)
- 一所七百年 いちゝとのゝめんの分(伊地知殿)
- 一所七百年 ひらたとのゝかりやの内(平田殿)
- 一所六百年 やかミとのゝ御せん(矢上殿)
- 以上二貫七百年

惣都合廿二貫八百六文

応永廿一年七月廿五日

392 (島津忠国宛行状) 阿多(島津本旧) 文書(記前三四)

薩摩国鹿児島郡内中村・郡本、為料所宛行処也、然者早任

先例、知行不可有相違之状如件、

応永廿四年二月六日

忠国(花押)

町田飛驒殿

393 (伊集院道応頼久知行宛行状) 入来院家文 奉宛行、薩摩国満家院内中俣同西俣、谷山郡内田村別坪紙付 在之、然者、早任先規、知行不可有相違状如件、

応永廿二年九月廿日 道応(花押)

(重長)
清色殿

394〔伊集頼久寄進状案〕廣濟寺文書(旧記前)
(二五)

奉寄進

薩摩国満家院内寂照庵之遺路田嶋等之事、

右依有志、広濟寺之長老崇梧西堂二ゆつり与へ申候、但長

老と申談子細有て、了円都寺之寮之しゆり料として、限永

代寄進申候也、此在所において一言之いらんわつらいお申

候するものハ、道応か子孫たるへからす候、仍為後日如件、

応永廿九年八月十八日
(朱)〔伊集院頼久〕
道応判

395〔大寺元幸寄進状〕福昌寺文書(旧記前)
(二五)

奉寄進

谷山郡中村之内

松木園一ヶ所

并大勢之内水田二段

右彼地者、雖為給分之内、依有志、為父幸春禪門菩提料、

奉寄進建忠寺所也、若於彼地違乱輩者、不可為元幸子孫、

仍為後日、寄進状如件、

応永卅二年三月廿日

中世關係史料(古文書) 一

(朱)〔元久公御家老〕
大寺美作守幸
美作守元幸(花押)

396〔蒲生忠清寄進状〕福昌寺文書(旧記前)
(二五)

奉寄進

薩摩国鹿兒島郡武村内宮丸崎五段并谷山郡和田内并尻五段

事、

右旨趣者、為父道語菩提料、取進大檀那源貴久加判、所奉

寄進建忠寺也、仍寄進之状如件、

応永卅二年六月一日
(朱)〔御家老蒲生美濃守忠清〕
美濃守忠清(花押)

397〔吉田兼清寄進状〕福昌寺文書(旧記前)
(二五)

奉寄進

薩摩国谷山郡中村之内森田五段亦権現堂前

五段 已上水田壱町并三隅園壹ヶ所之事、

右彼所領者為父了円禪門菩提料永代所寄進建忠寺也、雖

然為後代所進本寺大檀那源貴久加判也、次万雜公事諸役

等悉停止之、於兼清子孫聊不可有違乱候、仍寄進状如件、

仍為後日、寄進状如件、

応永卅二年乙巳六月廿日

二五三

(朱)吉田御家老也
若狭守兼清 (花押)

398 [沙弥尼正智寄進状] 福昌寺 (旧記前)
文書 (二五)

奉寄進

谷山郡山田之村大河内之内水田岩下三段之事、

右彼水田者、為正智禪尼菩提提、奉寄進建忠寺処也、但此

水田本物返三貫文之売得之所也、自然本主被請候者、彼本
物之料足、寺家可被召上候、仍為後日状如件、

応永卅二年乙巳十月廿七日

沙弥尼正智 (花押)

399 [島津好久寄進状] 福昌寺 (旧記前)
文書 (二五)

寄進申

(奴力) (段力)

薩摩国給黎内枚久見塩屋一取所錢一貫文一年中所上塩十六
事、為和泉清峯泉公大禪定門追善、同国谷山建忠禪寺所申
寄進也、於此在所、聊不可有違乱、仍寄進之状如件、

応永三十三年正月廿六日

(朱)守護代

薩州

藤原好久 (花押)

400 [祢寝玄清寄進状] 福昌寺 (旧記前)
文書 (二五)

奉寄進

薩摩国谷山郡本中村之内水田五段 三反山本
二反鉢田、

右彼所領者、為明山禪門追薦、(善力)奉寄進賢忠寺所也、万雜公
事諸役等停止之、於祢寝子孫、聊不可有違乱、仍為後日寄
進状如件、

進状如件、

応永卅四年八月三日

(朱)祢寝

沙弥玄清 (花押)

401 [本田重恒寄進状] 福昌寺 (旧記前)
文書 (二五)

(島津忠国)

(花押)

薩摩国鹿兒島郡西田村内宮地園三ヶ所事、

右限永代、所奉寄進賢忠寺也、万雜公事者、令停止之、仍
寄進状如件、

寄進状如件、

応永卅二年八月十日 (朱)『本田信濃寺』
藤原重恒 (花押)

402 [本田安了寄進状] 福昌寺 (旧記前)
文書 (二五)

(島津忠国)

(花押)

薩摩国鹿兒島郡花棚内水田一町事 三段水上、五段溝
副 二段後木田、

右旨趣者、為安了後生菩提、限永代、奉寄進賢忠寺也、万
雜公事諸役等者、所令停止之也、仍寄進之状如件、

雜公事諸役等者、所令停止之也、仍寄進之状如件、

応永三十二年八月十日 (朱 本田) 沙弥安了 (花押)

403 〔比志嶋了幸讓狀〕 福昌寺 (旧記前) 文書 (二五)

ゆつりわたすちやくし二郎四郎義清か所□さつまの国満
家院の内比志島・西俣・河田・城前田・上原園以上五ヶ所
の所りやうしきハ、河内入道了幸重代さうてんの本領也、
しかれハ度々のあん(安堵御教書)とみきしよ・京都関東御下文・代々の
ゆつり状一紙の(も脱カ)こさすあいそへて、義清かゆつりわたす事
寔也、たゞし比志島内水田菌すこしつゝ、きやうたいとも
にゆつる也、かのちニおいてすこしもいらんわつらひを申
され候ハ、了幸か子孫儀あるましく候、仍ゆつり状如件、
応永卅二年十月廿九日 (久範)

比志嶋河内入道了幸判

404 〔比志島久範置文〕 比志島 (旧記前) 文書 (二五)

この状一つ公方にまいらせおき候間心えられ候へく候、手
つきの状したい文おくり給るへく候、

□うに所領共ゆつり申候事、子細なく候、さりなから身
かいて候つるほとたにも□身の無念ニ存候事のミな
らてうけ給はらず候、まして後ハさこそわたり候はんすれ
と存候、きやうたいともにすこしつゝおもひあて候ところ

二なに事候ても、いらんわつらいを申され候ハ、日本国
中仏神ことには八幡大ほさつ・山王(権)こけん・天神(謙)・すわの
御はつ候へ、了幸か子孫儀あるましく候、ゆつり状なんと
もみなほくたるへく候、かまへてく、身のあとをもとい
候はんなんと候ハ、おほせあるましく候、きやうたいとも
ふひんニおほせ候て、うれしく存へく候、後のためかきお
き候也、

応永卅二年十月廿九日 (比志島久範) 了幸 (花押)

405 〔島津忠国置文〕 福昌寺 (旧記前) 文書 (二五)

(島津忠国) (花押)

定置

宝泉山賢忠寺四至堺之事、東西者自上山古城岸限佐字津田
後北長迫之奥、北者限主山後高尾佐字津田方者限年来島荒
野分皆可為寺山也、右北方至行松之内畷獵芻蕘畊芸停止之、
并寺前者自佐字津田前限上山尾崎渡瑞(瑞)、殺生制之、若背此
旨輩、可処重過者也、仍為後日之状如件、

応永三十五年二月十八日

406 〔慈栄書狀〕 比志島 (旧記前) 文書 (二五)

悦存候多つしうといしうみんと(虫クヒ)の□にも御たてわかりあり

る事候はん時ハ、ちかうにおよハす候、其外の事におき候てハ、向後御大事□□ハ身の大事と可存候、御同心ニ候ハ、恐悦候、このてういつハリ申候ハ、あふきたてまつり候正八まんの御はちをまかりかふるへく候、恐々謹言、

卯月廿二日 慈栄(花押)

比志嶋河内殿

昨夕川口より罷帰候春山之事、無念此事候、同前候歟、今度世上愚身一大事候、本末可為御志候、心落候、可被意用候、憑入候、伊集院方今程取乱ニよて無沙汰之事ハ承候て、可被候歟、いか様近日之間、一身罷越候て談事可申候、恐々謹言、

(朱)永享初力

七月一日

(島津忠国)

貴久(花押)

比志嶋殿

407 [比志嶋久範売券] 比志嶋文書

□□うりわたし申候水田の事、□□まの内こたへ道下三反ねんく一石二斗の□□しろのかハリ五貫文にて本物かへしに□□申事実也、三年すき候ハ、取候て本物のかわりにてうけ申へく候、この水田ハとくちのかい候てもたれて候をかり申うり申候、うり申候、なん時も、本物かわりをまいらせ候時ハ、かへし給わるへく候、本物まいらせず候□□候ハす候か、いらんわつらい申ましく候、仍為後日状如件、

正長二年つちのとの 二月廿八日 丁幸(花押)

(比志嶋久範)

409 [守秀坪付]上原氏(旧記前)文書(二六)

谿山中村之内
三町はきあいの門
鹿兒嶋之内あらた(荒田)うきめ
一町さいくまち
并鹿兒嶋小野之内
六反甘いわ下の門
并原良之内

五反 おき

二反 鳴めぐり

并さうむたの内

二反 寺地

408 [島津貴久忠国書状] 比志嶋(旧記前)文書(二六)

境目之様懇ニ可承候、

并いつミさきの内〔朱〕「今ノ上山寺アタルカ、島津山城守忠朝入道道聖モ鹿兒島ノ泉崎ニ居ラレシ事、旧記ニアリ。」

五反

以上水田六町廿

永享四年五月十三日 守秀〔花押〕

410〔島津貴久〔朱〕起請文〕正文在比志島監物範員〔二六〕〔旧記前〕

一、右意趣者、世上如何躰雖転変候、無二心可憑存事、

一、此刻忠節、於生涯不可忘申事、

一、如此申承之上者、不慮之和讒、凶害申事候ハ、直ニ

可申披事、

若此条々偽申候者、伊勢天照大神宮・諏方上下大明神

・八幡大菩薩、可蒙御罰候、

永享二年五月十五日

〔島津忠国〕
貴久〔花押〕

比志嶋殿

411〔比志島義清置文〕比志島〔旧記前〕文書〔二六〕

嫡子大房丸所ニ、薩摩国満家院の内比志嶋・西保・河田・城

前田・上原蘭五ヶ所の惣領職ハ源義清重代さうてんのち也、

中世関係史料〔古文書〕一

しかれハ関東安堵御下文・代々のてつきの状等をあひそへてゆつりわたすところ也、方々の御くうし等ニおいてハ、せんれいのむねニまかせてきんしすへし、以此旨、永代無相違可知行状如件、

永享二〔二六〕六月一日 源義清〔花押〕
〔比志島〕

412〔本田重経・平田氏宗寄進状〕福昌寺〔旧記前〕文書〔二六〕

建忠寺御寄進

坪付

三段 光長之内 大キヤウ

二段 同名 木佐木

二段 乙松名 木佐木

二段 同名 外蘭田

以上水田一町

〔朱〕『忠国公御家老 平田美濃守』

永享六年〔享〕 氏宗〔花押〕

正月廿六日

〔朱〕「本田信濃守」
重経〔花押〕

413〔小旨熊一売券〕福昌寺〔旧記前〕文書〔二六〕

よふくあるによつてうりわたし申候本せんかへしの水田

二五七

の事、

合五反者、

右件の此すいてんハ、たけの内大ミつまち五反代のよふと(用途)

う拾貫文にさため候て、西郷殿へうりわたし申候事実也、

三ヶ年内ハうけ申候ましく候、それすき候てなくときも、

ありかりに本せんをかへし申候てうけ申へく候、そのとき

いさゝかいらんわつらい仰られましく候、仍為後日状加

件、(花押)

永亨六年甲寅四月廿三日

小旨熊一 (花押)

414 〔西郷親算寄進状〕福昌寺 (旧記前) 文書 (二六)

奉寄進鹿兒嶋郡武之内水まち

已上五段事、

右此水田者、代用金十貫文質券申定、為二親、施入福昌寺

聖僧侍者寮、以為年年定坐之茶料者也、何時も自本之被請

候する時者、以本銭利田地、御方便有度候、為後証、質券

状相副申候、仍状如件、

西郷前參河入道親算 (花押)

永亨六年甲寅八月廿九日

415 〔石井忠義寄進状〕福昌寺 (旧記前) 文書 (二六)

下大隅市木内八郎次郎塩屋一年貢三貫文定、為是父道亨、

奉寄進福昌禅寺事実也、如此条塩屋万雜公事、到于子孫不

可相違候、仍寄進状如件、

永亨六年甲寅十月廿九日

平石井平次郎忠義 (花押)

416 〔本田氏親置文〕(旧記前) 文書 (二六)

鹿兒嶋諏訪大明神祭礼法様之事、

陸奥守貴久御代二頭殿居頭と云事始也、此根本ハ日本国の

祭心也、頭殿ハ勅使居頭ハ上使也、七月一月之間頭殿之儀

或ハ勅使会釈之儀也、号頭殿事ハ、公卿藏人勅使之心也、

号居頭ハ、上使なれハ、諸衆之上二居心也、頭屋之寄頭

也、しかれハ祭之日天下之為御祈禱、頭殿御幣次為国之祈

念、居頭御幣次二三ヶ国為祈念、貴久御幣如是心也、末代

迄、此旨を存知、嶋津家を扱は能々可致奔走者也、為子

孫、書付置者也、

永亨十年戊午五月七日

本田信濃守 氏親判

右書付、先年今井松閣写置候由、被差出御記録所へ写有之

候処、元祿九年子四月廿三日之夜御記録所焼失之節、右写
正文焼失候、右之正文ハ何方へ可有之哉、不相知也、

417〔福昌寺仏殿造営奉加帳〕
〔旧記前〕
〔二六〕

福昌寺仏殿造営之勸進

奉加 馬壹疋 沙弥存忠 (花押)

代錢三拾貫文、此外

五拾貫者棟木牌為也、

拝錢也、

奉加 馬壹疋 藤原貴久 (花押)

代錢五貫文

奉加 馬壹疋 近江守忠臣 (花押)

代錢五貫文

奉加 馬壹疋 安芸守教宗 (花押)

代錢三貫文

奉加 馬壹疋 大隅守重久 (花押)

代四貫文

奉加 馬壹疋 興長兼清 (花押)

米三石三百疋

奉加 馬壹疋 藤原重恒 (花押)

代五貫文

奉加 馬壹疋 沙弥禪祖 (花押)

代錢三貫文

奉加 馬壹疋 安芸守武味 (花押)

代式百文

奉加 馬壹疋 遠江守久主 (花押)

代錢壹貫文

奉加 馬壹疋 彈正少弼重長 (花押)

代式貫

奉加 馬壹疋 中務少輔知久 (花押)

代錢貳貫文

奉加 馬壹疋 周防守久兼 (花押)

代錢三貫文

奉加 馬壹疋 藤原久直 (花押)

代式貫

奉加 馬壹疋 藤原明熊丸

代三貫

奉加 馬壹疋 源 元正 (花押)

代三貫

奉加 馬壹疋 建部親宗

第三部 中世關係史料

代貳貫

奉加 馬壹疋

比志島
源 義清

代錢壹貫文

奉加 馬壹疋

蒲生
美濃守忠清

米三石

奉加 馬壹疋

税所
左馬助敦弘

代錢貳貫文

奉加 馬壹疋

佐多
伯耆守久親(花押)

代錢貳貫文

奉加 馬壹疋

和泉
沙弥光朝(花押)

代錢壹貫文

奉加 馬壹疋

井口
左近將監仲保

代錢三百文

奉加 馬壹疋

杉
參河守保則

代錢六百元

奉加 馬壹疋

知色
下野守守保

代百文

奉加 馬壹疋

上村
図書助貫保

百文

奉加 馬壹疋

平山
越後守武豊

代貳貫

奉加 馬壹疋

高城(マ)
津根守武宗

代壹貫

奉加 馬壹疋

餅田
紀 武井

代貳貫

奉加 馬壹疋

財部
左馬助国盛

代貳百疋

奉加 馬壹疋

平世
信濃守武子

代錢六百元

奉加 馬壹疋

甌
美濃守義武

代三貫

奉加 馬壹疋

隈本
酒井久宗

代百疋

加奉 馬壹疋

築瀬
酒井元為

代百疋

奉加 馬壹疋

加治木
沙弥寛統

代錢貳貫文

奉加 馬壹疋

祢寝
沙弥立清

代錢貳貫文

奉加 馬壹疋

祢寝
建部毗沙房丸

代錢三貫文

奉加 馬壹疋

美作守元幸 (花押)

奉加 馬壹疋

播磨守良忠

代錢壹貫文

奉加 馬壹疋

沙弥 久阿 (花押)

奉加 馬壹疋

右馬助重宗 (花押)

代錢壹貫文

奉加 馬壹疋

越後守久元 (花押)

奉加 馬壹疋

左近大夫忠元 (花押)

代錢壹貫文

奉加 馬壹疋

豊後守元忠

奉加 馬壹疋

豊前守好資

代錢三貫文

奉加 馬壹疋

藤原久家

奉加 馬壹疋

忠豊山田

代五貫文

奉加 馬壹疋

因幡守頼元

奉加 馬壹疋

藤原武久

代五貫文

奉加 馬壹疋

豊前守兼永 (花押)

奉加 馬壹疋

左衛門尉重持

代三貫

奉加 馬壹疋

信濃守幸定

奉加 馬壹疋

杉板五百枚

代貳貫

奉加 馬壹疋

酒井親久

奉加 馬壹疋

紀 忠正

代錢三貫文

奉加 馬壹疋

平五郎丸

奉加 馬壹疋

平 種惟 (花押)

中世關係史料 (古文書) 一

代耆貫

奉加 馬耆疋 伊集院 沙弥道応 (花押)

奉加 馬耆疋 肥後 藤原豊盛

代錢五貫文米五石

奉加 馬耆疋 肝付 河内守兼元 (花押)

奉加 馬耆疋 田代 建部助信 (花押)

代錢五貫文

奉加 馬耆疋 長野 中原助豊

奉加 馬耆疋 小山田 大藏元平

代錢貳貫文

奉加 馬耆疋 長野 左京亮助家

奉加 馬耆疋 志々目 藤原義豊

大豆耆石

奉加 馬耆疋 福永 新藏人為勝

奉加 馬耆疋 大始良 藤原貴義

代錢耆貫文

奉加 馬耆疋 徳丸 平 久良

奉加 馬耆疋 浜田 藤原義藤

米五石

奉加 馬耆疋 小田 酒井久秀

奉加 馬耆疋 河田 紹 頭 (花押)

百疋

奉加 馬耆疋 石井 平 元義 (花押)

奉加 馬耆疋 佐多 浄了

百疋

奉加 馬耆疋 西村(息) 興長遺長

奉加 馬耆疋 和田 遠江守正右 (花押)

貳百疋

奉加 馬耆疋 北原 藤原久能 (花押)

奉加 馬耆疋 野辺 薩摩守盛任

百疋

奉加 馬壹疋

貳貫文

奉加 馬壹疋

壹貫文

奉加 馬壹疋

五百文

奉加 馬壹疋

五百文

奉加 馬壹疋

壹貫

奉加 馬壹疋

百疋

奉加 馬壹疋

百疋

奉加 馬壹疋

代錢壹貫文

奉加 馬壹疋

代錢壹貫文

奉加 馬壹疋

中世關係史料(古文書)一

和田 淡路守年則(花押)

野辺 小野盛治

野辺 尾張守盛光

野辺 美作守盛孝

長井 周防守利久

野辺 小野盛良

野辺 小野盛豊

忠正

胤雄

宗友

代錢壹貫文

奉加 馬壹疋 好久福崎尼

代米壹石

永享拾年之秋

奉加 米拾石

奉加 米四石

奉加 米四石

奉加 米四石

奉加 米四石

奉加 米四石

奉加 米四石

奉加 米四石

奉加 米四石

奉加 米四石

奉加 米四石

奉加 米四石

奉加 米四石

奉加 米四石

奉加 米四石

奉加 米四石

奉加 米四石

好久福崎尼

德林庵 祖仲

淨恵寺妙恵

418 (島津持久寄進状) 正文在(旧記前) 福昌寺(二六)

奉寄進

薩摩国鹿兒島郡坂本之内山下水田三段者、

右彼所領者、為寿山久公大師菩提料、奉寄進恵燈院所也、

若於此所有違乱輩者、不可為持久子孫者也、仍為後代寄進

之状如件、

永享十一年二月十八日 (奉) 守護代薩州 持久 (花押)

419 (福昌寺寄進状目録) 正文在(旧記前) 福昌寺(二六)

(卷) 一 押礼当寺三代仲翁和尚証判 守護代薩州持久加判

福昌寺慧院各々田畠寄進状

一、薩摩国鹿兒島郡花棚村之内琵琶内三段本田安了寄進

状、有義天御判、

一、薩摩国鹿兒島郡西田村之内水田五段益山傑叟寄進状、

為二親也、有義天御判、

- 一、薩摩国鹿兒島郡西田之村内水田二段住吉大明神義天御寄進之狀、

- 一、向島西堂之村平田重宗為玄親禪門寄進狀、有義天御判、

- 一、谷山福本之内住吉之内水田五段祢寢山本殿寄進狀、為円清禪門於河辺打死之時、

- 一、谷山中村之内水田一町平田重宗寄進 此内五段者、為慈母 有義天御判、

- 一、鹿兒島郡岳之村内水田一町蒲生美濃守寄進狀、有貴久御判、

- 一、向嶋野尻村貴久御寄進、為義天每日靈供、

- 一、向島赤水之内園一ヶ所高崎太伝禪門寄進、有義天御判、右彼寄進狀者、慧燈院殿・義大大禪定門各々有御判、依寺家回祿、彼重書失却、仍為停止万雜公事諸役等、本寺大檀那持久御判重而取置者也、若後代於彼寺領有

違乱時者、以彼狀可有沙汰者也、

(享) 永亨十一年二月十八日

前惣持中翁老柄誌 (花押)

420 〔島津持久寄進狀〕 安養院 (旧記前) 文書 (二六)

奉寄進 諏訪大明神

鹿兒島郡上伊敷流田之内門田三段

(大カ) 此内一段嶺火樂寺稻荷、

同二段諏方田二氣之彼岸、

御祈祷大般若經、於于御拜殿、可有転読狀如件、

永亨十一年六月吉日

(島津) 持久 (花押)

諏方座主律師慶任房

421 〔島津持久宛行狀〕 載本田重 (旧記前) 恒譜中 (二六)

- 一、嘉吉二年壬戌三月十七日、自薩摩守持久、得溝辺六町

同城并向島之内有村 不知何故

○嶋津庄大隅方溝辺六町同城并向嶋内有村事、為給分、所宛行也、早任先例、領知不可有相違狀如件、

嘉吉二年三月十七日 (島津) 持久 (花押)

本田殿

422 〔島津持久安堵狀〕 正文在 (旧記前) 榑山氏 (二六)

日向国北郷嶋津并大隅国并薩摩国鹿兒島知覽内所々買得地等事、不可有子細也、早任先例、可令知行者也、仍為後日

(ママ状カ)
此如件、

嘉吉四年三月八日

持久 (花押)

(朱) 文安元年也

樺山殿

423 (藤原久景寄進状) 福昌寺 (旧記前)
文書 (二七)

奉寄進賢忠寺

薩摩国給黎院奴久見之内塩屋一之事、

雖然 (島津久豊) 義天御志深御座候間、彼在所奉寄進賢忠寺二所

也、仍万雑公事諸役等、悉停止之、於後々背此旨輩者、

不可為久景子孫、仍寄進状如件云、

文安二年乙丑十月八日

藤原久景 (花押)

424 (源義清讓状) 正文在比 (旧記前)
志島氏 (二七)

源義清讓渡

(立願) (丸カ)

讓渡孫千代房 □ 薩摩国満家院之内比志嶋・河田・西
俣・前田・上原菌以上五ヶ所惣領式事、

右件田畠山野、義清重代相伝所也、而間閑東之御下文・代
々手次之状、調度文書等不残一紙、孫千代房丸讓渡事実
也、此上八、任先例無相違可令知行也、於比志島田畠、少

々子共二千代房丸為恩相計也、所々ハ心安面々被知行仕候
者、对義清可為志候、仍状如件、

文安三年十二月九日 義清 (花押)

425 (島津立久加冠状案) 正文在比志 (旧記前)
島左京義時 (二七)

加冠

右加冠元服之事、任比志嶋孫太郎源立頼、

于時長祿三年少春十九日 立久

比志嶋孫太郎殿 (立願)

426 (島津立久寄進状) 正文在 (旧記前)
安養院 (二七)

奉寄進

諏訪上下大明神御灯油料田事、

薩摩国別府村河俣名内高倉門八段余 坪付別紙在之

右田園、雖狭少、敬志広博也、寄附之旨趣所以者、何為上

皇鳳永扇下、黎民豊樂、殊当敵退散、武運長久、寿齡龜

鶴、家門繁榮、国土康泰、如意吉祥故也、者迄于駟年、不

可有變易之状如件、

長祿四年卯月十六日

(島津)
藤原立久 (花押)

427 〔某坪付注文〕 入来田(旧記前)
中文書(二七)

谷山中村の内

山ノ藪ノ門

四反 西田ふる川

二反 こくれうのうと

四反 めくり町

五反 ほしく田

一反 土き田

ほし町 藪田

五反 三反浮免 まへ田

以上二町四反

荒田名之内

よこ手屋しきほしく

五反

以上

梅か谷屋しきするめん(きカ)

二反 はき田

畠地 なたうら

中嶋ノ屋しき

三反可 中嶋田

三反 浮免 竹ノ下

一反 たかノつくり

以上八反卅

長祿五年二月廿五日

萩野殿

428 〔鹿兒島諏訪社祭次第〕 正文在(旧記前)
安養院(二七)

鹿兒島 諏方御佐山之御祭之次第、

寛正六年自乙酉始之

乙酉年 中村、郡本、田毛

丙戌年 河上、下伊敷、

丁亥年 谷山之中村、坂本、

三番 谷山之福本

戊子年 田上

四番 永吉 谷山之和田

己丑年 花棚 西田 谷山之五ヶ別府

五番 東之別府 谷山之山田

庚寅年 次牟田 西之別府 原良

六番 塚原 毛野 小野

辛卯年 上伊敷

七番 犬迫

以上七廻右具在前

同五月之御祭之次第

中世關係史料（古文書）二

自同年始之

乙酉年 山田図書助 原良之平之門

丙戌年 大德寺 田上 小牧 永吉

丁亥年 梶原源次郎 東別府

戊子年 大寺千徳丸 沢牟田

乙丑年 有馬 皆房之村

以上五回具在前

札買之作法、別紙汪之、云神慮、云天役、不可有怠慢者也、

本田治部少輔

宗親（花押）

1〔島津忠昌寄進状案〕
（旧記前）
（編三〇）

奉新造立

小城殿一字之事、

右旨諷者、薩隅日三州之節度使藤原忠昌累年之所勞未得快氣、於干爰偏非奉憑先祖之擁護者争頓得平渝乎、由是忠

昌抽信心之丹悃令新造一字社檀、以真勝院殿大岳誉公居

士奉崇小城殿之神処也、為彼燈明田奉寄進坪付、於所

願成就者此燈明田之事、永代不可有退転、益彼宮之事者

安養院連続之院主可被執務者也、仍為後訂寄進状如件、

明応六年十月廿七日 忠昌御判

2〔奈良原助八親戚贊〕
（旧記前）
（編三一）

奈良原助八死後親戚図繪其影有贊曰、

奈良原道三真贊

奈良原助八公者譽旅力過人武勇出群、其祖父出乎藤氏、山城州賀茂郷人也、越乎永正五年戊辰春二月十有五日丁薩隅日

三州刺史前奥州太守忠昌王君俄執智刃以自殺、然而助八公亦同廿日早辰告慈母曰、吾以故從亡君而暫遊矣、須更而坐于(奥力)福昌寺門之梗楠木之下而弓翕於樹下結以一筆之手書焉、蓋取別於諸友者歟、即提利刀割腹、看来電光之顫剪春風回、其告父兄曰、吾重君恩而輕一命而已矣、言畢而逝矣、人皆貴其膽、又感其忠、吁千古萬古豈有如斯事也耶、其贊曰、行年廿有五兮、其人雄而英強弓過羽毅兮、一弛不受撤常以忠義氣兮、曾中藏萬兵自殺、奉主君兮、重名命已輕、昔二客自刎兮、穿塚從田橫、吁嗟斷死節兮、使人病之生、

于時永正第七歲舍庚午五月廿日

鳳城山人以安光建婁于巢松軒下、

3〔宗祇書狀〕喜入氏(旧記前)
文書(編三一)

去五月十三日尊書謹拝見仕候、先以御珍敷忝存候、抑從御屋形樣預御書候、不存寄御音信畏入存候、仍緞子二端・繻子一端拝領仕候、何モ上品与見候間、過分之至ニ候、併御意得奉憑候、將又去年屋形樣之御発向大磯殿被致合点之由承候間、乍斟酌応命心中ニて付墨申候キ、今後モ定而御句被下候而御尋之事モ哉卜存候処ニ、無其儀候、残多存候、但当年者老耄仕候而被下候共分別難申

候間、せめての事候、雖然御句殊勝候ツル間弥拝見仕度存候、如此申候得者御句ニ而候程ニ褒美申様ニ思召候半哉、兩神モ照覽候得、心中之無為候、加様ニ申二モ只御数寄も増長候様ニト存心中候、主人之御数寄候得者道者必繁昌スル事ニ候間、申事ニ而候、次雖憚千萬候、扇十本・筆百管・蘇香門七両進覽候、此扇之歌者三条(亞)悪相・姉小路宰相殿被遊候、又美濃紙三束・狸毛筆廿管、長老様江進上申候、折節人々志候間、昆布百切、是ハ長老様之御茶子ニ成候へかすと存候心中候、加様ニ馴々敷事其恐千万候、去春之状にも如申入候、早隱居仕候而心安候、何となき御志などをも已後ハ思召寄間敷候、老後之事者心安さま候、衣鉢も照覽候得、此申状を被聞召入候者畏入可給候、返々去年拝領之内三両余之沈于今難忘長存候、心中大概成書記令申候、返々屋形樣への御礼憑存候、恐惶敬白、

八月十八日

宗祇

拝進福昌寺衣鉢禪師

4〔某書狀〕

福昌寺(旧記前)
文書(編三一)

欽呈上、

嗣承字八天祐、諱八宗津、洞山二十七葉、

嗣前福昌龍室從、々嗣泰雲琮、々嗣心巖信、々嗣中翁邦、

々八嗣大寧竹居猷、々八嗣福昌開山石屋梁、薩州鹿兒島郡

玉龍山福昌禪寺廼藤氏島津恕翁忠公為檀度而創建之精盧

也、藺慕石屋之法道推之為之開山祖、而堂宇具體崇師之道

化、猶一活仏祖塔号智日、其院号惠燈、院之左辺二有坐禅

石、瀑布触之則四時吹雪也、臣僧天祐見性于茲矣、又以興

国大清宣德之三精舍為之兼任、臣僧十七歲僑居于南禅内帟

雲院南院国師塔下、鬪螢雪之勤、泊乎有日二十歲求過商量、

扣箕外禅於紀州鳳生寺而露宿風飡尚要遍參、攀通幻風於丹

陽永沢嶮、而霜苦雪煎終因為藤氏季族、後帰薩之錦里、蚤

二親近於祖翁泰雲、雖触玄機、受印証乎今ノ龍室師、々事

之自爾以降寅脯之候軀無離衣、昼誦夜禅脇弗潤席、且夫翼

匡徒扶起宗也已矣、抑亦從龍室翁厥行李底不遑日記之、早

歲遍歷九州中国勘破仏法塵細、然御長養有季矣、但族之其

姓不同系而嗣法於泰雲琮者也、余不異録于前、於是今茲穉

八月当檀越懇翁一百遠諱、仍吾山徒弟胥議日偶際北辰、忝

蒙両翁之徽号、永欲為祖門光輝云爾矣、龍雲寺即龍室見住

也、欽需誠懼誠惶頓首々々、

永正第六八月日

中世關係史料(古文書)二

5 (權大僧都法印賴清契狀)

大乘院(日記前)
大書(編三一)

龍巖寺坊津莊嚴寺伊集院大興寺鹿兒島門徒一味契約事

一莊嚴寺之開山者良範法印、同二代号精範僧都、爰龍巖寺

第五代之祖賴憲法印者精範之舍兄也、依之良範・賴憲堅

令約諾俱成師資之契約、両師相互令法流相承給、是偏以

門徒一味之儀未來永々互法流可有扶助方便之契約也、然

賴憲高野御住山第三度目也之時、精範依有高野參詣之立

願之子組、令同道登山立願成就之後、下向根来寺宿坊宝持院

令他界訖、其終焉之砌莊嚴寺之事、後々可為賴憲法印之

御進退之由以精範自筆書讓狀進上懇憲其狀于今龍巖寺在之、依之

賴憲下向之後莊嚴寺之事、數々年令進退、其後以彼寺令

付属覺盛法印、從其已来于今彼弟之相統二而無退転任開

山之本意、守法流門葉繁昌、

一伊集院衆徒中各以莊嚴寺可被仰本寺事、

夫諏訪原其外之者皆良範・精範之為弟子分在々所々独住

就立久之御代、以彼方之被集諏訪原之一所令建立十二坊

給畢、去問皆以莊嚴寺之門流也、於末代不可背此旨、縱

自他所雖有来住方以莊嚴寺可被仰本寺、其故者入所隨所

事是世間常捷也、敢不可有異義、門弟等堅守代々血脉相

承之旨、不可乱門徒法度、

二六九

一伊集院衆徒中於伝法灌頂曼荼羅供・御影供者如前々以莊嚴寺之本堂可定会場、更於別所不可被構道場、是偏崇祖跡為合法流敬重也、更非結界壇地之道場、何輒儲法筵乎、或構堂社、或料埋私宅開蜜壇事、輕賤之義皆以法滅之因緣也、努々堅可有禁制、

一大興寺者御屋形様忠治之御代二号大覺寺殿義昭大僧正之御菩提所建立之伽藍也、龍嚴寺坊津賴憲法印之時弟賴政之開山也、然則於良範之御法流者良範・賴憲・賴政次第相承明鏡也、依之於彼三ヶ寺者、後々末代以門徒一味之義堅可有門中法度之成敗、若於違乱輩者頭蜜之法会俱以不可有会合、仍三箇寺衆徒中令同心追加掟如件、

永正七年庚午十月十九日

權大僧都法印賴政（花押）

一見候了忠治（花押）

6〔島津忠治証狀〕大興寺（旧記前）
文書（編三一）

薩摩国鹿兒島郡大興寺之事、

右件之寺者征夷大將軍義持御舍弟大覺寺殿於日州櫛間院御下向之事、至天下無其隱云々、于爰曾祖父陸奥守忠国依為京都之御下知難儀于時嘉吉元年辛酉
二月十三日御年卅七不慮之計無是非次第

也、然処為其子孫銘其恐肝故、奉請勅号權大僧都法印賴政定開基始祖号大覺寺殿御菩提所令建立大興寺畢、然者為忠治子孫者可存此旨、仍寺領在別紙至彼地萬雜公事諸役等皆以可有停止者也、況於他之妨哉者、証狀如件、

永正十二乙亥六月七日 忠治（花押）

7〔島津忠隆証狀〕福昌寺
文書（旧記前）
（編三一）

玉龍山福昌寺定法之事、元久草創以來既誓狀有之上者可守先例之外無他事、然処至忠隆代而国家怨敵之族一旦憑寺家而罷出之刻、慮外之狼籍出来無是非次第也、但非自身之發起、雖然手之者所行之企所帰一身歟、迷惑不過之、於茲重而進一筆者也、然者至福昌寺末寺末庵縱雖大犯三ヶ条之者、走入不可及刃傷之儀、況於于本寺之領等哉、已如此悔先非以申出之所、若背此旨輩者、不可為忠隆子孫之至孝者也、仍為後日之狀如件、

永正十二年拾一月廿七日 忠隆（花押）

進上 福昌寺

侍衣禪師

8〔島津忠隆証狀〕（旧記前）
（編三一）

薩摩国鹿兒島郡大興寺之事、

右寺建立之旨意趣并寺領定法等之儀、去永正十二年六月七

日忠治之状在之条、尤所庶幾也、然者至永代可守此旨之外

無他事、萬一於違乱之輩者不可為忠隆子孫之至孝者也、仍

状如件、

永正十四年丁丑八月廿七日 忠隆（花押）

9〔智法左禪師書状〕

福昌寺（旧記前）
文書（編三一）

人民の事所頼候、

永正八年辛未六月就 屋形出陣候夫丸十人立候札、当寺無

如此之例、雖然折節国家飢饉以外候間、依旁迷惑而誘書状

不可為已後之例由被申候間如此候、仍忠治并愚老之書慥相

副候て為証文略之、不可為後來例者也、

勅持賜智法左禪師（花押）

10〔仏智法照禪師証状〕

福昌寺（旧記前）
文書（編三一）

妙谷寺之事、以為

心巖和尚買地付与柱山和尚、其後泰雲和尚彼山付与僧、然

則雖可伝愚老之末孫敷割以寄付本寺福昌寺畢、可為住持之

進退者也、於已後若付与親賁之同宿一人事、不可有者也、

於後代背此旨輩不可為開山和尚并野僧之子孫者乎、仍状如
件、

永正十五年戊寅正月十六日

勅仏智法照禪師天祐（花押）

11〔智陸証状〕

福昌寺（旧記前）
文書（編三一）

大隅国曾於郡郡出名之内

谷頭之門 二反 一条 三反 道近 一反

堀町 辻之屋敷 二反 笠淵^{屋敷付} 二反 小祿

二反 小松田 畠地之分 五反 姫木 五反

西福寺

都合水田一町二反畠地一町

右彼田畠愚老百年之後年忌之半剂月忌之点心茶子可備每朝

仏餉并菓子者也、依為後日誌之、

現住福昌一門智陸（花押）

于時永正十八年辛巳孟穰十二日

12〔恕岳証状〕

福昌寺（旧記前）
文書（編三一）

為悦叟歡公禪定門祠堂物合而六斛之定、每年利分一石充礎

定置処如件、

玉龍山福昌禪寺常住

怒岳老拙（花押）

13 〔祁答院重武書狀〕（旧記前編三二一）

誠御慶重疊、仍此前令啓候處、御丁寧之御返事今又御懇

之至、先以畏入候、路次忍得候ハ、以使者雖申入度候、

不輒候条、先刻真幸迄細碎申候、其分被相達候由承候、

満足候、

一金吾江連々被仰合候由承候、近来可然候

一初千代殿様へ御音書之通承候、是又肝要存候、

一鹿兒島辺之躰者當時相聞候分者其方偏御誘候之由申散

候、新納殿其方御隔心被相成候由可然之由御校量共候な

る、定被聞召及候らん御心底も自然彼儀宜被思召候由追

而示給可有御心得候、

一蒲生殿（良唐）此方事連々心添申候通被聞召付御懇承候、今後ハ

雖不甲斐敷候、聊無余儀申談候、此故候らん、於今も少

も無如在之躰候、

一入来院東郷彼両所へ御心中之趣承候、尤候、此方へ被仰

合候上ハ是又不有餘儀候哉、早晚可為同前事二候哉、

一穎娃殿御舍弟様を養子之由初春之比伝説二承候、不知案

内事候間、直二御喜なと不申候儀、御兄弟御事欠、自今以後者常々可申通様二有度候、御心得前候哉、

一此堺之事指寄一途事者從有方暫与被異見共候間、先々任

彼儀候、何様追而細々可申通候哉、慶事、恐々謹言、

二月八日 嵐浦（花押）

肝付殿

御返報

14 〔島津勝久寄進狀案〕（旧記前編三三）

（勝久）（花押）

薩摩国鹿兒島郡於築山被崇給春日大明神奉寄進之地、平等

王院快瑜法印可有執務之狀如件、

享祿四年式月十九日 勝久

進上

平等王院

侍司

15 島津勝久寄進狀）（旧記前編三三）

（勝久）（花押）

満家院東俣大平木場之事、如前々平等王院江令寄附者也、

早任先例可有沙汰之狀如件、

享祿四年三月八日 勝久

進上

平等王院快瑜法印

侍司

16〔島津勝久寄進狀〕(旧記前)

(勝久)
(花押)

滿家院東保大平木場之事、如前々急平等王院江合寄附畢、然者就快瑜法印成歸寺於永々後代不可有聊尔相違、其外厚地四至傍尔之堺曩祖忠久如寄進、能々被令首尾、悉以平等王院快瑜法印可有執務者也、仍為後日之狀如件、

享祿四年三月八日

勝久

進上平等王院快瑜法印

侍司

17〔島津勝久宛行狀〕(祢寢右近)
(重永文書)(編四四)(編四四前)

於茄兒嶋為仮屋之地屋敷一ヶ所、同為仮屋付拾町所宛行也、早任先例可被領知之狀如件、

天文四年五月五日

勝久

禰寢孫二郎殿

18〔島津勝久寄進狀〕(本門宣親文書)
(島田記前)(編四五)(編四五)

一鹿兒嶋荒田名八十町

中世關係史料(古文書)二

一沢牟田名十二町

一向嶋地頭之事并嶽・藤野・松浦・さいたう・赤水之事、

今度之依忠節進之也、

天文

十二月廿四日

六年

本田紀伊守殿

勝久

19島津貞久袖判恕岳申狀

(福昌寺)
(舊文書)(編三四)(編三四)

(貴久)
(花押)

薩陽鹿兒島城玉龍山福昌禪寺者廼前奥州太守藤氏元久公創建古招提也、爰天文龍集丁酉季夏之間、丁國家喪乱寺既及久廢矣、雖然歲次己亥三春三州太府君藤原貴久公寄宇宿旧地寺領等以興其例敗、命老拙再現梵刹矣、由是証太府君於当寺中興大檀越矣、仍為後代邦君佳判申請永山門鎮護益仏日光加者也、

天文九年庚子三月如意珠日

福昌再住恕岳叟誌之

(朱印)

〔花押〕

20〔島津貴久袖判恕岳申狀〕(福昌寺)
(舊文書)(編三四)(編三四)

(貴久)
(花押)

薩之玉龍福昌禪寺廼前陸奥守元久公創建之古招提也、爰天

二七三

文龍集丁酉三月日丁国家喪乱寺既及久廢焉、雖然歲次乙亥之春太府君藤原貴久公寄宇宿旧地并寺領等、以再現梵刹、教野僧某與厥例敗焉、因是太府君証当寺中興大檀那、以立其功畢矣、仍為後代邦君之御判取置、為其証以永山門鎮台益仏日光加者也、

天文九年庚子三月如意珠日

福昌再住

怒岳 叟誌之 (花押)
[蓋判] [朱印]

21 (怒岳証狀) 長谷場 (島旧記前) 文書 (編四六)

薩之龍山者藤氏長谷場公之名字之地也、故其家門之禪侶在寺時者加常住之扶助為堪忍者也、仍証文如件、

天文十年辛丑八月時正

福昌住山怒岳老書 (花押)

御朱印二御判

22 (後奈良天皇論旨) 福昌寺 (島旧記) 文書 (前編四六)

當時為勅願之淨場、宜奉勅皇家再興之由、天氣所候也、仍執達如件、

天文十五年三月八日

權 (花押)

福昌寺住持和尚

23 (坪付) 福昌寺 (旧記後) 文書 (編二)

池上

權現領弓場之返地

坪付

鹿兒鳴郡之内

浮免

さうむた いち、又六先

一一反 塘のうと

永よし名 同先

一一反 ひのうら

以上四反

弘治四年正月吉日

忠克

忠倉

重秋

24 (坪付) 興国寺 (島旧記) 文書 (後編二)

興国寺領

坪付

大隅国帖佐郷之内山田之村寺師名

一 土堂廻之門

式段こくてん

一反冊 地しき

冊 堀町同所

五反 よこ枕

廿 堀町同所

十 ひやく田

廿口 ひらき

以上耆町口

弘治四年正月廿日 忠克

忠倉

重秋

25〔坪付〕興国寺（島旧記）
文書（後編二）

龍盛院領

坪付

大隅国帖佐郷之内

五段廿 上錦

四反卅 小川

以上耆町

弘治四年二月吉日

忠克

中世關係史料（古文書）二

重秋

忠倉

右地之事雖為料所之内、此刻闕所無之之条、先以令寄進、何様出来次第、重而別所へ可被繰替也、

26〔坪付〕善聚院（島旧記）
文書（後編二）

新寄進

小城権現領

坪付

隅州帖佐之内

益田門之内

一段 市ノ坪

弘治四年二月吉日

忠克

重秋

忠金

右地之事雖為料所之内、依無闕所之、先令寄進何様重而他所可被繰替也、

27〔島津貴久宛行状〕入来院（島旧記）
氏文書（後編二）

薩摩国鹿兒嶋之内犬迫名之事、依奉公所宛行也、早任此旨
可被知行之状如件、

永禄貳年己未貳月十三日 貴久（花押）

入来院加賀守殿

28 〔島津貴久宛行状〕入来院 旧記後
氏文書 編二一

薩摩国鹿兒嶋之内犬迫名之事、依奉公所宛行也、早任此旨
可被知行之状如件、

永禄三年庚申六月吉日 貴久（花押）

入来院加賀守殿

29 〔坪付〕興国寺 旧記後
文書 編三

龍盛院領

坪付

浮免

田毛名之内

冊 松原湊

以上

永禄九年丙寅二月吉日

村田越前守

經定

伊集院右衛門大夫

忠金

川上左近將監

久朗

30 〔喜入季久外四名連署状〕笑岳寺 旧記後
文書 編三一

薩州鹿兒島郡西田名之事、伊集院大和沙弥笑岳依勲功被宛
行内之水田竹崎式段為菩提所令建立笑岳寺可致寄附訴訟及
數度之条永々可被免許之由以御随喜被成御判訖、然間当職
之寄合中令加判者也、雖及縦彼地轉變、於右之式段者永代
不可有違乱之状如件、

永禄拾貳年己巳拾一月拾三日 川上上野

沙弥意鈞（花押）

村田越前守經定（花押）

三原遠江守重秋（花押）

伊集院右衛門大夫忠金（花押）

喜入式部太輔季久（花押）

笑岳寺 寄進状

上包笑岳寺寄進状奉行中

31 〔島津義久袖判伊集院孤舟証状案〕笑岳寺 旧記後
文書 編三一

（義久）
（花押）

薩摩国鹿兒島郡西田名事、為給分被宛行内之水田式段、愚老為來世依令致寄進之訴訟永々可蒙御免之旨申請義久様御判者也、自然右之地雖為転変、於竹崎式段者堅不可有相違候、仍証文如件、

永禄拾貳年己巳十一月十三日

伊集院大和守

沙弥孤舟

笑岳寺

上包笑岳寺寄進状

伊集院大和

沙弥孤舟齋

32〔島津義久寄進状〕妙谷寺（旧記後）
文書（編三）

薩州鹿兒島郡妙谷寺之事、依号菩提所向之鳴赤生原塩屋令寄附畢、於後代聊不可有違乱者也、仍証文状如件、
壱間

永禄十二年己巳十一月十三日 修理大夫義久（花押）

妙谷寺

上書
妙谷寺 修理大夫義久

33〔坪付〕興国寺（島旧記）
文書（後編五）

興国寺領

坪付

隅州帖佐郷之内

中世關係史料（古文書）二

住吉名
一平野園之門

五段廿 つく田

一段廿 同所

一反 同所

三段 同所

十 同所

十 同所

此内一反十ほり町

己上一町一段十

永禄十三年二月吉日

川上野沙弥

意釣

村田越前守 經定

三原遠江守 重秋

平田美濃守 昌宗

伊集院右衛門大夫 忠金

喜入式部太輔 季久

34〔坪付〕興国寺（島旧記）
文書（後編五）

薩州鹿兒島郡之内

田毛名
一水町之門

二段 はま田

四反 同所

八反 芋牟田

一町 牟田

十口 堀町
はし路

此内十口堀町

以上二町四反十口

此外一反堀町有

畠地

以上老町七段

永祿拾三年二月吉日

伊集院右衛門大夫

村田越前守

三原遠江守

平田美濃守

河上上野沙弥

喜入式部大輔

忠金

経定

重秋

昌宗

意釣

季久

龍盛院領

坪付

35 (島津貴久寄進状)

(福昌寺
文書)

(旧記後
編三)

薩州谷山郡福本名之内水田參段之事、福昌禪寺鎮守開山へ
依志願奉寄附、目錄別紙在之、永々不可及違乱之状如件、

元龜元年癸午九月吉日

陸奥入道伯圍(花押)

福昌禪寺

閣下

36 (坪付)

(安養院(島旧記)
文書(後編八))

鹿兒嶋

御諏訪領

坪付

薩州牛山院之内

浮免

大田名

八段

河志万

以上

天正三年乙亥

新納武蔵守

二月吉日

忠元

安養院

37 (宗運書状)

(旧記後
編八)

就福昌寺燒香從代賢東堂至玉宣寺度々御入魂候敷、就夫与風下向候、彼寺之事為悟宗和尚法孫於累年兼領小庵蟄居候、且者遠方、且者老身之条為檀家茂雖斟酌深重候、併石屋大和尚法燈之開地候之条、絶而加愚意候、在寺始終之間可被添御心事、偏可為本望候、委悉直可被遂向顔之条不能細筆候、恐々謹言、
(天正三年)
二月十二日

宗運 (花押)

伊集院右衛門大夫殿

御宿所

蕉夢軒

伊集院右衛門大夫殿

御宿所

宗運

伊集院右衛門大夫殿

御宿所

甲斐掃部頭

伊集院右衛門大夫殿

惟英

御宿所

39 [坪付] (旧記後編六)

戸柱大明神 寄進

坪付

薩州鹿兒嶋之内

浮

萩原名 參段 原田源右工門先

已上

天正五年丁丑二月吉日

伊集院右工門大夫忠棟

村田越前守經定

平田左馬助光宗

川上上野入道意鈞

喜入撰津守 季久

38 惟英書状 (旧記後編八)

其後者任無題目自然之樣候、仍玉宣寺与風下向候、彼寺之事、為悟宗東堂法孫年来於愛元滞在候、然者本寺之儀候之条、至福昌寺燒香無余儀之段、絶而加助言候間、始末每篇可被添御心之事、偏可為大慶候、此等之趣為可申入啓一行候、細碎可有直談之条不能詳候、恐々謹言、

二月十二日

惟英判

40 [坪付]

興国寺 (島旧記後編九)

新寄進

- 岡崎^名坪付
- 一上園之門
- 二段廿
- 二段年神免
- 六反
- 一段堀町
- 廿
- 二反卅
- 四反
- 廿
- 二反
- 卅
- 一反堀町
- 一反
- 一反
- 五段
- 十^口山神領
- 参段
- 一反廿
- 堀わり
- 宮田
- 名頭遊
- 竹下
- よこて
- つゝミ中
- もり江作
- 古河
- 西の丸
- 井料
- みもり
- 大牟田
- おくミの口
- 大むた
- たてミ
- 同所
- 大牟田

廿 同所

以上参町五段^口
 此内神領堀町井料四段十^口
 天正五年丁丑二月吉日

喜入撰津守
 秀久
 伊集院右衛門大夫
 忠棟
 平田左馬助
 光宗
 村田越前守
 経定
 河上上野入道
 意釣

41 [坪付] 南林寺 (島旧記
 文書 (後編九))

南林寺

新寄進

坪付

下大隅野里名之内

一中嶋一字不見門

老段廿^口ひ一字不見起

此内一反廿川

式段 榎木の本

老段 池王神領迫田

壹段 川成 屋敷の井

貳段 名頭用 前田

参段 卅 床水田

肆段 卅 江の本

伍段 卅 堀町 同所

陸段 卅 宮の脇

柒段 卅 かみはせ

捌段 比内卅川成 柿木の本

玖段 比内卅川成 桑木田

拾段 比内卅川成 道田

拾一段 比内卅川成 古河

拾二段 比内卅川成 惣合一町七段十

此内七段十神領堀町川成

天正五年丁丑三月吉日

伊集院右衛門大夫

村田越前守 忠棟

平田左馬助

川上前上野介 経定

光宗

川上前上野介 意釣

喜入撰津守 季久

以上

天正五年三月吉日

42 (島津義久寄進状) 興国寺 (旧記後) 文書 (編六)

寄進

興国寺殿御牌免之事

大隅国串良院之内岡崎名上園之門

坪付別帯在之

右先祖忠昌治世之刻、肝付依致不忠為退治雖進発不遂本意、空帰城、以其鬱憤辞世之儀、于今感慨不少、然処此度時節到来歟、横領之地属旧規上者、為彼御菩提、永代不可有変易之状如件、

天正五年丁丑二月廿七日

義久御判

43 (坪付) 興国寺 (島旧記) 文書 (後編九)

興国寺領

坪付

下大隅新城之内

峯岡名 奥江兵衛尉先

一ヶ所雲住庵屋敷

二反廿 屋敷の前

一塩屋 一間

以上

天正五年三月吉日

意鈞

光宗

經定

忠棟

季久

44〔喜入季久外四名連署狀〕
興國寺（島旧記）
文書（後編九）

為忠昌公御菩提串良院之内上園門之事、被成寄附、寔雖為少狹之地、被抽其懇情者也、仍地頭江諸役之儀除之畢、但国役武役之事者堅固可被相閉自之狀如件、

天正五年孟秋廿三日

平田左馬助

光宗判

村田越前守

經定判

伊集院右衛門大夫

忠棟判

河上上野入道

意鈞判

喜入撰津守

季久

興國寺

45〔島津義虎書狀〕
出水專修寺文書（旧記後編七）

去天正三年乙亥十二月廿五日關白殿前久様御下向之刻、到

專修寺被成尊宿、翌年三月十七日鹿兒嶋江被成、同七月二日還御之砌、又当寺江被寄高駕、同八月廿二日及御帰路、御滯在中、萬事被抽馳走之旨依尊感、当寺可被仰勅願所御一輪頂戴之儀、前代未聞、至我等茂大祝不過之候、然者今年^{戊寅}八月廿二日御綸旨被下賜之段珍重候、右之趣為祝言、

進此書候、恐々謹言、
（天正六年）
八月吉日

藤原義虎判

專修寺

上包專修寺

薩摩守

藤原義虎（花押）

46〔坪付〕
福昌寺文書（旧記後編八）

福昌寺領

坪付

薩州鹿兒島之内

浮免

武名
壱段
渡辺權介先
こなへ

己上

天正八年三月吉日

親貞

光宗

覺兼

經定

忠棟

右仏殿為再興從前代被寄附之地平松雖有之、依繰替相違畢、仍為其返地如斯、

47 (島津義久条書案) 南林寺
文書 (旧記後
編八)

一薩州鹿兒島郡南林寺之事

先考貴久公法名大中良等菴主為御菩提所定置也、宴二雖

為小伽藍、其敬志上ハ透覆憐々天下徹スル持載之地候

乎、因茲

一不論自他之国人此山中殺生禁断之事、

一於永々令寄附田園之事

坪付在別紙

一当座之及喧嘩可頼者任旧法可致其沙汰、於有不忠之輩

者、不憚寺内可成敗之、併兼テ難定事、

一寺家門外を不可致乘馬之事、

一対貴寺崇敬之儀向後不可存緩疎之事、

右条々為禁遏染筆畢者、於当家子孫者守此書可致孝行之

中世關係史料 (古文書) 二一

状如件、

天正拾年三月拾六日

修理大夫義久御判

南林寺住持永重和尚禪師

48 (豊臣秀吉禁制) (旧記前
編二〇)

禁制 薩摩国鹿兒島

一軍勢甲乙人等乱妨狼籍事

一放火事

一对地下人不謂族申懸事

右条々堅被停止訖、若於違犯輩者速可被処嚴科者也、

天正十五年五召

朱印

49 (豊臣秀吉書状) (旧記前
編二三)

至鹿兒嶋下着由尤思召候、随而緞子式十卷并醒々皮簑一到

来候、遠路旁懇情悦入候、猶石田治部少輔可申候也、

(天正十六年) 十二月十八日 (秀吉) (花押)

嶋津修理大夫とのへ

50 (島津義久書状) 福昌寺 文書 (旧記前
編二四)

一於門中或背師命、或師匠存生之間者構逆心死去之後其跡相統懇望之事、縱法跡雖為成就、曾不可有案堵事、

一至福昌寺不參之仁求縁者於公儀訴訟之段、又者於頭之儀雖申理、聊不可致許容事、

一寺家公役調事、雖為前代未聞依京法堅申渡者也、當時始諸門派中精可有勤仕事、

右条々至福昌寺為後証如斯、
天正拾七年仲春十六日 龍伯御判

上包福昌寺 龍伯

51 (島津義久書状案) (島旧記前編二五)

就在京之儀祈禱之卷数并別而黄金二両余到着、宴御懇切之段候、然者伊勘被仰定候条々、今度对蜜藏主具申達候、兼又關東表悉被属平均頼而可納御馬様子必定候、倍者我々下国茂今年中可相济候哉、旁以面可申談候、仍任見来縮一端令進之候、心緒計候、恐々謹言、

天正十八年九
七月廿五日 龍伯御判

福昌寺

(義久角印)

福昌寺領目錄

一田方五拾貳町七段三畝二步

分米五百廿七石三斗六合六步

一畠方九町五步大豆四拾五石二斗五升

一山畠卅四町八畝大豆六拾石九斗六升

田畠山畑合九拾五町八段七畝二步

右分米大豆六百三拾四石八斗六升

町田出羽守

天正廿年九月三日

久倍 (花押)

53 (島津義久袖判町田久倍書状案) (興国寺旧記後編一五)

在別奉如先々被仰付候、被令寺納、可被專興陸事肝要之由紙、恐々謹言、

天正廿年

九月三日 町田出羽守

興国寺

久倍判

52 (寺領目錄) (福昌寺旧記後編一五)

54 (寺社領書上) (島旧記後)

薩摩之内

鹿兒嶋寺社領

一 寺付廿參町三段參畝

一 上地四拾六町六反七畝

薩摩之内

谷山

一 寺付參町耆段耆畝參分

一 上地六町貳段貳畝參分

薩摩之内

伊集院

寺社是よりめんきよ但半役もあり

一 鹿兒嶋

一 大乘院

一 同莊嚴寺

一 同福昌寺

一 同安養院

一 同淨光明寺

一 同一乘院

一 穎娃

一 飯野

一 白鳥

中世關係史料(古文書)二一

一 同狗留孫 田數參町

一 隅之内 田數卅町

一 霧嶋 田數卅町

一 正八幡 田數卅

一 薩之内 田數四町

一 八幡新田宮 田數廿町

一 免許寺社領分

都合貳百町五段

天正式十年卯月吉日

55 (諏訪明神事入目) (安養院) (旧記後)

諏訪大明神御神事之入目

一 五斛 元日之御祭礼之分

一 八斗 三月三日、五月五日、七月七日、九月九日 此四月神樂分

一 四斗 二季之彼岸神樂分

一 耆石式斗年中拾貳月神樂分

一 五斛 御明油之分

都合拾貳斛四斗

社役之人數

一座主 拾石扶持分

一 香花之五人衆 耆人仁一石宛之扶持

一 壹石一斗飯米 耆人一石一斗宛

船改御奉行中
參

- 一 鐘突 壹石之扶持
壹石一斗飯米
- 一 代官 五斛之扶持
壹石式斗飯米
- 一 掃除之者五人 一人仁壹石宛一人扶持
一人仁壹石式斗宛飯米
- 一 右之人数調之者三人 一人仁壹石宛ノ扶持
一人仁一百一斗宛ノ飯米

都合四拾八斛式斗

寺役之分

- 一 參斗六升 年中御本尊仏供之分
- 一 五斛 御明油之分
- 一 壹石式斗 年中先師供之分

都合六斛五斗六升

惣都合六拾七斛壹斗三升

文祿貳年癸巳八月二日 判

諏方別当

盛淳（花押）

56〔島津家久過書案〕鹿兒島町仲馬（島旧記前）
薩摩船五枚帆 七郎兵衛文書（編四〇）
船頭隼人佑

加子四人 てるまこくせい三老人合三拾五人令帰朝

候間、無異儀可有御通者也、

慶長二年雪月九日 嶋津又八郎判

57〔討捕首注文并五大老連署状案〕島津氏（島旧記後）
文書（編二一）

慶長三年十月朔日於朝鮮泗川表討捕首注文之事

一首壹万百八 鹿兒島方衆討捕也

一首九千五百二十 帖佐方衆討捕也

一首八千三百六十 富隈方衆討捕也

一首六千五百六十 伊集院源次郎手討捕也

一首四千四百四十六 北郷作左衛門手討捕也

合首數三万八千七百十七

此外切捨者不知數

右之大勝利依テ五大老之奉書曰

去月二日龍伯江御注進狀昨日到来令披見候、然而其表大明人九月十九日罷出晋州陣取去月朔日其城江取掛候処二大鉄炮二而被打立、其上被及一戰、則時二代崩晋州川際迄追詰悉被討果候由候、殘党等晋州大河水被追入、無殘所御働誠以御手柄無比類次第、殊江南大将九人合人数二十萬騎有之処二、如此之儀無申計候、并御父子自身被碎手数被討捕之由無是非儀二候、因茲御家中衆手柄之由令察候、然ハ蔚山表順天江罷出候敵右之仕合候間、定而可為敗北候、雖然先

度小西寺沢依注進此方御人数船手以下追々可令渡海之旨被仰出候、隨而徳永法印、宮木長次郎を以如甲遣候敵於引退者、各被逐相談、諸城釜山浦江被引取、其より可有御帰朝候、恐々謹言、

慶長三年

十一月三日

輝元判

景勝判

秀家判

利家判

家康判

羽柴兵庫頭殿

嶋津又八郎殿

58 (島津家久条書案)

(島旧記後
編四三)

- 一 留主居談合中何篇無用捨愚法ニ諸式可申付事、
- 一 御公領之内町浜ニ罷居候者公役等有様ニ無緩可仕候事、
- 一 船手へ役儀可申付儀船奉行在所ニありながら申付る事不可然候、船もとへ自身罷居、高麗へ渡海之船無量負偏頗可入念事、

一 鹿兒嶋衆中如前々御普請に無懈怠可罷出事、付自然いた

つらなる儀於有之者為役人堅可申由万一難決之者あらは可致言上事、

一代官衆談合中より可申付公役無油断可入念事、

一 浜市・帖佐・鹿兒嶋三方何事も談合候て可申定事、

慶長三年

御案文故月日ナシ

59 (島津義弘条書)

雜(旧記後
編二二)

從惟新様・少将様江御異見之御条目

- 一 御先祖之儀ニ付而龍伯様被食付たる作法、懈怠有間敷事
- 一 惣別殿中之作法并諸士中間小者町人以下可被食出儀、龍伯様被食付候様子不違様ニ可有分別事、
- 一 浜之市江御用所之有無切々被參詣事、龍伯様江可被得御意事、

一 鹿兒島之儀者不及申、諸外城置目等之儀者龍伯様江得御差図候而可被相定事、

一 諸方より用事申来候半時者役人等被定置、急ニ取次可申付事、附諸士出仕ニ早朝被差出可有対面事、

一 無足衆江心付之事、附高麗江以書物入数を仕立其上ニ自身高麗并京都へ參候ハ、御礼之事、

- 一 鹿兒島江移り申者雖有之、其仁を見計可被食移候、左様成者之躰を以主人之心中をよそより計物ニ而候間、分別可入事、
- 一 殿中番之請取渡し無懈怠様ニ可被仰付事、
- 一 普請江念を入らるへき事、附殿中掃除之事、
- 一 下着之者追付請所衆江夫を可被遣事、附折々念比ニ可有之事、
- 一 一家中出家衆江言葉ニ而成とも念ニ被仰候而可然事、
- 一 支配之儀能々念を入らるへき、附新知行或加増可被遣儀ハ能々可被遂談合事、
- 一 遊覽慰ミ之儀遠慮可入事、
- 一 何篇法度を可被仰出時者思惟肝要之事、
- 一 諸人依怙ケ間敷儀多分有之事候間、遠慮題目之事、
- 一 大酒停止之事、附食物以下晝夜之用心油断あるましき事、
- 一 他人之物可有所望儀者遠慮可入事、
- 一 むさとしたるもの当座之興催し候とて側ちかく被食仕間敷事、
- 一 鹿兒島江猥成振廻仕者於有之ハ辻切を被出候而ハいかに可有之哉之事、
- 一 扇之骨竹之事、
- 一 鉄炮はり候ものゝ事
- 一 えむせうの事
- 一 唐船喫之事
- 一 新田宮再興之事
- 一 家中ニ制札不立之事
- 慶長四年夏
- 一 龍伯様被召置たる法度已下用捨可入之事、附御内之作法出仕以下此跡ニ不易やうニ可有分別之事、
- 一 国本用所之儀不相濟内ニ遊山之乱酒など可有遠慮之事、
- 一 御留主中諸咄之様御尋可有之事、
- 一 諸外城無口之衆ニ可被仰聞儀可有之事、
- 一 元日作法之事、
- 一 於鹿兒島神水之事、付一向宗法度之事、
- 一 信心之儀被捨間敷事、
- 一 無余儀衆生害之儀ハ遠慮可有之事、
- 一 国衆なと成敗之儀ハ能々可用捨之事、
- 一 女中方ミたりかハしく無之やうニ可被仰付之事、
- 慶長四年夏

返地目録

薩州鹿兒嶋之内犬迫村

高六十八石二斗八升 久木田之門

高拾貳石壹斗九升 伊集院郡村 内屋敷

惣合八拾石四斗七升

右阿多為返地被宛行者也、

慶長五年五月五日

平田太郎左衛門尉

圖書頭

本田六右衛門尉殿

増宗（花押）
忠長（花押）

惣合拾三石二斗六升

已上

右於庄内以自力百日在陳被仕二付被宛行者也、

慶長五年
九月六日

鎌田出雲守

比志嶋紀伊守

圖書頭

梅北与左衛門尉殿

政近（花押）
国貞（花押）
忠長（花押）

62〔鎌田政近・比志嶋国貞達書〕野村氏（島日記後）

豊後へ被差遣鉄炮衆之事

文書（編五〇）

〔貫明公御城下〕
〔慈眼公御城下〕

一富隈より之鉄炮衆拾人

一茄兒島方令出之衆

一北郷殿衆五人

〔島津以久〕
一右馬頭殿式人

一北郷作左衛門尉殿耆人

一圖書頭殿耆人

〔忠長〕
右之外二五人從茄兒嶋可参合卅丁、早々被召烈、豊後江

可被差越候由被仰出候、
十月八日

〔慶長五年〕
〔御家老〕
〔国貞〕
〔政近〕
比志嶋紀伊守判
鎌田出雲守判

野村狩野介殿

61〔加増目録〕（旧記後編）
加増目録

薩州鹿兒島之郡

武村浮免

高五石壹升 川上村浮免

上田一反九畝六分三石七升二合

井りう 次郎左衛門尉

中田三畝八分四斗五升七合三勺

但馬守 刑部左衛門尉

中田一反廿分一石四斗九升三合三勺

くわんしや田 下畠一反八畝廿分一石四斗九升三合三勺七左衛門尉

外数行略ス
合八石二斗五升六合

63 (島津義弘書狀) 本田氏(島田記後) 文書(編五四)

本田助丞申越候趣共為可申上至志布志以書狀申入候処二如此從龍伯様之御返事二者被入御念たる御文躰之間、為御心得則御狀を持せ遣之候、就中上方之使鹿兒島江可被相越様二思召御書面二候、於為其分者乍不申別而被入御念諸篇被仰付肝要二存候、彼使者鹿兒島迄可被罷通事者御用捨も可入歟と存候間、今少龍伯様へ被得御意、同ハ富隈江鹿兒島之御造作二而逗留候様二有度候、旅庵も夜前此方へ致下着候、依様子明日迄も其方へ参上申候様二可申付候、仍新納新八郎・喜入撰津守・川上助七等以上六人ほと為罷下由候、就夫或人之申候者京都二而暇之儀を不申究走候て罷下候様二承付候、於事実者上方二而最前道正宗固御家門様へ依為申上内府様へ被得御内証を為御抱被召置たる由候処に如此之仕合者跡二而御家門様宗固可及御迷惑儀治定たるへく候、然間罷々御糺明候而右之旨事実候者可有見參事をも被指止、傍に令逼寒自上方御尋候共此方にハ無御存通可有御申覺悟尤二存候、但かやう二ハ申ながら彼人々々口柄共を我等者直二不承候間、先以他言なく御聞合有へく候、兎角我等存候者従上方御尋ある程之躰にて候者以之外事六ケしかるへく候間、いかに詞をたくミ申され候共上方より之引付

たと於無之者能々下衆などの口をも被開合尤に存候、何も為御納得候、恐々謹言、

(朱書)

慶長六年 卯月四日

惟新御判

少将殿

参

64 (平田増宗寄進狀) 福昌寺(旧記後) 文書(編二五)

一唯恕參様御石塔并御葬所為洒掃鵝目千疋号祠堂物被寄進候、以此旨到後年払除等無断絶之様主務之僧衆へ堅固可被仰渡事本懐候、抑恕參様御恩情不淺故、雖為微少之法物頭寸志奉営之者也、仍状如件、

平田太郎左衛門尉

慶長六年五月十三日

増宗(花押)

福昌寺

衣鉢閣下

65 (伊地知重行他一名連署書狀) 雜抄(旧記後) 編二六

猶々巨細者十一日御理候間不能一二候 以上、

少将様御上洛二付御留守中者為御祈念毎月御諏訪大明神江神楽可有御上由御立願候、就其今月より十二月迄三ヶ月分米五斗二升五合持進申候、就中明月七日吉日之由候間、於

神前御祈念可被遊候、此等之旨伊勢平左衛門殿江書状を以可被仰候得共、富隈江参上候之間、如此候、恐惶謹言、

慶長七年歟
十月六日

有川与左衛門

貞政判

いち、主馬允

重行判

かこしま
御諏訪座主御坊

御同宿中

66〔島津家久条書〕

本田氏
文書
(旧記後
編二七)

唐船着津二付被仰出条々

一 鹿兒島富隈・帖佐三方より御用物之外一物もおさへをか
るましき事、

一 廻船憲法之直成之外押買させらるましく候、若自然違乱

之人於有之者ハ被擲置、至于侍ハ能々被届置、可有言上

事、

一 対旅唐人為地下人喧嘩口論於仕懸者、其科ニ可被召喚之

事、

右於三ヶ条者堅被仰出之間、為各無用捨可被仰渡者也、

慶長八年六月七日

伊勢平左衛門
(貞成)
(花押)

中世關係史料(古文書) 二一

本田助允殿

五代右京入道殿
参

67〔新納善兵衛請取状〕

雜
(旧記後
編三〇)

覚

鹿兒島武村知行三石永代ニ壳渡候代錢九貫文内六貫文者七月三日ニ請取申候、三貫文ハ今日請取候、合九貫文慥ニ請取申候、為後日墨付如此也、

慶長十六年
十一月廿四日

新納善兵衛(花押)

大山稻介殿

68〔知行名寄〕

大口井畦
氏文書
(旧記後
編三二)

知行名寄帳

井畔式介殿

大口小木原村之内

一庵屋敷

屋敷四畦 四斗蒔
大豆式斗二升

与
蔵

ひノ丸畦十一

中田六畦 四升八合蒔
初三ツ式斗一升

同
人

柿木本畦十一

中田式段廿步 老斗六升六合蒔
初十三俵老升

同
人

二九一

前田畦六ツ

中田畦段 八升蒔
 粗六ツ壹斗

与 蔵

同所同二ツ

中田畦畦十八歩 壹斗四合蒔
 粗壹ツ三升

同 人

屋敷添同四ツ

下田六畦十五歩 五升二合蒔
 粗三ツ三升

同 人

畠田同十一

下田壹段 八升蒔
 粗四ツ二斗

与 蔵

大田村よし行

下畠三畦八歩 三升二合蒔
 大豆九升六合

善左衛門

畠田畦五ツ

下田五畦四分 四升壹合蒔
 粗壹ツ一斗一升五合

与 蔵

屋敷そへ

山畑式畦十八分 式升蒔
 大豆五升二合

同 人

合田畠屋敷六段九畦廿二分

京舛 粗大豆卅六俵壹斗七升式合二勺

一浮免

大田村内古川畦三ツ

上田式畦十八歩 式升一合蒔
 粗二ツ式升五合

善左衛門

篠原村大内田畦十四

下田式段九畦十歩 式斗三升五合
 粗十三俵二斗

孫兵衛

篠原村柳田畦廿一

中田壹段二畦四歩 九升六合蒔
 粗七ツ一斗七升

四郎左衛門

田畠屋敷四反四畦式歩

粗大豆廿三俵式斗三合

京舛

惣合田畠屋敷壹町壹段三畦廿四歩

粗大豆六拾俵二升五合二勺

内二升五合二勺過

高二シテ式十斛

右鹿兒嶋吉野村之内馬坂両村被給候知行くり替二付令

支配者也、

慶長十年三月十六日

(鹿兒嶋) 御支配所④

69 (日置某外二名連署状) 愛后由(旧記後) 諸書出(編三二)

高拾石 鹿兒嶋上伊敷之内

右知行愛后領江被相付候者納成被給其所之志田畠宝泉坊

へ可被相渡者也、

慶長廿年三月廿二日 新納加賀印

田代刑部少輔印

日置吉兵衛印

曾木甚右衛門殿 參

70 (喜入忠政書状) 案養院(旧記後) 文書(編三二)

先程以一人如申入候拙子為立願御諏訪へ知行五石我等一代

間寄進仕候、右知行苜籠之内ニ御座候、即彼目録進上申候、御請取可被成候、若後日御知行以公儀相替候共、別所ニ返地分別可申候、為其以一書申入候、恐惶謹言、

慶長廿年

喜入撰津守

卯月十九日

忠政（花押）

鹿兒嶋諏訪座主

惣持院

御同宿中

71〔島津家久書狀〕大乘院（旧記後）
文書（編三二）

尚々御酒樽一荷送進之候、書信之験迄候、

其已来令無音候、仍此方仕合能、両御所様別而恭儀不大形候間、諸事可安心候、将又御祈禱之札守被差上一段祝着申候、弥御懇祈所希候、次諏訪座主へも被相心得憑入候、恐々謹言、

元和元卯

陸奥守

閏六月四日

家久（花押）

大乘院

玉床下

72〔島津久元外三名連署狀〕
（旧記後）
（編三三）

中世關係史料（古文書）二一

御勘氣之衆自前代為寺役被相拘儀候、然者寺領を相憑存哉、所中かけ歩行仕哉、愚宿へ緩々被罷居候儀曲事深重ニ被思召候旨被成御意候、自今已後於被相拘置候儀者、其人へ以右之趣能々被相堅可被拘置候、畢竟寺主之難ニも罷成候、又牢人為ニも不可然事候之間、門中衆江も可有演說候、自然此上ニも緩疎之儀於有之者其寺主可為越度者也、仍所被仰出如件、

元和四年午七月廿五日

比志嶋紀伊守判

町田図書頭同

喜入撰津守同

下野守同

福昌寺

73〔有川某願文〕案養院（旧記後）
文書（編三三）

未之年男十六歳

願文

御諏訪大明神

馬卷疋 生替

同

指刀一ツ 新造

右御祈念被成候て奉頼候、已上、

元和八年八月九日 有川助兵衛尉

御座主様
参

74 (嶋津家久袖判条書) (旧記後)
(編三四)

(家人)

(花押)
覚

一 応知行之高今度軍役之賦申遣候間、以此趣於其元惣賦能々念を入相究、其書立早々可差上事、

一 今度申遣候役儀致其用意、自然之時緩在之間敷との致談合候判可差出候、若難成人有之者、其書立可差出候、即知行召離、軍役可相勤衆へ可遣事、

一 此軍役之趣一天下之法にて候処、別新儀之様ニ存、理くつかましき儀申輩於有之者曲事可為深重事、

一 従式百石上之衆具足并馬之鞍道具用意候衆之書立可差上慥なる檢者相廻可書記事、

一 他国之侍ハ或普請方之用意成俄ニ軍役之人数可入時之用意を頭目にて具足馬鞍手前ニ可入程之人数之儀を不断無油断御懸候故、家内之躰ハ如形知行を致候衆もやうく朝夕之食を女房衆調ニて膳をもすへなと候躰ニ有之由候

処、用之儀者具足馬鞍人数之用意者無之、其身々ニ分限ニ不及躰家内之人をも余多召仕、緩々ニしたる由取沙汰候、是ハ町人之作法にて侍之非覚悟候間、是非共自今已後ハ先軍役之儀を可致題目儀可為肝要事、

一 知行百石取衆、又無足之衆にも手前成候而自然之時馬を可乘与存候者あらハ其身之好次第鹿兒嶋中無用捨不斷馬ニ乗候而可罷行儀可為尤、若一陣も乘馬ニて為相勤者其以後ハ知行を可被下事、

一 右之給之衆就御免鹿兒嶋中馬ニ乗候而行候をなぶりかたきもの有之候者聞召付次第其科ニ可被仰付事、

右条々不可有違篇者也、

寛永九年六月十一日

75 (島津久慶外二名連名署状) (旧記後)
(編三四)

大乗院 安養院 加世田

川内 伊集院

曾於郡 願娃

福昌寺談議所座主日新寺南林寺新田妙円寺妙国寺霧嶋開開

国分 加久藤

正八幡二之宮興国寺此外ニも無余儀寺社家之知行当時之儘

ニ而被召置、修理等ニ御用不入様ニ候而寺役ニ被相調出、

供田之外社人之給地者諸士並ニ可為上地事、右者戌五月從

江戸渋谷四郎左衛門殿、児王筑後守殿ニ而被仰出候、以上、

寛永十一年五月廿日 川上左近将監印

高崎伊豆守殿

能乘

山田民部少将殿

有榮

新納加賀守殿

忠清

島津

下野守元印

久元

島津

弾正大弼印

久慶

